

gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会

e-mail contact@gid.jp

Fax 03-5715-2302

HP URL <http://gid.jp>

活動報告書
2003
後期版

<目 次>

はじめに	1
これからも共に進みましょう。	2
省庁・国会・政党	3
GID 特例法に対する活動	4
「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」成立までの主な動き	4
「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」成立	5
「現に子がないこと」に関する考察と要望書	6
「現に子がないこと」要件に関する各紙の論評	8
幻の民主党案と法案成立後の談話	10
異例の委員長発言	12
公明党の対応と浜四津私案	13
みなさまからいただいたコメント	14
共同記者会見の開催	16
性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律（全文）	17
特例法成立に尽力いただいた議員のみなさん	18
東京新聞の特集記事	20
坂口厚生労働大臣との面会	22
外務省に対する、旅券の性別欄に関する要望	25
地方自治体	26
各地方自治体での対応状況	26
陳情体験記（神奈川県藤沢市）	29
太田房江・大阪府知事との会見	31
神奈川県の陳情状況	34
堂本暁子・千葉県知事との懇談報告	35
千葉県その他地方自治体における活動報告	37
埼玉県知事選挙候補者への公開質問状	41
ローズマリーの活動報告 2（東京都三多摩地区）	46
三多摩地区 gid.自治体アンケート プチ報告	47
2003 年北海道の活動	49
福島における活動	51
世田谷区・東京都報告	53
愛知県安城市での性別不記載陳情の報告	55
愛知県安城市での政府への意見書陳情の報告	58
富山県の活動報告	60
静岡県内における取り組みについて	65
新潟における活動報告	69
長野県における活動報告	71
神奈川県南足柄市 国への意見書提出を求める陳情採択	73
ちょっとコーヒープレーク	74
半陰陽	75
「もはや証明できない半陰陽」の素材とその立場について	75
半陰陽について	77
医療	78
札幌医科大学附属病院関係の報告	78
生命保険の給付金支払いについて	80
フォーラム	82
2003 年後期に開催されたフォーラム	82
会の組織・運営	83
メンバー・サポータ登録票	85



性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会

はじめに

gid.jp 代表 山本 蘭

gid.jp は、創立 1 周年を迎えようとしています。

こうして 1 年を迎えることができたのは、一重に会員みなさまの活動の成果および支援してくださったみなさまのおかげです。厚く御礼申し上げます。

当事者のみなさんの切実な声を集め、大きなウェーブに育てていきたい。当事者一人一人が自分にも何かできることがあると考えて行動しようという思いでこの会は発足いたしました。そして、1 年ですでに大きな成果を上げることができてきたと思います。

これらの成果は、一重に会員のみなさんが声を上げ、活動した結果といってよいでしょう。

gid.jp が産声を上げた昨年は、いろいろな息吹は感じさせられたものの、ここまで状況が激変するとはとても考えられませんでした。

まず、7 月には「性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例の法律」が成立しました。

私たちが戸籍の性別変更は目標の最初に掲げて運動してきたわけですから、この成立は評価できるものです。しかし、子供のいる当事者が除外されるなど、大きな問題を抱えています。私たちはそのためこの要件撤廃を訴え、活動を続けてまいりました。残念ながらそれはなりませんでしたが、3 年後の見直し条項が附則につけられ、今後に期待をもつことができるようになりました。

更に、私たちは地方議会に対し、国への意見書の議決や性別欄削除を訴え、すでに 40 以上の自治体で取組みが始まり、更に広がりつつあります。

これは、戸籍の性別訂正が難しい当事者にとって朗報であるだけでなく、不必要な情報を開示する必要はないという個人情報保護の観点からも、また男女共同参画社会の実現にもつながっていくものと信じています。

更に、当事者にとっては医療の問題が大きな問題として残されています。

そのため、gid.jp では昨年 9 月に坂口厚生労働大臣に面会し、治療への健康保険の適用など直接要望書を提出いたしました。また、日本で 3 番目にジェンダークリニックを開設することになった札幌医科大学にも当事者として大きく関わらせていただきました。このように状況は少しずつですが改善されつつあります。

しかし、私たちの問題は、まだまだ課題がたくさん残されています。

戸籍の性別変更が実現したとしても、問題のすべてが解決するわけではありません。

要件に該当せず取り残される方たちがたくさんいます。治療中の方もいます。性的違和をかかえ、模索されている方もいます。要件には該当しながら容姿で悩んでいる方もいます。そもそも、性同一性障害を抱える者に対する世間の目は、いくぶん好意的にはなったかもしれませんが、まだまだ多くの差別や偏見にさらされています。

私たちは、4 年後の改訂に向け、また私たちが本当に「普通にくらせる」日が来るその日まで、これからも活動を続けて参ります。

ここに、2003 年 5 月～12 月までの活動報告を冊子にまとめました。

この活動記録が、全国のみなさまのこれからの活動や生活改善に少しでも役に立ちますこと、願ってやみません。

どうか今後も倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2003 年 12 月 20 日

HP: <http://gid.jp> mail : contact@gid.jp Fax.03-5715-2302

※ ここでいう「普通」とは、性同一性障害に由来する、不当な人権侵害、不利益がない状態を指し、性の多様性を否定するものではありません。

これからも共に進みましょう

本年7月10日に「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」が成立したことは、すでに皆さんご存知のとおりです。

しかし、戸籍の性別変更が実現したとしても、問題のすべてが解決するわけではありません。

私たちは、そのために当面の目標としとして5つを上げましたが、今、これらを更に発展させ、次の7つを新たな目標として設定したいと思います。

- ① 戸籍の性別変更要件の緩和
- ② 性同一性障害治療の健康保険への適用
- ③ 地方自治体レベルにおける公文書からの不必要な性別欄の撤廃と国への働きかけ
- ④ 住民基本台帳ネットワークからの性別欄および性同一性障害を理由とした訂正履歴の削除
- ⑤ 履歴書・求職票からの性別欄の撤廃
- ⑥ パスポートの性別欄の取扱いの変更
- ⑦ 正確な情報の伝達と意見集約方法の確立

このうちの①の戸籍の性別訂正の実現については、今回の法案でまず足がかりができました。

この特例法の成立をうけ、これからは要件の緩和という条件闘争に移行することになります。

附則で3年後の見直しが歌われていますが、時間はあというまに過ぎていくでしょう。

具体的な行動を急がなければなりません。

また当面は、まもなく公布される厚生労働省令について注視する必要があります。

②の保険への適用も、坂口厚生労働大臣への面会を実現し、手がかりをつかむことができました。しかし、さらなるプッシュが必要です。

医療機関の拡充も重要な課題です。すでに札幌医大の動きには当事者として関与していくことができました。

これをなんとか全国に広げていかなければなりません。

③の地方自治体レベルにおける公文書からの不必要な性別欄の撤廃は、すでに皆さんががんばって取り組んでいらっしゃる項目です。すでに、40を超える自治体で進展がありました。これについては、さらに簡単に陳情できるよう、ノウハウの公開、資料集などのとりまとめを早急に行う予定です。また、地方を動かすには国を動かした方が早い場合もありますので、総務省など国に対する働きかけをあわせて行なおうと思っています。

④の住民基本台帳ネットワークからの性別欄および性同一性障害を理由とした訂正履歴の削除もまだ取り組みが行われていませんが、すでに始まった住基ネットカードの運用を含め、何ができそうなのか、具体的になるべく早くまとめたいと思っています。

⑤の履歴書・求職票からの性別欄撤廃に関しては、すでに国会でも質問が行われ、厚生労働省も動き出すなど成果があがりつつあります。この流れを加速し、更に着実に廃止になるよう求めていく必要があります。

⑥のパスポートの性別欄の取扱いの変更は、従来は主張していなかった項目です。これは、今まではこのことを訴えることによっていわゆる小解決（戸籍の変更という大解決を選択せず、日常困るものだけを変更する方法）で終わってしまうということにならないよう従来はあえて主張してこなかった項目です。

しかし、今回の法案の成立を受け、戸籍の変更に关してはすでに道が開けたこと、少なくともあと4年は要件の緩和が難しいこと、まだまだ救われない人が多く残ることなどから今回目標として採用したいと思っています。

そのため、すでに外務省に対し、要望を行いました。

最後に上げた、正確な情報伝達と意見集約ですが、そのための第1弾として世話人・評議員の選出という機構改革を行いました。

また、それ以前に携帯電話しかお持ちでない方、インターネット接続環境の無い方に対しても、郵送サービスを開始するなどの対応を進めています。

こうした項目の実現にむけ、国会議員・省庁・地方自治体・マスコミなどに対する働きかけを更に強めていこうと思っています。

また、活発に交わされるMLには、本当に貴重な情報が流れています。こうした資産を活かし、会員のみなさまがもっと声を上げることができるよう、もっと容易に動けるようにしていこうと思っています。

私たちは力を持ち始めています。自信を持ってこれからの活動を続けていこうではありませんか。きっと成果はついてきます。

今、私はみなさんと共にあることをとても幸せに思っています。今まで本当にありがとうございました。そして、これからも共に進みましょう。

私たちが、本当に普通にくらせるその日まで。

代表 山本 蘭

国会・省庁・政党

2003 年最大のトピックは、なんといっても「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」の成立です。この法律の成立をめぐっては、「現に子がいないこと」という諸外国にも例をみない要件が付加されたことにより当事者の中でも議論が大きく分かれることになりました。

gid.jp では一貫して子無し要件には反対の立場をとってまいりましたが、一方で法案自体の成立には賛成するという難しい選択を余儀なくされました。

ここでは、特例法成立に関する活動についてまずご報告させていただきます。

また、同時に本年は、森山法務大臣、片山総務大臣をはじめ、坂口厚生労働大臣にもお会いして要望書を提出することができました。大臣に当事者が直接面会するということは過去にはなく、意義のあるものであったと思っています。

こうした本年の国会・省庁・各政党に対する活動報告を掲載いたします。

<2003年の主な活動>

- 2 月 21 日 森山法務大臣・片山総務大臣と面会。当事者として初めて対応を直接訴える。
- 3 月 18 日 自民党性同一性障害小委員会へ要望書を提出。
- 5 月 19 日 } 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立のためのロビー活動。
- 7 月 10 日 }
- 7 月 16 日 衆議院厚生労働委員会で民主党の家西悟議員が性同一性障害をかかえる者に対するハローワークでの対応や健康保険適用について質問。そのサポートを行う。
- 9 月 19 日 坂口厚生労働大臣と面会し、GID 治療の健康保険適用や雇用差別撤廃の要望書を提出。
- 10 月 8 日 外務省に対し、旅券（パスポート）の性別記載変更をメールで一斉陳情を行う。



議員会館より見た国会議事堂（裏側）
法務委員会や本会議の傍聴に行きました。



衆参議員会館
何度も通うことになりました。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立までの主な動き

gid.jp 代表 山本 蘭

2003 年 7 月 10 日に成立し、16 日に公布された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）」ですが、その成立までの主な動きを整理しておきます。

- 2002 年 8 月 28 日 「韓国における性同一性障害と法律」公開講座で、作家の虎井まさ衛さんたちが裁判所に訴えていた性別訂正の一斉提訴で、最初の申し立て棄却の判決が下ったことが報告される。
- 9 月 30 日 東京都小金井市議会で「性同一性障害者の性別記載については性別の書換えのできるみちを開くこと。」と記載された意見書が議決される。
- 11 月 7 日 参議院法務委員会で、公明党の浜四津敏子参議院議員が、性同一性障害の問題につき質問。重大な人権問題と迫り、法務省より「真剣に対応を検討する」との回答を引き出す。
- 11 月 10 日 小金井市議会での意見書議決を受けて、いわゆる「小金井フォーラム」が開催。主催 FTM 日本、TwinkleStar。gid.jp 発足の原点となる。
- 12 月 3 日 民主党 人権・消費者調査会で性同一性障害の問題を取り上げる。座長 石毛えい子衆議院議員。山本代表が出席し、意見陳述。
- 12 月 10 日 参議院法務委員会で、公明党の浜四津敏子参議院議員が性同一性障害の問題につき再度質問。早急な対応を促す。
- 12 月 19 日 公明党 法務部会内に「性同一性障害小委員会」を設立。委員長 荒木清寛参議院議員
- 2003 年 1 月 3 日 gid.jp 会発足。戸籍の性別訂正を、最初の目標に掲げる。
- 1 月 28 日 nao の会発足。国会議員を訪問し、性別訂正を訴える。
- 1 月 12 日 nao の会、2 回目の国会議員訪問。
- 2 月 13 日 民主党 第 1 回人権政策会議開催。座長 今野 東衆議院議員
- 2 月 21 日 公明党「性同一性障害小委員会」のメンバーが森山法務大臣と片山総務大臣に要望書を提。gid.jp 山本代表が同行し、当事者として初めて大臣に直接対応を訴えた。
- 2 月 24 日 自民党 第 4 回 性同一性障害勉強会開催。26 ヶ月ぶりの再開。座長 陣内孝雄参議院議員。
- 2 月 27 日 衆議院予算委員会第三分科会で民主党の家西悟議員が性同一性障害について質問。森山眞弓法務大臣がこれに応え、政府による戸籍法などの改正は「すぐには難しいが、議員立法の動きがあればお手伝いしたい」と答弁。
- 2 月 28 日 民主党 第 2 回人権政策会議。
- 3 月 10 日 自民党 第 5 回 性同一性障害勉強会。
- 3 月 18 日 自民党 第 6 回 性同一性障害勉強会。
- FTM 日本、TNJ（TS と TG を支える人々の会）、gid.jp 連名で、要望書を提出。この日の委員会には日本精神神経学会、日本看護協会など多くの団体より要望書が提出された。
- 4 月 27 日 統一地方選挙で、世田谷区議に立候補した当事者の上川あやさんが上位当選。
- 5 月 19 日 与党 3 党による「性同一性障害プロジェクトチーム」より「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律案（仮称）骨子案」が発表。
- 5 月 23 日 与党 PT 公聴会で山本代表による意見陳述。子無し要件撤廃を訴える。
- 5 月 30 日 公明党与党 PT メンバー（浜四津参議院議員、松参議院議員）、自民党与党 PT メンバー（南野参議院議員、山下参議院議員）と子供のある当事者との面会をそれぞれ実現。
- 6 月 1 日 この日までに、当事者が訴えていた戸籍の性別の訂正を求めた家事審判の特別抗告で、最高裁第 2 小法廷（福田博裁判長）は訂正を認めない決定を下す。
- 6 月 9 日 自民党法務部会 了承。
- 6 月 11 日 公明党法務部会 了承。
- 6 月 11 日 民主党、次の内閣で、民主党案の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案（仮称）骨子案」閣議決定。ただし、議会には提出せず。
- 6 月 13 日 自民党総務会 了承。
- 6 月 13 日 民主党人権政策会議において、子供のある当事者による意見陳述が行われる。
- 6 月 17 日 公明党政務調査会 了承。
- 6 月 17 日 与党 3 党による政策責任者会議で、3 党で了承された旨報告。
- 7 月 1 日 参議院法務委員会で、委員長提案で法案提出。全会一致で可決。
- 7 月 2 日 参議院本会議で、全会一致で可決。
- 7 月 9 日 衆議院法務委員会で、全会一致で可決。山本委員長が異例の意見陳述。
- 7 月 10 日 衆議院本会議で、全会一致で成立。
- 7 月 10 日 民主党、千葉景子法務ネクスト大臣名で、談話を発表。
- 7 月 16 日 平成 15 年法律第 111 号として公布。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立

gid.jp 代表 山本 蘭

本年7月10日「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、可決、成立いたしました。

この法律は、私たち性同一性障害の当事者の性別変更を可能にする道を開くものであり、また、性同一性障害そのものを法律で規定したという意味で、評価すべきであると認識しています。

しかしながら、「現に婚姻をしていないこと」「現に子供がいないこと」「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」など、様々な要件が付加されたことにより、いくつかの課題を残しました。

特に「現に子供がいないこと」という要件は、子供を持つ当事者に大きな波紋と絶望を呼び、また当事者間で対立が起こったことも事実です。

私たちは、設立趣意書の中で「すでに起こってしまったことを要件とすることには絶対反対する」という立場を取ってきました。

このため、5月19日に骨子案という形でこの法律の概要が示され、そこに「現に子供がいないこと」という要件が付加されたとき、これについては本来「絶対反対」という立場を取るのが筋でした。

しかし、多くの国会議員の方の意見は、この法律はまず通した方がよい。見直し条項もつけられているので、3年後の見直しの際にこれを改訂した方が、ここで法案を廃案として最初から作り直すより、遙かに簡単であるというものでした。

元々会が設立された時には、戸籍の性別変更を可能にする法律の制定は、まず地方自治体での性別削除や意見書を議決する活動を進めていき、全国にそれを広げていって、最後に国会に届けようと言う考えでした。この期間はおおよそ3年を想定していました。

ですので、3年後に見直された法律になるのであれば、それは当初の予定とほぼ合致します。更には、いつできるかわからない状況より3年という期間が区切られたことにより、やらなければならないことがスケジュールリングでき、対応しやすくなります。

更に、ここでこの法案を廃案にした場合、果たして3年後までに新たな法律を作ることができるのか、またできたとしてもそれは現状より緩和された要件にできるのか、こうしたことを総合的に考えたとき、最終的な結論は、苦渋の決断でしたが「この法案はひとまず通す。しかし子無し要件については撤廃されるよう最後まで努力を続ける」という方針で臨むことになったのでした。

その具体的な活動には、以下のようなものが上げられます。

・5月23日に開かれた与党のPT会合において、強い圧力にも屈せず、子無し要件は問題である旨主張し、数名の委員から賛同を得ることができました。

・5月30日、公明党の浜四津議員および松議員、自民党の南野議員、山下議員と子供を持つ当事者の方20名との面談を実現。直接話を聞いてもらうことができました。

・6月13日、民主党人権政策会議において、TFN（家族と共に生きるGIDの会）と共同で、子供を持つ当事者と共に出席。子無し要件が、いかに誤った認識であるかを主張いたしました。

・緊急アンケートを実施し、実に6割を越す回答者が、特に「子無し」要件に問題があると考えていることを実証。国会議員のみなさんに、その声を伝えました。

・各議員を個別に回り、子無し要件につき、撤廃を求めました。

こうした活動にもかかわらず、残念ながら子無し要件を外すことはできませんでした。しかし、私たちが主張し続けたことにより、以下のような一定の成果を得ることができたと思っています。

・公明党の浜四津代表代行と松あきら議員から、3年後には子無し要件を必ず撤廃するという力強い決意表明をいただいた。

・衆議院法務委員会において、異例の委員長による意見陳述を行っていただいた。

・民主党において子無し要件を含まない対案を準備いただいた。（ただし未提出）

・民主党において、法律成立後「子なし要件」に言及した声明の発表していただいた。

さらには、分裂記者会見になってしまいましたが、マスコミもこの「子無し」要件は問題である旨の好意的な記事も多く掲載され、世間にもこの問題を喚起できたと思っています。

また、5月30日に東京で、6月8日には大阪でそれぞれ緊急説明会を開催し、多くの当事者の方に直接経緯を説明する機会を設けることができました。

この法律の成立によって、国会議員や一般の方々に性同一性障害ということばはかなり浸透しました。

しかし、これをそのまま風化させるわけにはいきません。また、一部に心配されている「性別変更できた者」と「できなかった者」の逆差別が起こらないよう、しっかり声を上げ続けなければなりません。

また、特例法が施行され、性別変更ができた方はどうか幸せになっていただきたい。

そうして、できれば「自分たちはこんなに幸せになった」とアピールしていただきたい。

それが私たちの判断は間違っていなかった証であるし、その声が多ければ多いほど、次の改正に結びついていく。そう思います。

改正まで4年。長いようで短い期間です。やるべき事はまだまだ多い。

私たちの活動は、これからなのです。そして、これからが本当の闘いになるのです。

「現に子がいないこと」に関する考察と要望書

gid.jp 代表 山本 蘭

2003 年 5 月 28 日

与党プロジェクトチームより「骨子案」が提示され、その中に「現に子がいないこと」という要件が付加されたことがわかった直後より、gid.jp ではこの要件の撤廃を求めて、各議員の方に訴えてきました。ここに、そのときお配りした要望書の全文を掲載いたします。

与党 PT の考えていらっしゃる「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案」には、「現に子がいないこと。」と言う要件が付けられました。これに関して、実際に子供を持つ当事者の方には大きな衝撃が走っています。

この「子のないこと」を要件とすることは、多くの誤解に基づいたものであり、非合理かつ人権問題です。以下に、「子にないこと」を要件がいかに誤った認識であるか、その論拠を示します。

● 戸籍上問題ない

性別訂正が行われても「父」が「母」に、または「母」が「父」になるわけではありません。戸籍法には「父」

「母」が何かという定義はありません。慣習的に男が父、女が母となっているだけです。医学的に、精子提供者が父、卵子提供者が母と考えれば、その後性別が変更されようこの関係は崩れません。また、この性別訂正は遡及効をもたないはずで、（遡及効を持てば、結婚そのものが無効となるはずなので）遡及効がなければ、その子供が生まれた当時は性を変更する前ですから、その時点での父母の関係は訂正されません。このように法理論的にも問題がないはずで、

名前を変更した場合では、子供の戸籍にもその変更を波及させるかどうかは選択できることになっています。つまりは現在が「花子」であったとしても、子供の戸籍上は、父「太郎」ということにすることができるわけです。これと同様に父母の欄はそのままとするということは、無理なことでもなんでもないと考えます。どうしても難しければ、子の戸籍が配偶者側に移っているなど分かれていれば、当事者の性別が変更されたことは子供の戸籍を見ただけでは全くわかりませんから、子供の人権も充分守れます。そもそも、これを問題にするとすると、現在名前の変更は可能になっている点からして「花子」さんが「父親」とあるという事態がありうるわけで、このことが元々問題あるというということになってしまいます。ですので、血統的にも戸籍上も問題は無いと考えられます。

● 非嫡出子の問題

MTF の方の非嫡出子に関する認知の問題があります。性別訂正が終了した後に非嫡出子が現れてこれを認知するとなるとどうなるのでしょうか？

この場合、性別訂正を無効とすることになるのでしょうか？それとも女性にかわったので、認知権が無いのでしょうか？

認知を認めないのであれば、子供の権利が大きく損なわれます。また、認知すれば性別訂正が無効となるとなれば、

必至で認知を拒むという事態の想定されます。

この場合は、子供の権利を侵害するだけでなく、親子関係に大きな影響を与えることはいくまでもありません。このように、法的にも無理があるように思います。

● なぜ結婚までし、子供をつくったのか

結婚し、子供を作ったのは自己責任でしようという意見があります。しかし、性同一性障害は、病気とみなされています。決して趣味や嗜好ではないのです。したがって、「これは避けることができないもの」なのです。トランスなんてしたくなくても、トランスセグをでない状況になってしまう。もはや意志の力では抑えられない状況になるのです。

単にその人が運良く結婚するまで発症しなかったか、よほど意志の力が強くて、無理矢理抑えることができたというに過ぎません。我慢は積もっていきます。そうしてコップ溜まっていった水がついに溢れるように、性を変えざるを得なくなるのです。

つまり、性を転換することは、子供がいようが妻がいようが、本人の意志とは無関係に、避けられないものなのです。妻のこと、子供の事を考えて止めることができるのなら、トランスなどしないでしよう。

こうした方々でも性的違和は小さい時から感じてきています。しかしながら特に 30 台後半より上の方は、その方の結婚適齢期には「性同一性障害」という概念など全くありませんでした。

また、仕事も接待業などごく一部のしかありませんでした。今のようにフルタイムで性自認に従って生活するというような事態は考えられなかったのです。

自分は変態じゃないか、どこかおかしいんじゃないかと悩み、両親や周囲のプレッシャーを受け、社会の要請を受け入れて結婚し、子供を作り、家族を守ってきました。

ある意味、自分をずっとだましつづけて。そうまでして、次世代を担う子孫を育ててきたのです。

こうした当事者にいったい何の罪があるというのでしょうか。

● 子に対する人権侵害、家族の崩壊につながるのでしょうか

よく、昨日まで「お父さん」だった人が今日から「お母さん」になったら子供はどう思うのかという議論があります。しかし、これも、よく考えてみれば実際にはありません。

なぜなら、すでに性別適合手術を終え、普通に男性または女性として暮らしている人は、すでに立派なお父さんでありお母さんであるからなのです。戸籍の性別訂正はこのす

でになっているお父さんを男と、お母さんを女と認めてあげましょうというだけなのです。

もし、子供にとって葛藤があるならば、それは戸籍の訂正時ではなくおそらく性の変更を開始した時期になると思われる。外見が男性または女性形に変化する途中は、それは違和感があるでしょうし、子供にとっても恥ずかしい思いとかたくさん考えられます。でも、家族であるならば、その過程で話し合い、折り合いをつけて生活していったはず。そして、性別適合手術も終わって完全な女性または男性に生まれ変わったのであるならば、子供にとってはもはやその時点では性が変わったことを素直に受け止められるようになっていくはず。

ですので、戸籍の性別の変更が親子関係に重大な問題をもたらすとは考えられません。

こうなれば、逆に「子供がいる」ことが性別訂正の障害になるのならば、親も「子供さえいなければ」という思いが出ないとも限りませんし、子供の側でも自分がいるために親が幸せになれないということになれば申し訳ないという気持ちになり、お互いが不幸になります。

つまり、性別訂正が不可になる方が、かえって混乱を招き、家庭崩壊につながりかねないのです。

また、性別訂正を行えば家庭崩壊につながるという論理は、子がいる場合は性別適合手術も認めない＝ガイドラインに準拠した治療も認めないということになりかねません。

子のことを思わない親はいません。しかし、同様に親の幸せを願わない子はいないのです。

このように、どう考えても「子の無いこと」を理由とするのは無理があるように思えます。

どうしてもこの要件を外すのは難しということであるならば、以下については、この限りではないという形にはできないでしょうか。

1. 親権の無い者
2. 子どもが成人に達し、理解が得られる者
3. その他、特別な事情があると認められる者
(この場合は、多様な家庭状況などから別件として審査が必要なケースとする)

これでも最悪しかたがないと思います。とにかく、道を完全に閉ざさないことが肝要です。

「自分の力ではどうにもならないこと」を理由とされるのは深い絶望に襲われます。真剣に自殺者が出ることを心配しなければなりません。また、子供がいる当事者において、殺人とまではいかないまでも虐待がおきたり、堕胎が行われる可能性は充分にあります。

このように、性別訂正が認められないことは、更に大きな不幸を招く可能性があるのです。

このような事態にならないことを祈るばかりです。

以上、子供のいないことを要件とすることは誤っていることをご理解いただければ幸いです。

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会
代表 山本 蘭

対象者拡大が課題

性同一性障害者の特例法
衆院本会議で10日、心と体の性が一致しない性同一性障害者を持つ人が、家庭裁判所の審判で戸籍の性を変えられるようにする「性同一性障害者の

性同一性障害者の特例法」が衆院本会議で10日、心と体の性が一致しない性同一性障害者を持つ人が、家庭裁判所の審判で戸籍の性を変えられるようにする「性同一性障害者の

性同一性障害者の特例法」が衆院本会議で10日、心と体の性が一致しない性同一性障害者を持つ人が、家庭裁判所の審判で戸籍の性を変えられるようにする「性同一性障害者の

戸籍上の性別を心の性に変更可能とする性同一性障害者の特例法が衆院本会議で全会一致で可決、成立した。変更できるのは、独身の成人で、なりたい性に合わせた性器を手術でもうけた人に限定。これらの要件を満たせば、家庭が性別変更の許可を与える。ただ、子どもがいないことも要件としたことなどに対し、当事者や野党の一部から再考を求める意見が出ており、3年後に見直しをする。

2003年7月11日掲載
朝日新聞 朝刊

2003年7月11日掲載
毎日新聞 朝刊

た。当事者団体の山本蘭代表は「性同一性障害者は2000人強いるとみられるが、この法律で性別変更できるのは500人程度」と述べ、見直し規定の実施に期待を寄せている。【堀井恵里子】

「現に子がいないこと」要件に関する各紙の論評

gid.jp 代表 山本 蘭

■社説

性同一性障害—苦しみに終止符を

朝日新聞 2003年6月12日掲載

与党の議員たちが中心になって、性同一性障害の人たちのための「性別取り扱い特例法案」を国会に提出しようとしている。一定の条件を満たせば、戸籍の性別を変更できるようにしようというものだ。

野党も立法の趣旨には異論がない。いまの国会での成立を求めたい。

この障害の人々は、心の性別と体の性別の不一致に苦しんでいる。確かに、治療としての手術で体を変えたり、新しい名前を持つたりすることは認められるようになった。しかし、公的な書類の性別訂正は許されない。そんな中ぶらりんの状態に置かれている。

外見と異なる性別が書かれた住民票を提出できず、正社員になる機会を自ら捨てる人は少なくない。保険証で受診することをためらい、手遅れになった人もいる。

戸籍の性別を直したいと、裁判所に申し立てを続けた性同一性障害の人たちの願いは、結局、最高裁でもかなわなかった。

司法による救済の道が断たれた以上、新しい法律をつくり、現状を改めることしか道はない。

変更が可能になるのは2人以上の専門医から性同一性障害と診断されている人で、(1)20歳以上(2)現在、結婚をしていない(3)子どもがいない(4)手術などで生殖が不能になっている(5)外見上、移行後の性別に似た性器を備えている、などの条件を満たさなければならない。そのうえで、家裁の審判を経て性別を変えることができる。

子どもがいない、という条件をめぐるのは当事者や支援者の間で賛否が分かれている。70年代から80年代にかけて性別訂正の法整備が進んだ欧米には、子どもがいないことを条件にしている国はない。

子どものいる当事者は納得できない思いでいることだろう。子どもを持つ人も、なんとか体の方に心を合わせ、社会に適應しようと苦しい努力を重ねてきたからだ。

けれども子どもの立場に立って考えてみるとどうだろうか。たとえば父親だと思っていた人が、ある日から女性になる。子どもがそういう事実と向き合い、受け入れるのに大きな困難が伴うのも事実だろう。

まずは、この法案を一日も早く成立させることを優先してもらいたい。それで多くの人が無用の苦しみから解放される。

性同一性障害は、胎児期に多量のホルモンを浴びたことなどが原因と推測されている。国内に7千人とも7万人ともいわれているが、正確な数はわからない。

98年に国内の医療機関で治療が可能になるまでは、やむにやまれぬ思いで海外に足を運び、手術を受ける人が相次いだ。その人たちも条件さえ満たせばこの法律の対象になる。

法案には施行3年後の見直しが盛り込まれている。子どもの気持ちに寄り添いながら議論を深め、やがてより多くの人が自分らしく生きられる法律にしていきたい。

■社説

性同一性障害 立法で戸籍の性別変更に道を

新潟日報 2003年6月17日掲載

体と心の性が一致しない「性同一性障害」の人たちの戸籍の性別変更を可能にする法案が、今国会に提出される見通しだ。

与党三党のプロジェクトチームがまとめた「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律案要綱」を先週、自民党法務部会が了承した。議員立法に向けて与党チームで取り組むことも決まった。

法案は、性同一性障害の人たちの苦しみを大幅に解消するものだ。今国会での成立を期待したい。

自分が女だ、男だということは、大多数の人間にとっても、考えるまでもない、ごく当たり前のことだ。

しかし、自分が心の中で思っている性別と、身体的な性別が食い違うのが性同一性障害だ。違和感を抱えて生きるのはどんなにつらいことか。

当事者が声を上げるなどして、この障害への一般の理解も広がってきた。

一九九八年には国内でも、体を心の性に合わせる性別適合手術（性転換手術）の実施が容認され、埼玉医大で始まった。

その後、岡山大も加わりこれまでに二十人以上が手術を受け、新しい人生を歩きだしている。名前の変更も比較的容易にできるようになった。

だが、まだ厚い壁が残っている。戸籍上の性が変えられないことだ。そのため、就職や結婚など社会生活のさまざまな場面で苦悩が続いている。

保険証、住民票、パスポートなど公的な書類の多くが性別を記載している。当事者は実生活上の外見と記載された性別が違うため、提示を求められるたびにトラブルに遭う。

それを避けようと、病気になっても病院に行かなかったり、正社員になることや定職に就くことをあきらめたりしている人が多いという。

二〇〇一年に六人の当事者が家裁に戸籍の性別訂正を申し立てた。

今月初め、最高裁は、埼玉医大で女性から男性への性転換手術を受けた三十代の当事者が申し立てた家事審判の特別抗告で、訂正を認めない決定を下した。

最高裁が訂正を認めなかったことで立法への期待が一層高まっている。

まとめられた法案の要綱は(1)二十歳以上(2)現在、結婚していない(3)性転換手術を受けた(4)自分の子どもがいない—などを条件に、戸籍の性別変更を認める内容だ。

この中で「自分の子どもがいない」という条件の是非は、意見が分かるところだ。当事者や法学者から「諸外国の同様の法律にもない規定で、過去の行為によって将来を縛るのは厳しすぎる」という意見もある。

子どもの立場を考えた配慮が必要だという理由から、子どものいる人を対象外にしたとみられる。

与党の要綱は、三年後に法律を見直す条項を盛り込むこととし、その間に社会の理解を深め、子どものいる人の

救済も図ろうという方向だ。最初の段階はそれでもやむを得ないだろう。

性同一性障害の人の苦しみは、立法ですべてが解決するわけではない。併せて取り組むべき課題が多い。

役所が公的な書類の見直しを行い、不要な性別表記をなくすことも必要だ。運転免許証には性別表記がない。

医療機関には、性同一性障害の人が受診しやすくなるよう配慮を求めたい。福島市の病院は職員用の対応マニュアルと患者向けのパンフレットを作り、四月から運用を始めた。こうした取り組みが広がってほしい。

当事者の中には、父親から女性に変わった人もいる。一定の年齢に達した子どもにきちんと話した上で手術を受け、家族を続けているケースもある。

そこに至るには時間をかけ、家族が共に努力し合って葛藤（かつとう）を乗り越えたのだろう。当事者に対してはもちろん、その家族に対しても、好奇の目を向けることなく、自然に接することのできる社会でありたい。

朝日新聞と新潟日報という2つの規模が全く異なる新聞社が、ほぼ同時に特例法に関し、社説を掲載しました。内容的には似ているように思われますが、「子無し要件」については理解が異なっています。朝日新聞では子供のことを考えると子無し要件はやむ終えないという立場であるのに対し、新潟日報ではやむを得ないとしながらもその後の文で当事者が家族に対してどのように向き合っているかをきちんと説明してくれています。前の章でも説明しましたように、一夜にして父親が母親にかわるわけではなく、また子供のためにこそ性別変更が必要なのに、朝日新聞の論評はその理解まで至っていません。そのため、朝日新聞社に対して、翌日抗議のメールを送りました。ここに、その全文を掲載しておきます。

朝日新聞 論説委員殿

拝啓 私は性同一性障害の当事者の一人で、当事者運動のリーダーを勤めている者の一人です。平素は、私たち性同一性障害を抱える者に対し、ご支援賜っておりますこと深く感謝申し上げます。

本日の貴新聞の社説欄に、今回の性別変更に関する論説が掲載されました。私は、この社説は、事実誤認に基づく、大きな誤解をされていると思います。問題なのは、社説の中のこの部分です。

けれども子どもの立場に立って考えてみるとどうだろう
うか。たとえば父親だと思っていた人が、ある日から
女性になる。子どもがそういう事実と向き合い、受け
入れるのに大きな困難が伴うのも事実だろう。

このようなことは、実際にはありえないのです。何故なら、性を変えるためには多くの段階があり、時間がかかるからです。精神療法から初めてホルモンに移行し、SRSが終了するまでには最短でも5年はかかるでしょう。確かにトランスを始めた直後は、子供との間には精神的な

葛藤が生じることは容易に想像できます。しかし、多くの場合では、長い時間をかけてお互いに話し合い、理解しあって、そうしてSRSが終わる頃にはすでに、立派な新しい母親や父親に変わっているのです。

戸籍の性別訂正を行うということは、すでに父親になっている者を男性、母親になっている者を女性と法的に認定してあげようというだけに過ぎません。決して一夜にして父親が母親に変わるわけではないのです。

実際に子供をもつ当事者の方は、何年もかけて本当に苦勞して子供との新しい関係を構築しようと血のにじむような努力をしてきています。

こうしたことが本当にわかっているなら、このような記事は書けるはずがありません。

だったら、最初からトランスしなければいいじゃないと言うかもしれません。

でも、結婚して子供が生まれる時点で、すでにトランスを決心している人はまずいません。

日本ではGIDは障害であると認定されています。だからこそ、性別の訂正が認められるようになるのです。

だから、これは自分ではどうしようもないのです。避けられないものなのです。トランスせずにガマンできるなら、家庭を守るためにそうするでしょう。

性的違和のありようは、人によってかなり異なります。まったく我慢できなかった人もいれば、ぎりぎりまで我慢できた人もいます。でも、我慢は積もっていくものなのです。そしてついに我慢しきれなくなって、トランスせざるを得ない状況になる。そうでないと、自分の精神のバランスがもはや保てないから。そう、ちょうどコップに溜まっていった水が溢れるように。

でもそのときにはすでに子供がいた。子供のあるなしは、それだけの違いなのです。

だから、本来本人の責任とは無関係なのです。

子供のことを思わない親はいません。

同様に、親の幸せを本当に思わない子供はいません。私はそう信じています。

しかし、同じような認識の誤りは多くの方に見られます。実際に複数の国会議員の方を回っていて、同じような感想を持たれていた方に何人もお会いしました。

それどころか、この法案の推進者であった議員からも同じ言葉を聞いたとき、私は絶望にかられました。ああ、この人は本当は何にもわかっていなかったんだと。

「子供がないこと」という要件が入ったこと。これは議員を始め多くの方の無理解がその一因にあります。確かに、現状のままでも多くの当事者が救われるのは事実です。しかし、私はこのように十分な検討や理解をされないまま提出される法案に、深い哀しみを覚えます。

貴新聞でも同様の誤りが行われたこと。本当に残念でなりません。

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会
代表 山本 蘭

幻の民主党案と法案成立後の談話

gid.jp 代表 山本 蘭

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（案）」から子無し要件の撤廃が難しいと判断した私たちは、民主党の議員の方々に対し「子無し」要件の無い法案を提出できないか、働きかけていました。

対案が通るとは思っていませんでしたが、それでも対案が出ることによって議論がされ、子無し要件が問題であると言えることが明確になると考えたからです。

この対応には主に江田五月参議院議員が対応してくださいました。

江田議員は、6月4日にこの民主党案を作成し、6月11日の民主党次の内閣（ネクストキャビネット）で了承されています。

2003年6月13日発行の民主党の「次の内閣」（ネクスト・キャビネット）News Vol I-027には、次のように記載されています。

4. 法案等審査

●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案」〔与党議員立法〕（説明：千葉・法務ネクスト大臣、石毛・市民子ども政策担当ネクスト大臣、今野・総括副大臣、江田・法案担当者）

（途中略）今野・人権担当ネクスト総括副大臣より、表記法案についての説明がなされた。与党案は、家裁の審判を受けることのできる条件に、「現に子どもがいないこと」を要件としている。民主党案では、子ども要件は不要と考えており、この点の削除を求めつつ、今国会での成立を目指していく旨報告され、了承された。

しかし、残念ながらこの対案は実際には提案されませんでした。この法案は議論をせずにさっと通す。これが与党PTの考え方であり、そうしなければ法案は通らないという与党からの説得に、民主党側も応じたからです。

私たちは、これ以上は要求できませんでした。

2003年6月4日

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案（仮称）骨子案

1. 趣旨

この法律は、性同一性障害者（仮称）の性別の取扱いの特例について定めるものである。

2. 定義

この法律について「性同一性障害者（仮称）」とは、いわゆる生物学的には、自己の性別の所属を認識しながら、心理的な人格は、身体とは別の性別（「他の性別」という）に所属していると確信している状態をいう。また、身体的及び社会的に他の性別に合致させようとする意思を有する者で、その事は2名以上の必要な知識と経験を持った医師によりの確に診断され日本精神神経学会の答申など又は一般的に認められている医学的な知見に基づいて診断が一致しているものをいうこととする。

3. 性別の取扱いについて

（1）性別の取扱いについては、性同一性障害者本人の請求により、家庭裁判所の審判による許可を経て次に列挙する該当要件により性別の取扱いの変更をすることができるものとする。

- ① 20歳に達していること。
- ② 現に婚姻をしていないこと
- ③ 生殖腺の切除その他によって生殖機能を失っていること
- ④ 将来的にも、他の性に属する事が変わらない蓋然性が高いこと
- ⑤ 国籍をもっていること

（2）性別の取扱いの変更を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律で別段の定めがある場合を除き、その性別について他の性別に変わったものとみなすこととする。

（3）（2）は、性別の取扱いの変更の審判の前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではないものとする。但し、法律に別段のお定めがある場合は、この限りでないものとする。

（4）性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法の適用に関しては、同法第9条第1項甲類に上げる事項とみなすものとする。

（5）（1）の性同一性障害者に係る認定が適切に行われるための担保につき、所要の規定の整備を行うものとする。

（6）性別の取扱いの変更の審判を受けた者が（1）①から⑥までに掲げる要件を欠くものであったことが明らかになった場合等の措置について、所要の規定の整備を行うものとする。

4. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して○年を経過した日から施行するものとする。

5. 検討

この法律の規定は、この法律の施工後○年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化などを勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その状況・結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

6. その他

性別の取扱いの変更の審判の効力を生じた場合には、一定の手続きにより、性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍の実父母又は養親との続柄を変更するものとする。

それでも、3年後の見直しに向けて、民主党としての考えを表明しておいて欲しいという私たちの要望に応じてくださり、談話を発表していただきました。江田議員にこの相談を持ちかけたところ、「それならできる」ということでその場で千葉議員に電話をされて説得していただきました。

江田議員はメールをお出ししても必ずご自分でお返事を書かれるとのこと。しかもレスポンスが早く的確なお返事です。お忙しい身とは思いますが、即断即決ですばらしい政治家の一人だと思います。

2003年7月10日

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案」成立にあたって（談話）

法務ネクスト大臣 千葉景子

人権政策会議座長 今野 東

衆議院本会議で10日、心と体の性の不一致に苦しむ性同一性障害者に関して、家庭裁判所の審判を得て、戸籍上の性別変更を認める「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案」を全会一致で可決した。

民主党は、かねてから当事者の要望に基づき検討を重ね法案化を進めてきたが、同法案は、その趣旨について与野党ともに異論がなく、委員長提案という形で、参議院先議で衆議院に送られ、衆議院法務委員会委員長から「性同一性障害者が抱える様々な問題の改善に引き続き真摯に取り組む」表明など発言もあり、可決に至った。

同法案は、専門的な知識がある2人以上の医師が、性同

一性障害と診断した人が対象。家裁の審判を受ける条件として（1）20歳以上（2）現に結婚していない（3）現に子どもがいない（4）性別適合手術で生殖能力がない、などの条件を定めている。

民主党は、当事者から要望のある「（3）子どもがいない」要件の削除を求めてきた。このため、3年後の見直し規定を盛り込み、見直しの際、社会状況などに照らし、この子ども要件について再度検討を加えることを主張している。

引き続き民主党は、同法案の内容が社会実態に相応しいものになるよう努力をしていく所存である。

http://www.dpj.or.jp/seisaku/sihou/BOX_SH0052.html



江田五月議員と

右 橋本佳美 gid.jp 副代表

中 江田五月参議院議員

右 山本 蘭 gid.jp 代表

異例の委員長発言

gid.jp 代表 山本 蘭

7月9日、衆議院法務委員会で「性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例の法律」が委員長提案で提案され、全会一致で可決しました。
可決した旨報告する際、山本有二衆議院法務委員長は、異例の委員長発言をされました。
以下、その発言部分を掲載しておきます。

● 山本委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。
本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ただいま可決いたしました性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案について、委員会を代表して、発言させていただきます。

本法律案は、性別の取り扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲等について、法律の施行後三年を目途に検討等を行うこととなっておりますが、当委員会といたしましても、性同一性障害者が抱えるさまざまな問題の改善に、引き続き真摯に取り組む所存であることを表明させていただきます。（拍手）

これでわかるように、法務委員会では実質審議は行われていません。これは、参議院でも同様です。
これは、与党PTの考え方が次のようなものであったことによります。「審議を行えば必ず反対する人が出る。特に古い考えの持ち主にはこの問題を理解してもらいうるはなかなか難しい。最後には理論ではなく感情論で反対されてしまう。夫婦別姓法案がなかなか通らないのもそのためとも言える。そのためには、議論をせずさっと通してしまいたい。反対する方が気が付く前に法案を通してしまいうのが成立させるためには肝要。」この考えに基づき、与党内は

もとより民主党を含めた野党の方にも根回しを行った結果、委員長提案として委員会に諮り、審議をしないでそのまま法案を通す（委員長提案を行うと、審議は行われないのが慣例だそうです）という荒技？が行われたのでした。こうした手法が可能なら、どんな法案でも審議しないで成立してしまいそうですが、この法案自体は人権問題であり反対しづらいものであること、ある意味「性同一性障害者」という一部の特殊な人たちを「特例」として扱うものであるので、大きな争点にはなりにくいことなどが影響したのかもしれませんが。そしてその作戦はみごとに成功しました。

私たちとしては「現に子がないこと」という要件をなんとしても外すためにも、できれば国会で議論していただき、その過程で公聴会を開いたり参考人を呼んだりして意見を聞いていただき、それによって法案の修正ができないかと考えていたわけですが、与党だけでなく野党の方たちからも法案を成立させるためには議論にははだめという説得を受け、苦渋の決断として受け入れざるを得ませんでした。

しかし、3年後の改正に向けなんとしても少しでも担保が欲しいと考えていました。例えば「子無し要件が問題であるということが議事録に残っていれば、3年後に検討する際にそれが議論の出発点のなると考えていたからです。そこで江田議員を始め何人かの方に相談したところ、「議論はできないが発言はできる。それは議事録にも残せる」というアドバイスをいただき、その実現に向けてまた各議員にお願いして回りました。

民主党では山花郁夫衆議院議員が中心になってこの対応を進めていただきましたが、やはり具体的に「子無し」についてまで踏み込むことはできず、「性別の取り扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲等について」という表現を入れることが精一杯でした。

浜四津議員たちもバックアップしてくださいましたが、とにかく委員長発言がされただけでも異例であり、法案を見直す必要があるということが委員会としても明らかにすることができたことだけでも成果であったとおことばでした。

まだまだ充分ではありませんが、やれるだけのことはやったと思っています。

そう、ただこの過程で明らかになったことがあります。特例法では3年後の見直しがうたわれていますが、この見直しが行われるのは、法案全体ではありません。見直されるのは「性同一性障害者の範囲」と「取扱いの変更の審判の制度」だけなのです。

このことはあまり取り上げられていませんが、実は大きな問題を含んでいます。

特例法はまだ不完全です。よりよいものにどうできるのか、それはこれからの運動にかかっていると言えるでしょう。

公明党の対応と浜四津私案

gid.jp 代表 山本 蘭

公明党の浜四津参議院議員（党代表代行）は、2002年11月に参議院法務委員会で性同一性障害について異例ともいえる20分以上の時間を割いて取り上げました。これを契機としていろいろな対応が一気に進んだように思います。与党の一角である公明党の代表代行という重要な地位にある浜四津議員がこの問題に興味をもたれ、取り組まれたことは大きな意味があったといえるでしょう。ここに、いわゆる浜四津私案と呼ばれる公明党原案を掲載

しておきます。特例法成立に関する歴史的意義を考えるにあっても貴重な資料であるといえると思います。子無し要件はもとより入っていませんが、海外での手術を排除していることに特徴があります。ただ、議員としては特例法の成立には世間の理解が必要で、そのためには厚生労働大臣の指針が必要と考えていらっしやったようです。ただ、その後の自民党とすりあわせでは消えたように、この要件にはこだわってはいらっしゃいませんでした。

性同一性障害者の性別表記に係る戸籍法の特例に関する法律案骨子（案）

一 趣旨

この法律は、性同一性障害の治療として性別適合手術を受けた者に係る戸籍の実父母または養親との続柄の記載の変更に關し、戸籍法の特例を定めるものとする。

二 定義

- 1 この法律において「性同一性障害」とは、男女いずれかの性の生物学的な特徴を完全に有し、自己の肉体がいずれかの性に属していると長期にわたり確信している状態にある障害をいう。
- 2 この法律において「性別適合手術」とは、生来的に有する生殖器官の摘出等により不可逆的に生殖能力を失わせ、かつ外性器の形成等により出生時とは異なる性の身体的な外観を作出する手術をいう。

三 戸籍の変更

- 1 性別適合手術を受けた者で（1）から（3）までに該当するものが戸籍の実父母または養親との続柄の記載を変更しようとするときは、その者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届けなければならない。
 - （1） 性同一性障害の治療としての性別適合手術に關し厚生労働大臣の定める指針（以下「指針」という）に従って当該手術が行われたことについて、医師の判定があること。
 - （2） 満20歳以上であること。
 - （3） 婚姻していないこと。
- 2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1） 性同一性障害の診断に關する次に掲げる事項
 - ① 心理的に自己が認識している性の確定に当たって考慮すべき事項
 - ② 性に關する生物学的な特徴の確定のために行う検査内容
 - ③ 診断を行う医師に必要な知識及び経験の内容並びに当該医師の人数
 - ④ その他、性同一性障害の診断に關する要件および手続

（2） 性別適合手術実施に關する次に掲げる事項

- ① 性別適合手術の実施までに行うべき治療内容
- ② 性別適合手術の実施までに、心理的に認識している性に従った日常生活および社会生活を行うことが必要とされる期間
- ③ 性別適合手術の実施に關する医師等に必要な知識および経験の内容並びに当該医師等による関与の体制
- ④ その他性別適合手術の実施に關する要件及び手続

- 3 1（1）の判定を行った医師は、法務省令・厚生労働省令で定めるところにより、証明書を作成しなければならない。
- 4 1の過程三番書の許可を得ようとする者は、3の証明書を家庭裁判所に提出しなければならない。

四 家事審判法の適用

三1の許可の申立ては、家事審判法の適用に關しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

五 法務省令への委任

この法律に定めるもののほか、三の戸籍の変更に係る届書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、法務省令で定める。

六 施行期間

この法律は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七 検討

外国で性同一性障害の治療として性別適合手術を受けた者その他性同一性障害者の戸籍の実父母または養親との続柄の記載の変更に關する制度のあり方については、この法律の施行後 年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者を取り巻く状況の変化、医療技術の進歩等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

みなさまからいただいたコメント

特例法成立に際し、各界の方よりあたたかいメッセージをいただきました。
ここにご紹介させていただきます。

浜四津敏子さま（参議院議員 公明党代表代行 与党プロジェクト副座長）

性同一性障害者特例法の成立に関して
今回の法律成立は、性同一性障害の方々をとりまく様々な
問題解決の大きな第一歩として画期的であり、大変嬉しく
思っています。
これまで、こうした少数の方々の人権はなかなか政治の舞
台に取り上げられず、光が当たっていませんでした。
今回の法律成立は与党の女性議員を中心に、結束して法案
をつくり、党内に説明し、一つ一つ粘り強く取り組んだ成
果だと思っています。勿論、これで全ての問題が解決した
わけではありません。これからも施行3年後の見直しをは
じめ、当事者の皆様の声をしっかり受け止め、「人権の
党」として問題解決に取り組んで参ります。

鈴木ひろ子さま（東京都小金井市議会議員）

「性同一性障害の性別の特例に関する法律」制定について
長年の当事者の苦渋を強いられた生きかたを想う時、先ず
は大きな第一歩が踏み出せたと受け止めています。諸外国
に比べて、人権意識が低い日本でもやっと GID に関して
の法律が立法された訳です。法の中味については4要件が
科される等、当事者にとってはある意味では辛い選択をし
た面もありますが、とにかくこれをスタート時点として、
施行後3年を目途に見直しが行われる事になっているの
で、更なる国や行政の取り組みを期待します。
私も GID 問題に関わるようになって、様々な局面での社
会の差別、不利益を
受けている事を当事者を通じて見聞きする中で、「GID の
当事者が普通にくらせる社会」の構築は避けては通れない
政治の課題であると痛感しています。
日本国憲法 13 条に、全ての国民は個人として尊重される
等、幸福追求に対する国民の権利がうたわれています。全
ての国民は個人として、幸福になる権利があるのです。
戸籍問題のみならず、医療の点、就労の点等など、まだ解
決すべき残された課題は多くあります。これからも、粘り
強く、当事者の皆さんと手を携えて、今日から新たなス
タートを切りたいと思います。

谷合規子さま（埼玉県新座市議会議員）

当事者にとっては、長い道のりだったとおもいます。しか
しながら昨年の 12 月議会で、新座市が印鑑証明を始め、
市の公文書から性別記載を廃止する市長の答弁が得られた
ことが、日本で初めてと、マスコミで騒がれたことを思え
ば、本日、国会で、戸籍の訂正が認められることになった
スピードぶりに大きな拍手を送りたい気分です。
今回の法律では救済されない有配偶者の方、お子さんを持
つ方々も、3 年後の見直しに期待ができるはずです。

田中優子さま（東京都世田谷区議会議員）

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」
が衆議院本会議で可決される運びとなったことについて
は、この問題の解決への第一歩の成果であると評価してい
ます。
しかし、子どもに関する要件など、3 年後の見直しを含
め、今回の法案成立を契機として、国会でさらに議論を進
めるべき問題であると考えます。
また、性別変更が仮にできたととしても、それで性同一性障
害の方々がすべて救われるわけではありません。公文書か
らの性別欄の削除など、地方議会で行き届くべき課題につ
いては、私も世田谷区議会のできることに、「超党派で協
力しながら」尽力していきたいと思っております。

山内俊雄さま（埼玉医科大学 副学長 精神科教授）

10 日の日は午後から診察の予約や大学の用事があって残
念ながら出席できません。この記念すべき「時」を共有で
きないのはとても残念です。
私は個人的には戸籍問題は一番最後まで残る難問だと思っ
ていましたので、多少の問題点はあるものの、このような
形で風穴が開いたことはとても意義深いことだと思います。
これを突破口として、さらに暮らしやすい世の中が来
ることを願っています。
所で、これからは保険診療の問題を解決すべく、今度は我
々が頑張らなくてはならないと決意を新たにしております。
なにはともあれ、おめでとうございました。

塚田 攻さま（埼玉社会保険病院 精神神経科部長）

法案の可決、本当におめでとうございませう。
わが国で性同一性障害の治療が公に行われるようになった
のは、欧米に後れること 50 年。そのことを思えば、この
法律の成立は驚くほど早かったと思います。これはひとえ
に、性同一性障害を有する当事者の皆様の御努力と、性同
一性障害を有する人々の人権に関する理解ある議員の皆
様の御尽力、報道や番組を通して社会的コンセンサスを
得ることに貢献して下さったマスコミ各社の御好意の結
晶と存じます。
性同一性障害を有する当事者の皆様は、この日をどれ
ほど待ち望んだことでしょうか。しかしながら、この法律
の成立ですべてが解決するわけではありません。まだ検
討すべき点は数多く残されています。当事者の生活が、
なお苦悩を伴って行くことは避けられないことでもあり、
さらに深く幅広い理解が得られるよう、それぞれの立場
から尚一層の努力を続けて行きましょう。
なお、この法律の成立を機会に、性同一性障害の治
療に必要な手術等に対して、健康保険が適応されま
すよう、厚生労働省等の関係機関に御配慮いた
だきたくお願い申し上げます。

共同記者会見の開催

gid.jp 代表 山本 蘭

7月10日の衆議院での特例法成立に際し、gid.jp と以下の当事者団体は、「全国 GID 当事者団体ネットワーク」の名称で共同記者会見を開催いたしました。

全国 GID 当事者団体ネットワーク 参加団体

- ・性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会 (gid.jp)
- ・家族と共に生きる GID の会 (TFN)
- ・Trans Sexual Forum in Japan (TSFJ)
- ・GID しずおか

当日は分裂記者会見となり、連絡協議会側と30分しか開催時刻が異ならなかったにもかかわらず、大勢の報道陣の方と国会議員の方にご参加いただき、特例法成立に関して御礼を述べると同時に、特例法の最大の問題であった「現に子がいないこと」という要件に関し、強く訴えることができました。

出席頂いた議員の方は、つぎの方々です。

- ・南野知恵子 参議院議員 (自由民主党)
- ・山下英利 参議院議員 (自由民主党)
- ・後藤博子 参議院議員 (自由民主党)
- ・松 あきら 参議院議員 (公明党)
- ・青山一三 衆議院議員 (公明党)
- ・江田康幸 衆議院議員 (公明党)
- ・山谷えり子 衆議院議員 (保守新党)
- ・江田五月 参議院議員 (民主党)
- ・家西 悟 衆議院議員 (民主党)

ご出席ありがとうございました。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に関する声明

2003年7月10日

性同一性障害を抱える人々が、
普通にくらせる社会をめざす会

今本案は、私たち性同一性障害の当事者の性別変更を可能にするもので、長年待ちわびたものであり、画期的な法案であると認識しております。

しかし、いくつもの課題を残したことも事実です。特に「現に子がいないこと」という要件が付加されてしまったことについては当事者間で大きな波紋と絶望を呼び、子のある当事者が多く参加する私たちの会としてはなんとかこの要件を外せないかと努力して参りました。残念ながら結果、修正はできませんでした。これからは、この要件をなんとか緩和していくべく活動をつづけていかなければなりません。

しかしながら、戸籍の性別変更が実現したとしても、問題のすべてが解決するわけではありません。

私たちは活動の目標に次のような5つを上げました。

- ① 戸籍の性別訂正の実現
- ② 性同一性障害治療の健康保険への適用
- ③ 地方自治体レベルにおける公文書からの不必要な性別欄の撤廃
- ④ 住民基本台帳ネットワークからの性別欄および性同一性障害を理由とした訂正履歴の削除
- ⑤ 履歴書からの性別欄の撤廃

このうちの① 戸籍の性別訂正の実現については、今回の法案でまず足がかりができました。

③の地方自治体レベルにおける公文書からの不必要な性別欄の撤廃についても、全国の当事者が立ち上がりつつあり、対応が進んでいます。

性同一性障害の当事者は、全国に7,000人とも10,000人とも言われています。

しかし、今回の法案で救われるにはわずかに三桁に届かないのではないかと満ちないと言われています。

このように、まだまだ取り残される多くの当事者が普通に暮らせるような社会が実現するまで、私たちはまだまだ活動を続けていかなければなりません。

本日の法案成立を新たなスタート点として、今後とも努力していく所存です。

皆様方のかわらぬご支援をお願い申し上げます。

記者会見の様子



性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (全文)

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

(家事審判法の適用)

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

- 2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置)

- 3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものに規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であつたものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含まないものとする。

(戸籍法の一部改正)

- 4 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三の次に次の一条を加える。

第二十条の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

特例法成立に尽力いただいた議員のみなさん

(全員ご紹介できなくてごめんなさい)



浜四津敏子 参議院議員 与党 PT 副座長 (右)



南野知恵子参議院議員 与党 PT 座長 (中央)
松 あきら 参議院議員 与党 PT メンバー (右)



衆議院法務委員会で可決された直後のショット
中央は、浜四津与党 PT 副座長 (左) と南野与党 PT 座長 (右)



松あきら 参議院議員と
公明党市議のみなさん



青山一三衆議院議員と
公明党市議のみなさん



山下英利参議院議員 与党 PT 事務局



家西 悟 衆議院議員

旧来の秩序に取り込む狙い？



与党プロジェクトチームの南野知恵子座長

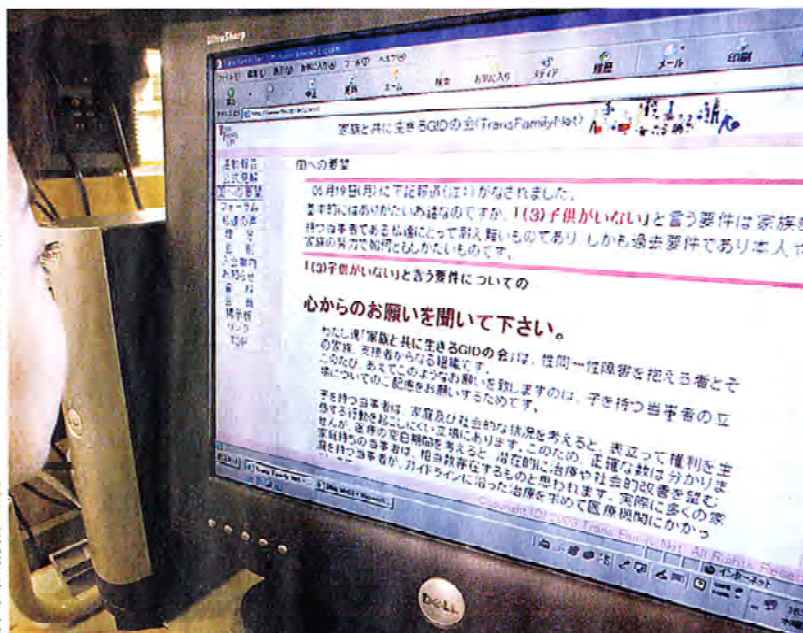
かもし変更を強いられた民法体系そのものが崩れかねない。家族を国家統治の基礎とみる自民党右派はそれを恐れた。性別の扱いを変更する人に「新戸籍」を作るといふのも、家族から外す」と推測する。

実際、与党プロジェクトG I D関係のホームページでも今回の法律について議論が起きている

チームの自民党委員五人の「多くの問題が」うち南野知恵子座長を含め三人が「子を二人もつくらぬ女性が税金で老後の面倒をみなさい」というのはおかしい」と発言して物議を醸した森田朗前首相の派閥所屬というのが明瞭だ。「ジャパンタイムズ」紙との会見で、南野議員は「子なし要件」を加えた理由について「同性間の婚姻

数は力」とばかりに、多数決で強引な政治をせよきたのが自民党とその分派だ。とはいっても圧制的多数の時代は、少数意見に耳を傾ける度量があった。理念や政策の致もなく、なりふり構わず数取めをする今は、少数意見を相手にする余念などない「票や力ネになるか」が判断基準の政治になって、ね。立

多難の要件見直し



新戸籍作るのには『家族外し』か

や同性が親になる可能性が
でき、理解を得られないか
ら」と述べている。

至る過程では、当事者運動
の弱きも露呈した。その反
省を踏まえてのことだ。

森前首相が属するタカ派の日本会議国会議員懇談会は昨年十一月の設立五周年大会で、「夫婦別姓法案への反対の世論喚起」を成果の一つに数えた。

とはいえ、法案推進に奔走した協議会との確執は深刻まれてしまった。協議会側の上川あや氏も会見で「いまの当事者団体の枠にとられず、白紙から要件

本法改定や道徳教育の強化でも、昨年、文部科学省が配布した道徳副教材「心のノート」には性的マイノリティー（少数者）への配慮は著しく欠けている。

こうした状況から「性の多様化に危機感を覚え、中たなくてよいのか」「飲食店でも社会的理解が増してきた業関係などの人々まで包括したGIDを旧来の秩序に回すべきだ」など当事者には収してしまう狙いが、今回さまざまに声がある。

の特例法にあったのでは」と当事者の一人は語る。この場合、将来の要件見直しのなか、特例法騒動は要件見直しに限らず、当事者に重い宿題を残した。

健保の適用など

「多くの課題が」

「アスファルト」

傷跡残した「性同一性障害特例法」公布

「差別の再生産」指摘も

性同一性障害（GID）当事者のため、戸籍上の性の扱いを変更できるとする「性同一性障害者の性別取扱い特例法」が成立、十六日公布された。戸籍の性が社会での暮らしとなっていた当事者にとり朗報と評価される一方、子どもがいる当事者を対象外にするなど「当事者不在」という批判もある。当事者グループも「初めの一歩」と歓迎する向きと「差別の再生産」と非難する声に割れ、今後の見直し運動に重宝を残した。

（田原拓治）

「長い積み重ねがあつて、その約一週間前、一人の今日です」。法案が成立、当事者が自宅で服毒自殺をした日、東京の衆議院第一図つた。妻が病り、辛い議員会館。「性同一性障害 家族の発見が早く命は取り戻す」との法的整備を求め、留めた。会社と服装などである当事者団体連絡協議会、交渉していたが「子どもが（協議会）の記者会見 いるため特例法では戸籍変更で、当事者の肉井まき衛氏 は笑みを浮かべた。

子がいて対象外 自殺図つた人も

協議会は法案成立への積極、会派には公明、極進派で、会派には公明、法案成立当日、ほぼ同時党を除く全政党から国会議員約三十人も列席した。者団体「性同一性障害者会」が法的に認知された。内容が不十分だが、当事者かえる人々が、普通に「新法は希望の星。今後、d・j・p」「家族と共に大きく育てたい」。会員は、生きるGIDの会（TIF N）が衆議院第一議員会館

性同一性障害者の性別取扱い特例法 対象となるのは、医師2人からGIDの診断を受けた当事者で、①成人②未婚（離婚を含む）③現在、子どもがいないこと④生殖能力がないこと⑤外性器が手術済み⑥5要件を満たしていることが条件。家裁の審判により変更許可が出た場合、「新戸籍」を編製する。海外では8カ国と2カ国の一部州で性別変更を認め、15カ国で行政や裁判により旅券など公的書類の性別変更を可能にしている。いずれも「子なし」の要件はない。



「育てたい希望の星」
当事者団体に溝
「メンバー皆泣いた」



特例法成立当日、法案説明での姿勢をめぐり、当事者グループも分かれて会見した。①は協議会、②は「GID・TIF N」の合同会見

で合同の会見を開いた。両団体は法案に修正を求めていた。翌日には法案反対グループが討論会を催すなど、当事者の足並みは最後までそろわなかった。

「法案が突然、天から降ってきた」(当事者の一人、山田氏) 山田氏は個人的に、と断った上で九日、当事者への打診もなく、与党プロジェクトチームの骨子案が発表された。子どもがいる当事者の中には、すでに職場で「法が要件」が加えられていた。逆に見れば、存在を認めないという圧力を追求していた法案反対派は別として、特例法を

望んでいた当事者たちもその対応で分かれた。

協議会の一で世田谷区議の上川あや氏は「会期切れまで時間がない上、国会議員の中には全く無理解な人もいた。理想が通るかといえはかなり難しかった」と苦渋の選択を強調する。取りあえず法案を成立させ、将来の見直しにかかる方針を選んだ。

批判の会見予定 圧力受け中止に

一方、GID・TIF Nは最終、「子なし要件」の削除を求めた。TIF Nは法案批判の会見を予定したが、与党プロジェクトチームの議員から「いま会

坂口厚生労働大臣との面会

gid.jp 代表 山本 蘭

9月19日（金）に、gid.jpの主要メンバーは、坂口厚生労働大臣と面談を行い、要望書を提出いたしました。その内容をご報告いたします。

面談に参加したのは、山本 蘭 代表、松村比奈子 代表代行、立華レイカ 評議員議長、北林和紗 評議員議長代行、深井理香 世話人の5名と、鈴木ひろ子 小金井市議、浜四津敏子 参議院議員、松 あきら 参議院議員の合計8名です。

尚、要望書は事前にお渡ししており、これにそって回答いただきました。

面談時間は当初10分と言われており、本当に私たちの声をちゃんとお伝えすることができるのか不安でしたが、予定をオーバーして約25分ほど、真剣に聞いてくださいました。

主要要望内容は、以下の5点です。この中でも特に健康保険の適用と、就労差別の問題を中心にお願い致しました。

1. 性同一性障害治療における健康保険適用の認可
2. 性同一性障害を治療可能とする医療機関の拡充と底辺の拡大
3. 不必要な性別欄の削除
4. 性同一性障害に起因する、あらゆる雇用差別の禁止
5. 担当窓口の設置と職員に対する研修

まず、「性別欄削除については、厚生労働省だけの問題でなく、全省・全庁的に考えていかねばならない問題と考える」という回答がありました。

続いて医療機関については、「国内3機関では少ないと思う。少なくとも大都市圏である、大阪・福岡にも必要であろう。ただ、GIDに関する医療はどこでもできるというものではないので、中心はやはり大学病院になると思う。そうなると文部科学省の管轄になるので、よく連携をとって進めていきたい」という回答でした。

一番問題の健康保険適用の問題に関しては、「これは今すぐどうこうは難しい。ただ、国内で医療機関が増えていけば実績や要望も増え、それが保険適用の声の高まりにつながり、道が開けるでしょう。」との回答でした。

私たちとしては「保険適用になれば、逆にそれによって医療機関が増えることになると思う」と問いかけましたが「こうした高度先進医療は、そういうわけでも無い」とのお返事。「SRSは技術的にも難しくなく高度先進医療とはいえないのでは」という問いにも「技術的に難しいかどうかではなく、それを手がけるところが少ないという現状は、高度先進医療に該当する」との返答でした。

続いて、就労問題に関しては、ハローワークや労働基準監督署での対応を約束してくださいました。また、具体的に就労差別が起きたときに、相談できる窓口の設置をお願いしたところ、それは対応したいとお返事をいただきました。

最後に職員の研修に関しては、担当部局はそれぞれすでに情報収集をやっているはずとお返事でした。

ここで、タイムオーバーでした。

坂口厚生労働大臣に
要望書を提出する
gid.jpのメンバー
と公明党議員の方々

左より

松村比奈子 gid.jp 代表代行
鈴木ひろ子 小金井市議会議員
松あきら 参議院議員
浜四津敏子 公明党代表代行
坂口 力 厚生労働大臣
山本 蘭 gid.jp 代表
立華レイカ gid.jp 評議会議長
深井理香 gid.jp 世話人
北林和紗 gid.jp 評議会議長代行



残念ながら、一番の要望である健康保険の適用については、前向きな回答は得ることができませんでした。しかしながら、当事者団体として初めて厚生労働大臣に面会し、直接当事者の声を届けることができたことは、大きな一歩であると思っています。さらに、医療機関の拡充や就労差別に対する窓口の設置など、一定の成果はあったように思います。政権の本当に末期ということで、実現が危ぶまれましたが、坂口大臣はその後留任されることになりました。この面談結果が今後活かされること、願ってやみません。

今回、GID 特例法が成立しましたが、その中でも SRS が性別訂正の要件として上げられています。しかし、その SRS に保険が適用されていないこと、また医療機関が少ないことは大きな矛盾です。また、その前提となる「安定した生活」というにも当事者がおかれている現状は、まだまだ遠いものがあります。私たちはこれからも、保険適用や就労差別の解消に向け、声を上げ続けてまいります。



面会終了後の記念撮影

大臣に要望内容を説明する
山本 gid.jp 代表



大臣との面会終了後、記者会見が開かれました。

2003 年 9 月 19 日

要 望 書

厚生労働大臣
坂 口 力 様

性同一障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会
代表 山本 蘭

厚生労働大臣におかれましては、日頃より国民生活向上のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。本年 7 月 10 日、国会において「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立致しました。しかしながら、この特例法では様々な要件が付加されたことにより、性別変更が可能な当事者は少数ではないかという見方もなされています。

また、戸籍の性別変更が実現したとしても、性同一性障害に関する問題のすべてが解決するわけではありません。特に、医療問題、就労問題は、性同一性障害の当事者にとって大きな課題となっています。

性同一性障害の当事者は、ホルモン療法など一生医療の助けを必要とします。しかし、その医療には健康保険が適用されていず、高額の治療費を支払わなければなりません。また、ジェンダークリニックを備えた医療機関は国内でわずか 3 機関しかなく、高額な交通費を支払い、それらの病院に通わなければなりません。更には、様々な就労・職場差別を受けることにより安定した収入が得られず、医療機関にかかるための費用を確保することすら難しいといった状況を余儀なくされているのです。

こういった状況を抱えて、当事者は医療面、就労（経済）面において、はなはだ不自由な生活を強いられています。

性同一性障害をかかえる当事者が、国民として平等にくらすために、厚生労働省に対し、次の事項について強く要望いたします。

記

1. 性同一性障害治療における健康保険適用の認可

- 1-1. 精神科領域以外の第 2 段階以降におけるホルモン療法、手術療法などの性同一性障害治療に対し、健康保険、国民健康保険適用の認可。

2. 性同一性障害を治療可能とする医療機関の拡充と底辺の拡大

- 2-1. 大都市圏に、最低 1 病院以上のジェンダークリニックを備えた、一貫した性同一性障害治療が可能な医療機関の設置。
- 2-2. 精神科療法、ホルモン療法などの性同一性障害の治療が可能な医療機関の拡充と医師への研修、およびそれらの機関に対する援助。
- 2-3. 臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、コメディカル、ソーシャルワーカーなどへの性同一性障害治療の研修と、保健医療機関における初期段階治療を可能とする体制作り。

3. 不必要な性別欄の削除

- 3-1. 健康保険証における性別欄の扱いへの配慮。
- 3-2. 国民年金手帳、厚生年金手帳からの性別欄の削除と、本人以外への性別情報開示の禁止。
- 3-3. 労災保険、雇用保険からの性別欄の削除。
- 3-4. ハローワークにおける男女別求職票の廃止と、将来にわたる不必要な性別記載の禁止。
- 3-5. JIS 履歴書、高校統一様式などあらゆる履歴書からの性別欄の削除。

4. 性同一性障害に起因する、あらゆる雇用差別の禁止

- 4-1. 雇用差別が起きた場合の相談窓口の設置。
- 4-2. 性同一性障害治療の進んだ当事者を、元の性と異なる性として扱うよう企業、団体への指導。

5. 担当窓口の設置と職員に対する研修

- 5-1. 厚生労働省内に、性同一性障害の問題を取り扱う窓口の設置と担当官の任命。
- 5-2. ハローワーク、労働基準監督署など、厚生労働省関連機関の職員に対する性同一性障害に関する研修と専用の相談窓口の設置。
- 5-3. GID 研究会、日本性科学会への、厚生労働省担当者の参加。

以上、要望申し上げます。

外務省に対する、旅券の性別欄に関する要望

gid.jp 評議会議長 立華 レイカ

性同一性障害を有する者が、性別欄があることにより大きな困難に直面する問題の一つに、旅券（パスポート）があります。

海外に渡航すれば、旅券が唯一の本人の公証手段となります。ところが性同一性障害をかかえる者は、旅券に記載された性別と実際の容姿が一致せず、本人であることを疑われる結果になります。

このため、トラブルになるだけでなく、嘲笑の対象になったり、地域によってはヘイトクライム（憎悪犯罪）によって殺されかねない事態も生じる可能性があります。

gid.jp ではメーリングリストに投稿されたこの旅券の性別記載によりトラブルに巻き込まれた当事者の方の投稿をきっかけとして、私が呼びかけて外務省に要望書を送ることにしました。

要望の方法は、外務省のホームページに開設されている「ご意見・ご感想の募集コーナー」からの投稿です。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/index.html>

この方法では、外務省に声が届かないのではと考えがちですが、アメリカなどでは市民運動のひとつの方法として、FAX を用いて一斉に多くの人が同じ要望を行うという方法が定着しており、かなりの成果を上げることができることがわかっています。

外務省の HP でも、要望の多かった項目については HP 自体でも紹介するなど、力を入れているようにも思えます。実際過去に会員の方が何回か投稿した際には、外務省より電話連絡があったこともあるようです。

こうして 10 月 8 日の夜、会員全員に呼びかけを行い、一斉に要望書を送信しました。

こうした動きができるのも、多くの方が参加し、メーリングリストで常に活発な議論が行われている gid.jp のメリットの一つでもあるように思います。

送信にあたっては、信頼性を増すために必ず一人一回に限定することなどの条件を付けました。

今回はとりあえず一回目を行いました。引き続き 2 度 3 度と繰り返し、効果を高めていきたいと考えています。

また、同様のアピールを他の項目でも順次おこなっていく予定をしています。

要望書

外務省担当者様

私は、性同一性障害の当事者です。

本日は旅券（パスポート）の性別記載について要望があり、メールをいたしました。

現在旅券に記載されている性別は、戸籍の続柄を元に記載されています。

しかし、私たち性同一性障害をかかえる者は、戸籍と異なった性で実生活を送っています。

このため、旅券に記載された性別と、実際の見た目の性別が異なるという事態が生じています。

これによって、入出国のイミグレーションで本人かどうか疑われてしまうという理不尽な思いをすることが多々あります。また、渡航国ではホテルのチェックイン、トラベラーズチェックやクレジットカードの使用時などにパスポートの提示を求められることがよくありますが、その度ごとに性別表記と外見のギャップからトラブルとなることも間々あります。トラブルまでは行かなくても、嘲笑の対象となることが大変多くあります。

海外では、旅券が唯一の本人の身分を示す公証手段です。旅券の最初のページには「日本国民である本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護援助を与えられるよう、関係の所官に要請する。」とあります。ところが、本人を守ってくれるはずのこの旅券が、逆に本人を危険にさらすことになっているのです。

性同一性障害の当事者と知れるとヘイトクライムにより、殺されかねない危険も生じるからです。

戸籍の性別と異なる性で生活を送る、私たち性同一性障害をかかえる者が、より安全に国外に出ることができ、無事に帰国がかなうよう、旅券の性別表記を実態にあわせて変更していただけるよう切に願います。

私たちの切実な願いをお聞き届け頂けください。

平成 15 年 10 月 8 日

gid.jp 会員

〇〇県〇〇市在住

氏名

地方自治体

地方自治体の取り組みが活発化しています。すでに、性別欄削除や意見書を議決した自治体は40にも達しました。そして、これらの多くは当事者の方が実際に動いた成果と言えます。

その中で私たちは、太田大阪府知事への面会や堂本千葉県知事への面会を果たすなど、積極的な粹割りを担ってきていると自負しています。

本活動報告書では各地での対応状況と、gid.jpの世話人やメンバーの方々が各地で行っている取り組みをご紹介します。

各地方自治体での対応状況

◆ 意見書・陳情書の議決

都道府県	市区町村	議決年月日	意見書名
秋田県	男鹿市	2003. 5. 11	(戸籍法の早期改正に関する意見書?)
	本庄市	2003. 5. 11	(戸籍法の早期改正に関する意見書?)
	鳥海町	2003. 5. 11	(戸籍法の早期改正に関する意見書?)
埼玉県	新座市	2002. 12. 19	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	羽生市	2003. 3. 26	羽生市における行政文書等で性別記載項目の可能な限りの廃止に関する意見書
	〃	2003. 3. 26	戸籍法の早期改正に関する意見書
	〃	2003. 11. 26	性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律の要件を見直すことを求める意見書
	〃	2003. 11. 26	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会を実現することを求めるため住民基本台帳ネットワークに関し求める意見書
千葉県	和光市	2002. 12. 24	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	船橋市	2003. 3. 26	戸籍法の早期改正に関する意見書
	野田市	2003. 9. 29	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
東京都	小金井市	2002. 9. 30	ストーカー対策及び本人による訂正請求権等に関し戸籍法の早期改正を求める意見書
	〃	2002. 12. 19	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	〃	2003. 9. 29	就労における性に関する差別の撤廃を求める意見書
	武蔵野市	2002. 12. 18	戸籍の早期改正に関する意見書
	日野市	2002. 12. 18	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	府中市	2003. 3. 20	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	国立市	2003. 3. 26	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	葛飾区	2003. 6. 23	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	豊島区	2003. 7. 4	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	中野区	2003. 10. 22	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	新宿区	2003. 10. 20	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	港区	2003. 9. 30	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会の実現を求める意見書
	台東区	2003. 12. 15	性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会についての陳情 採択
	神奈川 大和市	2003. 3. 11	戸籍法の早期改正に関する意見書
	〃	2003. 9.	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
静岡県	藤沢市	2003. 6. 26	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
	相模原市	2003. 12. 22	性同一性障害を抱える人々に対する社会環境の整備を求める意見書
	座間市	2003. 12. 22	性同一性障害を抱える人々に対する社会環境の整備を求める意見書
	横浜市	2003. 12. 18	性同一性障害者対策に関する意見書
	南足柄市	2003. 12. 11	(社会整備に関する意見書)
	静岡市	2003. 6. 20	性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法の制定を求める意見書
	〃	2003. 12. 19	性同一性障害者に関する医療機関の整備・拡充を求める意見書
長野県	富士宮市	2003. 7. 10	(社会整備に関する意見書)
	飯田市	2003. 7. 3	(社会整備に関する意見書)
愛知県	安城市	2003. 6. 30	性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情
	一宮市	2003. 9. 2	(社会整備に関する意見書)
	刈谷市	2003. 12. 16	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

◆ 意見書・陳情書の議決（続き）

都道府県	市区町村	議決年月日	意見書名
奈良県	橿原市	2003. 9. 24	（戸籍法の早期改正に関する意見書？）
大阪府	高槻市	2003. 12. 15	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書
鳥取県	鳥取市	2003. 3. 26	性同一性障害者の戸籍の性別変更が可能となる法的整備を求める意見書
	米子市	2003. 7. 16	性同一性障害者の戸籍上の性別の変更に係る法整備を求める意見書
	倉吉市	2003. 9. 18	性同一性障害者の戸籍上の性別の変更に係る法整備を求める意見書
	境港市	2003. 9. 18	性同一性障害者に対する人権保護施策に関する意見書
福岡県	春日市	2003. 6. 26	性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

※ 議決された意見書の内容につきましては、巻末にまとめて掲載しています。

◆ 性別欄削除

都道府県	市区町村	議決年月日	性別欄削除の主な内容
群馬県	伊勢崎市	2003. 11. 5	性別が記載されている行政文書 217 種類のうち、32 種類から性別の記載を削除する。性別の記載が削除されるのは投票所入場券、市議会傍聴券、市営住宅入居申込書、陳情起案用紙など市町村合併の後には、さらに印鑑登録証明書など五種類の文書からも記載を除く方針。
茨城県	水戸市	2003. 11. 25	請書等の性別欄の削除を求める陳情可決
埼玉県	新座市	2002. 12. 11	印鑑登録申請書、印鑑登録証明書交付申請書と選挙投票所の入場券から、性別の記載欄を削除の方針
	草加市	2003. 7. 4	印鑑登録申請書など約七十件の申請書などから性別欄を削除し、4 月より実施。
	鴻巣市	2003. 12. 12	性別記載欄がある 236 のうち、82 の公文書で、条例や規則、要綱の改正を進め、来年 4 月 1 日から、印鑑登録証明書などの公文書の一部から性別記載欄を削除。
千葉県	羽生市	2003. 3. 26	
	県議会	2003. 9. 11	
	市川市	2003. 6. 5	性別の記載のある 326 の書類のうち、140 の書類から記載を削除し、8 月 1 日より順次実施。投票所入場整理券、印鑑登録証明書、図書館利用の申請書、保育園入園申込書など
東京都	流山市	2003. 11. 28	
	小金井市	2002. 12. 11	印鑑登録証明書から性別記載廃止の方針
	〃	2003. 2. 3	選挙の投票所入場はがきの性別記載を削除。4/27 の統一地方選挙より実施。
	中野区	2003. 10. 21	印鑑登録証明書や母子健康手帳交付申請書など 92 の申請書・証明書の性別記載を見直す方針を明らかにした
	目黒区	2003. 9. 30	区が交付する印鑑登録証明書から「性別記載」を削除する「区印鑑条例」の改正案を全会一致で可決した。11 月 1 日から実施される。
	世田谷区	2002. 12. 5	性別欄が記されている区の行政文書三百種から 57%にあたる 171 種の行政書類から性別欄を削除することを決定。5 日の区議会本会議で印鑑条例改正案が可決され、他の規則や要綱についても今年中に改正する。2004 年 1 月から実施。
神奈川県	立川市	2003. 11. 26	印鑑登録証明書から性別記載廃止の方針
	藤沢市	2003. 11. 20	性別記載欄のある公文書は 535 件中、印鑑登録証明書や図書館利用者申込書など 206 件は、性別欄廃止が可能と判断。今年中に 145 件、条例改正やコンピューターシステムの変更が必要なものは、2004 年 4 月以降に実施。
	茅ヶ崎市	2003. 10. 31	1536 件の公文書中、384 件に性別欄があり、「高額療養費支給申請書」「国民健康保険加入届出書兼簡易申告書」「投票所入場整理券」など、103 件について性別欄を廃止。「印鑑登録証明書」など条例改正案が必要なものや、規則改正が必要なものについては変更しおらず、今後検討。
	大和市	2003. 10. 31	印鑑登録証明書や図書館貸出登録票、職員採用試験申込書など、全体の九割、178 件から性別記載欄を削除する。195 件の書類から削除が可能と判明した。すでに発送済みの十一月九日実施の衆院選の投票所入場整理券は、性別記載欄を削除している。
	横須賀市	2003. 12. 6	全庁 1863 種の申請などのうち 216 種に性別記載欄があり、法的な制限または特段の理由があるものや、国・県の法令などの改正が必要なものを除く 93 種（年間約 18 万件）から性別欄を廃止することを決めた。
	伊勢原市	2003. 11. 5	211 件の申請書から「法令等に性別記載の根拠があるもの」「利用者の性別把握が必要なもの」計 80 件を除き印鑑登録証明書や市民カード交付申請書など 131 件の性別欄を削除。2004 年 4 月 1 日から実施。

◆ 性別欄削除（続き）

都道府県	市区町村	議決年月日	性別欄削除の主な内容
静岡県	静岡市	2003.10. 3	性別欄のある行政文書 544 件より、国や県が様式を定めたり、統計や介護サービスなど男女の区別が必要だったりする 340 件を除く、約 4 割にあたる 204 件から性別欄を順次削除。11 月の総選挙の不在者投票でも投票券を入れる封筒から性別欄を除いたといい、施設の利用申請書などからも削除していく。
新潟県	新潟市	2003.11.17	
長野県	飯田市	2003.11.12	市で様式を定める 712 件の申請書等のうち 46 書類について性別欄を廃止。衆院選から投票所入場券の性別欄を廃止。市立図書館の利用申込書、老人保健関係や国民健康保険関係の各種申請書、ヘルパー派遣やデイサービス利用に関する書類などについても性別欄を廃止した。
	松本市	2004.1. 6	市に提出する申請書や市から交付される証明書などの性別記載欄を見直し、不必要なものは性別記載を廃止
富山県	福岡町	2003.9.20	印鑑登録証明書などから男女を記入する欄をなくす町印鑑条例改正案を可決。条例のほか、今月中に町の規則 5 件、告示 5 件を見直し、保育所入所申請書など計 13 の公文書について、性別記載欄を撤廃。
愛知県		2003. 9.26	県が使用している書類は約 3000 種類のうち、削除しても事務処理に影響が出ない 30 ～ 40 種が対象とし、県の各種書や証明書の一部から性別欄を削除する意向。
愛知県	安城市	2003.11.28	印鑑登録などに必要な申請書類の性別記載欄を削除するため、12 月議会に条例改正案を提案。すでに選挙の投票入場券から性別欄を削除したほか、印鑑登録に関する書類以外にも、市の独自の判断で性別欄を削除できる書類や証明書など約 110 種類について、2004 年 4 月をめどに実施する予定。
	一宮市	2003.2. 3	市の申請書や証明書などの書類 260 件のうち 48 件の性別欄を削除する。
奈良県	平群町	2002.9.30	平群町は 10 月から、公文書の性別記載欄の見直し作業を始め、必要のないものを削除することを決めた。
	橿原市	2003.12.8	印鑑登録原票から性別欄を削除する奈良県橿原市の改正印鑑条例が市議会で可決、成立。2004 年 1 月 1 日から施行され、印鑑証明や登録申請書から性別の記載がなくなる。11 月の衆院選や知事選の投票入場券から性別欄を削除したほか、性別記載欄がある約 250 種類の公文書について、それぞれ性別の記載が必要かどうかの調査を進めている。
鳥取県	鳥取市	2002.2.21	鳥取市全体で 210 件の行政文書のうち 59 件について性別欄を削除し、4 月 1 日より実施。印鑑登録証明書、投票所入場券、市長及び市議会議員選挙の不在者投票宣誓書など 76 件の行政文書から性別記載欄を削除する方針。7 月 1 日より実施
	倉吉市	2003.6.23	印鑑登録証明書など、公文書からの性別欄削除の方針
	米子市	2003.7.16	投票所入場券、印鑑登録証明書など性別記載省略・削除へ
愛媛県	新居浜市	2003.9.11	市民からの申請書や届出書などの性別記載欄について、2004 年度から一部廃止する方向で検討
鹿児島県	鹿児島市	2003.12.9	

陳情体験記

gid.jp 神奈川担当世話人 平辻 みき

江ノ島や江ノ電、サザンオールスターズの歌でも有名な、湘南海岸への入口の街としても知られる藤沢市。人口 39 万人、男性、女性が大体 19 万人程、女性の数がやや多い市です。夏になると神奈川県内だけでなく、関東、全国からの観光客、海水浴や日光浴を楽しむ人たちでいっぱいになる元気な街です。

ここに住み始めたのは、今から 9 年程前になります。現在勤めている会社の社宅があり、たまたま藤沢に住み始めた街でした。

それから 9 年、まさか自分が、このような活動に関わるようになるうとは、予想すらしていませんでした。

私自身のことを、性同一性障害でないかと思いはじめ、そのことにけじめをつけ始めた時、暮らし難さを感じていきました。男として社会の中で暮らしていたころ、公文書の問題や、トイレの問題など、暮らしにくいとは思っていませんでした。性同一性障害と思いはじめてからも、治療が進むまでは、目に見えて生活上の暮らし難さを感じる事がなかったのが事実でしょう。しかし、治療が進み、自分の中の心が整理されていくにつれて、生きていくためには何かしなければいけないとだんだん思うようになっていきました。

藤沢市には、ホームページ上に市民のための電子会議室があります。この電子会議室に 2002 年末、「性別と街の暮らし」という会議室を開設しました。その 1 ヶ月前に、東京都小金井市で開かれていた性同一性障害者向けの公開フォーラムで、地方自治体でできることについての話を聞いていたので、何か私にもできることがあるのではないかと感じていました。

市民の方の自然参加を期待して性同一性障害のこと、この障害の為に、社会生活上の問題は何かについて考えその解決にはどうしていけばいいのか等について話し合おうと思っていました。

開いたものの、運営者の私自身がまだどうすればいいのか模索している時でしたので、会議室をうまく進めきれず、議論が活発ではありません。

2003 年 3 月に、この市民電子会議室を利用するメンバー全員にむけたメーリングリストで、この会議室が紹介されたのですが、その時初めて市民の方から書き込みが続くようになりました。

その後の状況は、以下のようになっていきます。

・2003年3月 市議会議員の方へのメール

市議会議員 2 名の方へ、統一地方選挙の直前、メールで実情を訴えました。うち 1 名、公明党の女性議員から返事があり、感心をもって何かしなければならぬと思っていたこと、選挙が終わったら連絡させていただくというお返事をいただきました。

・2003 年 5 月 藤沢市議会への陳情

gid.jp が作成していた雛形を利用して、藤沢市議会への陳情書を作成しました。自治体への陳情はもちろんはじめてですが、いろいろ調べていくと、陳情書の作成方法、議会のしくみ、陳情書の審議、そして議決されていくまでの流れがオープンにされていることがわかり、ホームページや、議会事務局の担当者の方も親切に教えてくださいました。

・陳情の要望事項

地方自治体での実現可能な要望として 4 項目

1 印鑑証明からの性別欄の削除のこと

2 選挙時のこと

3 市職員などへの研修のこと、

4 学校への理解のこと

国への意見書として

1 戸籍訂正のこと

2 健康保険のこと

3 不当解雇のこと

4 公文書のこと

5 教育現場の充実のこと

6 障害に関る人への研修と育成のこと

を入れていきました。gid.jp の雛形に沿っています。



藤沢市役所の前に
平辻みき 神奈川担当世話人

また、同時に、私から議会事務局へ宛てた手紙を同封しました。その中には、自分の実情と、まだ他に藤沢市にいないはず、自分だけの思いではなく、藤沢市全体という意識で捉えて考えてほしいというような趣旨の思いを書きました。

また与党 PT で戸籍の性別変更についての特例法が検討されていることについては、触れませんでした。（特にお願いしたいのは自治体での取り組みでしたので）

・2003年6月 市議会議員さんへのメール

陳情が審議される直前だったと思いますが、調べきれの限りの議員さんに、電子メールでお願いをしました。私は平日、日中は仕事をしていて、休みが取れない状況でしたし、他人に自分の状況を話さなければいけない恐怖心等もありました。結局、議員さんや市の関係者の方と連絡も取りづらい状況でしたので、当時の私に出来ることと言えばネット（電子メール）を通じてお願いをすることしかできませんでした。

・2003年6月 市民自治推進部からの連絡

メールを送ってしばらくしてから市民自治推進部の方から連絡があり、お会いして詳しいお話をさせていただく事になりました。何を話したか覚えていませんが、汗びっしょりだった事を覚えています。担当の方はすごく丁寧にそして注意深く話を聞いていただけたのではないかと思います。すでに前向きに検討していただいているとのことのお返事でした。その際、資料として、東京都小金井市、千葉県市川市、あと性同一性障害の事について詳しく説明されていたり、杏野丈先生の資料を一部お渡しさせていただきました。（杏野先生には当時、了解を頂きました）。気が付いたら自分が作っていった資料は渡すのを忘れてしまっていました。

担当の方から議会をご案内していただき、市議会議員の方と面会させていただく事もできました。議員の方も、すでに問題の深刻さを受け止めていただいていたので、陳情は採択されるよう、前向きに、検討していただいている事を話していただきました。

とにかく何もかもはじめてで、汗まみれになっていた事を鮮明に覚えています。

そうして、陳情は採択されていきました。

最後は、私も一生懸命で、とにかくなんとしても、性同一性障害者としては暮らしにくい事が社会にはあるということを知ってもらいたい思いもあり、マスコミにお話をさせていただくこともしました。

陳情を始めた時、具体的に市役所窓口等で差別的な扱いを受けたことがありませんでしたので、どうやって説明をしていったらいいか悩みました。当時、差別的な扱いを具体的に受けた事例が私自身にはあまり無かったからです。ただ、電車の中や、街中での他人の振り返りや偏見に満ちた視線等、私自身の中では、街の中で感じる他人の視線の変化を敏感に感じていたと思います。治療が進んでいくにつれ、この陳情の重さがわかるようになってきました。今では、市や、議員さん方の対応に、とても感謝しています。暮らし安くなるために、行政だけでなく、自分自身が変わらなければ何も変わらない、行動しなければいけないと思いました。

今回の活動が縁で、普段なかなか交流が少ない、議員さんのやさしさに触れたり、横浜市内の中学生の方々の文化祭での取り組みへ参加させていただいたり、大学生、会社をはじめ、そのほか多数の一般の方々に励ましていただきました。とても感謝しています。自分の置かれた立場で、自分が出来る事、何か出来るか、暮らしやすい社会をめざしてこれからも少しずつ活動していきたいと思っています。

神奈川新聞 2003年6月18日 掲載

公文書の性別記載欄削除へ

◆藤沢市、性同一性障害に配慮

心と体の性に違いがある「性同一性障害」に悩む人に配慮して、藤沢市は十七日、市が所管する公的な申請書や証明書の性別記載欄を可能な限り削除する方針を明らかにした。不必要な性別欄撤廃を表明した自治体は県内初。同日の市議会総務常任委員会の陳情審査で、市側が明らかにした。

陳情を提出したのは、性同一性障害の当事者で同市在住の会社員、平辻幹さん（39）。

平辻さんは、陳情の中で、【1】印鑑証明書などの文書の不必要な性別欄の撤廃

【2】性別によらない選挙の本人確認の方法の再考【3】学校教育での理解の促進—

などを市側に要望。併せて、【1】性同一性障害の治療への保険適用や医療機関の拡

充【2】求職時の性別記載撤廃と不当解雇・職場差別の禁止【3】公文書の性別記載

の再考と削除—などを国に求める意見書の提出を訴えた。

同日の委員会で、井上晃一市民自治部長は「今後検討していきたい」と述べ、大筋で陳情の内容を受け入れる方針を表明。市によると、市が所管する約千七百件の申請書・証明書のうち約四百件に性別記載欄があるが、戸籍法など法に抵触しない文書を洗い出し、できるだけ早い時期に性別記載欄をなくすという。条例改正が必要な場合は本年度末の改正を目指す。

委員側も全会一致で陳情を「趣旨了承」とし、本会議で陳情に沿った内容の意見書案を可決する予定。ただ、学校教育での取り組みは「性同一性障害を特別に取り上げるにはまだ課題がある。人権教育としてトータルな教育をしたい」（市教委）としている。

性同一性障害に関しては、今国会中にも一定の条件の下で性別の変更を認める「性同一性障害者の性別取扱いの特例法」が議員提案され、成立する見通し。

藤沢市によると、小金井市（東京）、新座市（埼玉）、鳥取市などで一部の申請書や証明書などから性別記載欄の削除を実施している。

太田房江・大阪府知事との会見

gid.jp 代表代行 松村 比奈子

太田房江・大阪府知事との会見について報告いたします。

平成 15 年 9 月 10 日（水）、長田公子公明党大阪府議の御尽力により、太田房江・大阪府知事との会見が実現しました。また、その後に記者会見も行われました。
参加者は、私と関西支部代表の新井友香さん、メンバーの高木ゆうさん、個人参加の O さんの 4 人です。

午後 2 時に府庁の 1 階ロビーで待ち合わせ、2 時半に公明党の控室へ。
そこで長田公子府議、美坂房洋公明党府議団団長とお会いし、私が持参した資料の説明と簡単な打ち合わせを行いました。

今回の面談はかなり急な設定でしたが、千葉県知事との会見を明日に控え、多様性に配慮する大阪というアピールにも効果的なので、知事も府議も、無い時間を無理矢理あけて下さったようです。

持参した資料は、

- ①性同一性障害に関するご参考資料（戸賀崎まさみ作）
- ②インターセックスに関するご参考資料（黒岩龍太郎作）
- ③千葉縣市川市の性別削除帳票一覧
- ④全国の性別削除情報（件数と削除開始月日・削除に関する広報と議事録）
- ⑤神奈川県での取り組み一覧と関連記事
- ⑥全国の地方自治体の状況表（千尋さんの HP）
- ⑦要望書
- ⑧ gid.jp の概要
- ⑨記者会見のお知らせ

以上 9 点です



太田知事に要望書を渡す

gid.jp のメンバー
左より

太田房江 大阪府知事
美坂大阪府議
松村比奈子 gi.jp 代表代行
新井友香 gid.jp 関西代表
MtF 当事者の方
高木ゆうさん



午後3時から、いよいよ太田房江府知事との会見です。

指定された部屋では、既に記者やカメラマンが待機しており、ちょっとしたやり取りのあと、面談室にはいるところからカメラでの撮影が始まりました。

私たち4人と、長田・美坂府議がテーブルに並び、反対側で太田知事が要望書を受け取りました。

その後、美坂府議の簡単な紹介で私がgid.jpの概要と資料を説明し、新井さんらが当事者の状況を説明しました。

太田知事の方からは、単に頷くだけでなく、「性別欄の削除は今すぐできるものではないとしても、性別欄に記入しない府・市民に対して記入を求めないという指導なら（すぐ可能なので）、どうだろうか？」との提案がありました。

新井さんが周りの雰囲気我代表して、「性別欄があるというその事自体が、私たちに常に半端者であることを気付かせるようで、苦痛なのです」として、最終的には性別欄の削除が重要であることを強調しました。

会見は約30分であったと思いますが、初めてお会いする太田知事は意外に優しい雰囲気の方でした。知事選を戦い抜いた政治家というイメージはありません。もしかすると、性同一性障害という難解な立場の人々を目の当たりにして、少しばかり気を遣われていたのかも知れません。

その後、部屋を移して3時半から記者会見が始まりました。

事前の広報が殆ど無かったはずなのに、用意された部屋はすぐ記者で一杯になり（10人以上）、メディアの関心の高さが伺えました。

記者会見では、2人の府議がそばについて下さる中で、まず私から要望書・gid.jpの概要を説明し、知事との会見の様子をかいつまんで説明しました。

その後新井さん、Oさん、高木さんの順に当事者の困難な状況を訴えました。

記者からはいくつか質問がありましたが、主に数値などの要望が多く、私たちとしては、当事者に関する実数はこの状況の特殊性からなかなか推測できないものであると説明しました。

会見後にも皆さんテーブルに押し寄せて熱心な質疑がくり返され、大阪はこの問題について、関心はあれども（当事者の）動きがまだないことを実感しました。

毎日新聞 大阪版 2003年9月11日 掲載

公文書の性別欄削除を太田房江知事に要望 性同一性障害のNPOメンバー

NPO団体「性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会を目指す会」（本部・東京都、山本蘭代表）の関西支部のメンバーが10日、府庁で、太田房江知事に「府で使用する公文書から性別欄を削除」「障害を理由とした雇用差別がないよう指導」「障害の治療が可能な『ジェンダークリニック』の設置や援助」――を3本柱とした要望書を提出した。

会見で関西支部代表の新井友香さん（通称、戸籍上男性、31歳）＝城東区＝は「（障害が治療されないうちは）男でも女でもない中途半端な状態。就職の際に差別を受けて生活ができない障害者が多く、会社経営者にこの障害を理解してもらいたい」と訴えた。新井さんらによると、要望書を受け取った太田知事から「堂々と胸を張って生きてください」と励まされたという。【鈴木龍一】

朝日新聞 大阪版 2003年9月11日 掲載

性同一性障害の専門医療機関を 市民団体、太田知事に要望

「性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会」（本部・東京）は10日、専門の医療機関の設置や公文書からの性別欄削除などを求める要望書を太田房江知事に提出した。

要望事項は、性同一性障害者への配慮のための職員研修や対応マニュアル作成、雇用差別の防止指導など。同会関西支部代表の新井友香さん（通称名）は障害を理由に就職できなかったという。

産経新聞 大阪版 2003年9月11日 掲載

公文書からの性別記載削除を 府庁訪れ要望書 性同一性障害者ら

心と体の性が一致しない「性同一性障害」の当事者らで作る「性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会」（gid.jp）のメンバーが10日、府庁を訪れ、太田房江知事に対し、公文書からの性別記載削除などを求める要望書を提出した。

メンバーは太田知事に、就職差別や日常生活での不安など事情を説明したうえで、「社会的認知されるような環境づくりをお願いしたい」と要請。要望書では、障害を治療する医療機関の整備や雇用のサポートなども求めている。

太田知事からは、「公文書は性別欄にマルを付けなくても受理できるようなシステムにすればどうか」などの提案があったという。

同会関西支部代表の新井友香さん（通称名）は「知事の前向きな話を聞いてうれしかった。多くの人に私たちの実情を理解してほしい」と話していた

2003年9月10日

要 望 書

大 阪 府 知 事
太 田 房 江 様

性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会
代表代行 松村 比奈子
関西支部代表 新井 友香

本年7月10日、国会において「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が成立致しました。しかしながら、特例法が成立したとは言え、性別の変更などの訴えを起こすには、様々な要件を満たさなければなりません。そのため、7000人とも10000人とも言われる性同一性障害の当事者の中で、性別変更が可能な人は3桁に止まるのではないかという見方も出ています。

更には、現在治療中の方もいます。危険を伴う性別適合手術までは望まない方もいます。性的違和をかかえ、模索されているかたもいます。

また、戸籍の性別変更が実現したとしても、問題のすべてが解決するわけではありません。性同一性障害を抱える者に対する世間の見方は、いくぶん好意的にはなりつつあるように思いますが、まだまだ多くの差別や偏見にさらされています。就職時、居住のための部屋を借りるとき、医療機関の利用等、様々な場合に困難を伴います。性同一性障害の治療はほとんどが保険適用外であり、当事者にますます重い負担を強いています。公的機関においても、本人であることを疑われて無用に時間を要したり、不快な対応を受けることもしばしばあり、国民の権利である選挙権さえ行使しにくい状況もあります。

特に大阪は、関西の中心であるにも関わらず、ジェンダークリニックを備えた一貫した性同一性障害治療が可能な医療機関が存在しません。そのため、当事者の多くは高額な交通費を支払って岡山の岡山大学医学部まで通っているのが現状です。このように、依然、当事者においては不自由さは何ら変わっていないのです。

今回、国民として平等な見地から速やかに手続き可能な「仕組み作り」をお願いします。

よって、大阪府に対して、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害を抱える人々のために、下記事項について強く要望いたします。

記

- 一、ジェンダークリニックを備えた一貫した性同一性障害治療が可能な医療機関の設置。および、精神科医、ホルモン療法などの性同一性障害の治療が可能な病院の拡充およびそれらの機関に対する援助。
- 一、大阪府で使用する申請書、証明書などの公文書における、不必要な性別欄の削除。
- 一、大阪府下の市町村における申請書、証明書などの公文書から、不必要な性別欄削除の指導。
- 一、選挙入場はがきからの性別欄の削除。
- 一、大阪府下の各行政機関において、窓口等での性同一性障害当事者に対する配慮と、職員に対する研修および対応マニュアル作り。
- 一、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、初期段階の治療を可能とする相談担当員の設置とその方達に対する研修。
- 一、府立の教育機関における、性同一性障害に関する教育の実施と、通学中の性同一性障害当事者に対する配慮および教師に対する研修の実施。
- 一、顔写真入り住民基本台帳カードからの性別欄の削除。
- 一、性同一性障害を理由とした雇用差別が起きないように、府下の行政機関、企業、団体に対する指導。
- 一、労働事務所職員に対する研修と、性同一性障害に関する担当窓口の設置。
- 一、府庁において、性同一性障害に関する担当窓口の設置。

神奈川県の陳情状況

gid.jp 代表代行 松村 比奈子

7月・8月の陳情状況

私に関わりました、7月から現在までの神奈川県内の陳情状況をお知らせします。

① 7/25 サイアムクラブのいずみさんと共同で、川崎・横浜陳情大会を開催する。内容は、川崎・横浜・座間・相模原各市に提出する、公文書からの性別記載削除を求めた陳情書の説明と署名集会。

② 7/30 小林貴美子川崎市議他 8 名の公明党市議と会見し、陳情書の内容を説明する。

③ 8/4 大和市議会・文教市民経済常任委員会で公文書からの性別記載削除を求めた陳情書が全会派一致で可決。

④ 8/20 相模原・座間市の市議会と市長にそれぞれ公文書からの性別記載削除の陳情書（市長は要望書）を提出する。当事者 13 ～ 14 名の署名簿付き。

⑤ 8/22 市議の御助力で川崎市長と会見、公文書からの性別記載削除の要望書を渡す。当事者 13 名の署名簿付き。市長は迅速な対応を約束する。

神奈川新聞の記事

<http://www.kanagawa-np.co.jp/news/nw03082333.html>

⑥ 8/24 神奈川ネット・若林智子横浜市議他一名と会見し、陳情書の内容を説明する。

⑦ 8/26 午前は公明党・関山ゆきえ相模原市議他二名と会見し、陳情書の内容を説明する。午後は公明党・榊原泰子横浜市議と会見し、陳情書の内容を説明する。

⑧ 横須賀・伊勢原の公明党市議（横須賀・鈴木真智子氏、伊勢原・山本一恵氏）が9月の定例会で、公文書からの性別記載削除に関する一般質問を予定。近々会見の予定。

川崎市の公明党代表質問と

選挙の案内ハガキからの性別欄削除

平成 15 年 9 月 12 日（金）、午前 10 時より始まりまし
た、川崎市議会における公明党の代表質問について報告し
ます。

また、その過程で、川崎市は既に平成 7 年から、選挙の際
に送付される案内ハガキから性別欄が削除されていること
も分かりました。

9 月 10 日の夜、私が大阪の会見より帰宅すると公明党の
小林貴美子市議から FAX が入っており、川崎市議会で、
GID 問題を含めた 20 近くの項目に関する、約 2 時間半の
膨大な公明党の代表質問が行われる旨のお知らせがありま
した。

当日は私と当事者の計 3 人（大和市陳情トリオ）で傍聴し
ました。

質疑応答の文言は、事前に文書として作成されており、当
日はその公表という形になっているようでした。

性別記載の削除については、今事前調査をしているところ
であり、また市長からは先日の会見で当事者の実情を知
り、今後は性同一性障害に配慮するという趣旨の回答を頂
きました。

なお、川崎市では、既に平成 7 年に投票所の案内ハガキか
らは性別欄が削除されているとの選挙管理委員会事務局か
らの回答がありました。

そこで昼の休憩時に公明党控室を訪れ、小林市議に、削除
の理由を職員の方に伺えないかとお願いしましたら、早速
担当の職員の方をお呼びして下さいました。

職員の方はとても誠実で親しみやすく、また GID の理解
は深いようでしたが、削除に関しては性別が不必要な情報
であるからという、ごく常識的な（と私には思える）理由
であったようだとの説明でした。

また実際にそれで困ったこともないとのことでした。

しかし案内ハガキには記載はないが、会場に来た時に手渡
す投票用紙は男女の色別になっており、今後はそれについ
て検討していくという趣旨の発言もありました。

投票所の案内ハガキには性別が無くても構わないという、
その発言に力づけられて、私たちは控室を後にしました。

堂本暁子・千葉県知事との懇談報告

gid.jp 千葉担当世話人 深井 理香

9月11日に行われました堂本暁子・千葉県知事との懇談についてご報告いたします。なお、本懇談は山崎とよ子千葉県議のご尽力で実現しました。改めて感謝申し上げたいと思います。

参加者：代表代行・松村比奈子さん、副代表・橋本佳美さん、黒岩龍太郎さん、他1名 MTF 当事者の方、深井

千葉県庁にて堂本暁子知事と懇談を行い、社会環境の整備に関する要望書（添付参照）を提出しました。それと共に、県庁担当者に対するレクチャーおよび記者会見も行いました。

持参資料

持参資料については以下の通りです。このうち⑦については、わたしの方で事前に作成し、県議を通じて当局・メディアに配布してありました。

- ①性同一性障害に関する参考資料
- ②インターセックスに関する参考資料
- ③千葉県市川市の性別削除帳票一覧
- ④全国の性別欄削除情報（件数と削除開始月日・削除に関する広報と議事録）
- ⑤神奈川県での取り組み一覧と関連記事
- ⑥全国の地方自治体の状況表
- ⑦要望書
- ⑧ gid.jp の概要

午後3時から

議会棟1階会議室にて、要望書にて要望した諸施策に関しての担当部課担当者に対しての説明ならびに、担当者からの見解説明。最初に gid.jp 代表代行的松村さんから gid.jp の概要について説明をした後、わたしの方から要望書の要望事項について要旨を説明させていただきました。それに対して各担当者の方から要望事項に対する見解の説明、質疑という形を取りました。ここでは、特に人権啓発室の担当者の方々が熱心にわたしの話を聞いてくださったのが印象的でした。また、同行頂いた会員の方から半陰陽の方々が抱える困難について詳細な説明を頂きました。

午後4時から

知事と懇談（15－20分？程度）。取材陣については、新聞社4社（朝日、東京、産経、公明）、共同通信、及びテレビ局1局。要望のポイントについて簡単に説明。その後、懇談となる。懇談は知事執務室にて行われました。入室時にはメディア取材陣がすでにスタンバイしており、わたしたちから堂本知事へ要望書を手渡する模様が撮影されました。懇談では gid.jp の概要、要望書の要旨、当事者の状況についての説明が松村さんをはじめとする参加者の方々からなされました。知事は女性やGIDをはじめとするセクシュアル・マイノリティの人権擁護については知識をお持ちのようで、秋田で行われた講演会に県知事に招待されて参加した（その際にGID当事者の話を聞かれていたとのこと）こと、国連女性会議の事などを引かれて話されると共に、要望について理解を示してくださいました。



堂本知事と要望書を提出した
gid.jp のメンバー

左より

赤間正明 千葉県議
Mtf 当事者
山崎とよ子 千葉県議
深井理香 gid.jp 千葉担当世話人
橋本佳美 gid.jp 副代表
黒岩龍太郎 都蘭西亭主宰
堂本暁子 千葉県知事
松村比奈子 gid.jp 代表代行

午後 4 時半から午後 5 時過ぎ

階下の記者会見場にて記者会見。新聞社 4 社（朝日、東京、産経、公明）、共同通信が参加（他に、人権啓発室の担当の方 2 名も参加しました）。要望書の趣旨・内容及び gid.jp の概要について説明すると共に、当事者の抱える困難や県下における今後の取り組みの方針について説明。順序としては、gid.jp の概要説明、要望書の趣旨・内容説明、当事者の抱える困難についての説明がなされ、それらについての質疑応答が行われました。質疑の内容については、大阪同様 Fact としての数値についての質問（県内の会員数・推定患者数など）が多かったように思われます。最後にわたしの方から県内においての今後の取り組みについて説明して終了となりました。

朝日新聞 千葉版 2003 年 9 月 12 日掲載

公文書の性別欄削除求め要望書 性同一性障害者団体

「普通にくらせる社会を」- 心と体の性が一致しない性同一性障害を抱える人たちでつくる会「gid.jp」が 11 日、県庁を訪れ、堂本暁子知事に「公文書から性別欄を削除してほしい」などの要望書を手渡した。県を訪れた 6 人の中の代表代行、松村比奈子・拓殖大学非常勤講師は「声をあげることができなかった人たちの声を聞いてほしい」と訴えた。

同会会員は現在 105 人で、県内からは数人が参加している。要望書では、公文書での性別欄の撤廃のほか障害に対する医療体制の整備、教育機関での理解の促進などを求めている。記者会見で、同会のメンバーが体験談を語った。

「健康保険証に書かれた性と見た目が違うため、不審がられ医者に行けなくなった」

県内のメンバー（32）は「一人ひとりが声をあげる環境をつくりたい」と話した。

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会の為の社会整備を求める要望書

知事におかれましては、県民のため日々種々のご尽力を頂いていること、感謝申し上げます。

わたしたちは性同一性障害当事者です。性同一性障害とは、精神的な性別と生物学的な性別が一致しないために、その食い違いに苦しむ状態を言います。当事者は医学的、心理的、社会的、家族的、また経済的な諸問題を抱えている状態にあり、そのような種々の問題の中で特に戸籍上の性別と実生活上の性別が異なることにより、就職の際・アパートの賃貸時・医療を受けるときなどの際困難さを伴います。

結果として、正社員として雇用されることを断念しアルバイトとしての就労に甘んじたり、十分な保険医療を受けることができず命を落とした当事者がいるなどの深刻な事態を招いています。また、公的機関においての本人確認において身分詐称の疑いを受ける場合もあり、そのため国民としての権利である選挙権の行使が困難なこともあります。これらはいずれも提示する証明書類上の性別と社会生活上の外見の性別が異なるために発生しています。さらに、社会に適応する上で性同一性障害の治療を受ける場合にも、そのほとんどの治療が保険適外であり、就労が困難なことも相まって、経済的にきわめて重い負担を当事者は強いられる結果となっています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000 年 12 月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さには何らの変化が見られないのが現状です。そういった状態を解消するために、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が第 156 国会にて可決・成立しましたが、本法案の成立のみでは当事者を取り巻く問題は解決する訳ではありません。理由は、本法律によってすべての当事者の性別訂正が可能になるわけではないため、また当事者に対する偏見が本法律を以て解消するわけではないためです。

よって、性同一性障害を抱えて苦しむ人々のために、以下の通りの施策を実施くださいますようお願いいたします。

1. 県が管轄している性別欄の存在する行政文書などからの不必要な性別欄の撤廃。
2. 県下各市町村に対する、行政文書などからの性別欄の削除の指導。
3. 選挙において、性別によらない方法へ本人確認方法を変更すること。
4. 職員などの公務員、教育・医療関係者などへの研修の実施、と理解の促進。
5. 教育の場における、性同一性障害についての理解促進のための諸施策の実施。
6. 県立病院等における性同一性障害についての医療体制の整備。

以上、要望申し上げます。

平成 15 年 9 月 11 日

千葉県知事 堂本 暁子 殿

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会（gid.jp）

千葉県その他地方自治体における活動報告

gid.jp 千葉担当世話人 深井 理香

千葉県内でのこれまでの取り組みを簡単にご報告いたします。尚、堂本知事との面会に関しては、別項をご覧ください。

わたしは一般の企業に勤める正社員で、比較的自由に休暇が取れる環境にあるとはいえ、やはり平日の活動に関しては大きな制約を受けますので、おのおの地域の議員の方をお願いをして当局や議会で必要な行動を起こしていただく、といったスタンスで取り組みを現在に至るまで進めてきました。そのため、千葉県においての取り組みに関してはわたしの依頼を受けて快く行動することを引き受けてくださった方々なくしては、進展はあり得ませんでした。この場を借りて、ご協力くださった方々に改めてお礼申し上げます。

わたしは2002年末頃から知人を介して、現在居住している浦安市の金子喜一市議に対して性同一性障害当事者が抱える諸問題について説明をさせていただき、市における施策の実施を働きかけておりました。

その後、同様に知人経由で山崎・赤間両県議との懇談の機会をもつとともに、県内の市議会議員の方々に、わたしたち性同一性障害当事者のための施策の実施を訴える機会に恵まれ、現在に至っています。

以下、個別の自治体での取り組みについて詳述します。

なお、市川市においては別途元市議の方が当事者の抱える問題について議会で取り上げるとともに、市川市男女共同参画条例（2003年4月1日施行）に於いて、その基本理念として「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人等のあらゆる人の人権が尊重される社会」の構築をいち早くうたっていました。その後、市所管の公文書からの包括的な性別欄削除を、市当局の強いイニシアチブのもと本年8月1日から全面実施しております。

<千葉県>

5月13日

山崎とよ子・赤間正明両県議と面談。この場で、千葉県としての取り組みを進めるよう要請いたしました。この場の懇談で、24日の勉強会でGIDをアジェンダとしていただくことが出来ました。

5月24日

公明党県本部にて性同一性障害に関する女性議員勉強会。私が講師として千葉県下の女性議員に対して、性同一性障害当事者の抱える問題点について質疑応答を交え2時間ほど説明をさせていただきました。併せて各自自治体においての取り組みを要請いたしました。

10月2日

千葉県議会において赤間正明県議から性別欄削除ならびに医療面での取り組みについて、代表質問にて以下の通り県当局の見解を聴取いただきました。

質問要旨

1. 性同一性障害とは、精神的な性別と生物学的な性別が一致しないために、その食い違いに苦しむ状態を言います。当事者は医学的、心理的、社会的、家族的、また経済的な諸問題を抱えている状態にあり、そのような種々の問題の中で特に戸籍上の性別と実生活上の性別が異なることにより、就職の際・アパートの賃貸時・医療を受けるときなどの際困難さを伴います。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が第156国会にて可決・成立しましたが、本法案の成立のみでは当事者を取り巻く問題は解決する訳ではありません。理由は、本法律によってすべての当事者の性別訂正が可能になるわけではないため、また当事者に対する偏見が本法律を以て解消するわけではないためです。

そこでお伺い致します。

◎現在、運転免許証には性別記載がなく、十分身分証明書として活用されております。県が管轄している性別欄の存在する行政文書などからの不必要な性別欄の撤廃をすべきと考えますがどうか。

1. (再質問)

投票所入場券の性別欄の記載をなくして投票しやすい環境作りをすべきと思うがどうか。

2. 千葉県の女性専用外来の取り組みは全国をリードし、大変な評価を得ております。その動向は全国が注目しております。性同一性障害についてのカウンセリングや医療体制の整備。性同一性障害者を抱える人々が、本人が望む性を得るためには、一生ホルモンによる治療をうけなければなりません。そのような方々に対し、もっとも治療がふさわしい場所が女性専用外来であると考えます。そこでお伺い致します。

◎性同一性障害者の治療について、女性専用外来の機能を積極的に活用すべきと考えるがどうか。

答弁要旨

1. 行政文書などの記載事項については、それぞれの行政事務の目的等を勘案して、内容を定めているところですが、できる限り不必要な項目をなくすことは望ましいと考えております。

性別欄については、性同一性障害者の問題などの新たな視点で社会状況の変化を考えながら、その必要性等について、庁内で十分検討してまいります。

性同一性障害の方は、男性では3万人に1人、女性では2万人に1人と少なくとも、半陰陽の方は千人に1人の割合で生まれている。

本人としてはどうしようもない問題で、病院などで不愉快な思いをしているとのことなので、県としても十分に対策を検討してまいりたい。（答弁者：知事）

1. (再質問) 選挙の際の投票についての問題は所管が選挙管理委員会ですので、こちらで決めることはできないということです。(答弁者：知事)
投票所の入場券については、市区町村選挙管理委員会が調製するものであります。したがって、市区町村の選挙管理委員会が記載をどうするかということを判断すべき事柄であります。(答弁者：選管委員)

2. 性同一性障害の診断と治療に関しては、日本精神神経学会がガイドラインを公表しており、精神療法、ホルモン療法、手術療法と段階を踏んだ治療が必要とされています。また、診断や治療に当たっては、精神科医、形成外科医など専門医師だけでなく、カウンセラーなど心理関係の専門家からなる医療チームが必要であるとされています。

しかし、このような性同一性障害医療チームがある病院は、わが国では数箇所と限られているのが現状です。女性専用外来は、性同一性障害に関する専門性を有していないため、ホルモン療法や手術療法などの専門的治療を希望する方については、非常に高い専門性が必要であることから専門病院を紹介することが必要です。(答弁者：知事)

<浦安市>

6月25日

金子喜一市議から一般質問にて性別欄の削除に関して市当局の見解を聴取いただきました。市当局からは市で変えられることに関しては対応してまいりたい、との答弁がありました。金子市議とは今年はじめから本件に関して取り組んで頂くよう依頼しておりました。現在性別欄削除の対象文書の抽出のプロセスを行っていると聞き及んでおります。予定では2004年4月より実施とのことです。

<野田市>

7月22日

岡田助役・小倉市議・添田市議と面談。性別欄の削除・職員の研修・教育の場での対応について、当局として取り組んでいただくよう要請いたしました。

9月10日

添田ひろ子市議から公文書よりの性別欄削除に関して、一般質問にて当局の取り組みを聴取いただきました。

9月29日

市議会にて、社会環境整備に関する意見書(添付参照)を全会一致で採択いただくとともに、根本 崇市長に対して市における施策を求める要望書(添付参照)を提出いたしました。

<八千代市>

8月13日

奥山助役・江端市議・菊田市議と面談。性別欄の削除・職員の研修・教育の場での対応について、当局として取り組んでいただくよう要請いたしました。

9月10日

江端市議から、公文書からの性別欄削除・職員に対する研修等について、一般質問にて当局の取り組みを聴取いただきました。
性別欄削除について・職員に対する研修についていずれも前向きな答弁を頂きました。

<流山市>

11月28日

井崎義治市長・伊原優市議会議員・関口和恵市議と面談し、市における施策を求める要望書(添付参照)を提出いたしました。

<茂原市>

6月18日

田丸たけ子市議から一般質問にて当局の見解を聴取いただきました。まずは検討したい、との答弁でした。

要望書

根本 崇 千葉県野田市長殿

市長におかれましては、地域住民のため種々のご尽力を頂いていること、感謝申し上げます。

私たちは性同一性障害当事者です。性同一性障害とは、精神的な性別と生物学的な性別が一致しないために、その食い違いに苦しむ状態を言います。そのため、当事者は医学的、心理的、社会的、家族的、また経済的な諸問題を抱えている状態にあり、そのような種々の問題の中で特に戸籍上の性別と実生活上の性別が異なることにより、就職の際・アパートの賃貸時・医療を受けるときなどの際困難さを伴います。

結果として、正社員として雇用されることを断念しアルバイトとしての就労に甘んじたり、十分な保険医療を受けることができず命を落とした当事者がいるなどの深刻な事態を招いています。また、公的機関においての本人確認において身分詐称の疑いを受ける場合もあり、そのため国民としての権利である選挙権の行使が困難なこともあります。これらはいずれも提示する証明書類上の性別と社会生活上の外見の性別が異なるために発生しています。さらに、社会に適応する上で性同一性障害の治療を受ける場合にも、そのほとんどの治療が保険適応外であり、就労が困難なことも相まって、経済的にきわめて重い負担を当事者は強いられる結果となっています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年12月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さには何らの変化が見られないのが現状です。そういった状態を解消するために、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が第156国会にて可決・成立しましたが、本法案の成立のみでは当事者を取り巻く問題は解決する訳ではありません。理由は、本法律によってすべての当事者の性別変更が可能になるわけではないため、また当事者に対する偏見が本法律を以て解消するわけではないためです。

よって、性同一性障害を抱えて苦しむ人々のために、以下の通りの施策を実施くださいますようお願いいたします。

1. 印鑑証明書等、性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃。
2. 選挙において、性別によらない方法へ本人確認方法を変更すること。
3. 職員などの公務員、教育・医療関係者などへの研修の実施、と理解の促進
4. 教育の場における、理解促進のための諸施策の実施

以上、要望申し上げます。

平成 15 年 9 月 29 日

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会
千葉支部代表 深井 理香

要望書

井崎 義治 千葉県流山市長殿

市長におかれましては、地域住民のため種々のご尽力を頂いていること、感謝申し上げます。

私たちは性同一性障害当事者です。性同一性障害とは、精神的な性別と生物学的な性別が一致しないために、その食い違いに苦しむ状態を言います。そのため、当事者は医学的、心理的、社会的、家族的、また経済的な諸問題を抱えている状態にあり、そのような種々の問題の中で特に戸籍上の性別と実生活上の性別が異なることにより、就職の際・アパートの賃貸時・医療を受けるときなどの際困難さを伴います。

結果として、正社員として雇用されることを断念しアルバイトとしての就労に甘んじたり、十分な保険医療を受けることができず命を落とした当事者がいるなどの深刻な事態を招いています。また、公的機関においての本人確認において身分詐称の疑いを受ける場合もあり、そのため国民としての権利である選挙権の行使が困難なこともあります。これらはいずれも提示する証明書類上の性別と社会生活上の外見の性別が異なるために発生しています。さらに、社会に適応する上で性同一性障害の治療を受ける場合にも、そのほとんどの治療が保険適応外であり、就労が困難なことも相まって、経済的にきわめて重い負担を当事者は強いられる結果となっています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年12月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さには何らの変化が見られないのが現状です。そういった状態を解消するために、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が第156国会にて可決・成立しましたが、本法案の成立のみでは当事者を取り巻く問題は解決する訳ではありません。理由は、本法律によってすべての当事者の性別変更が可能になるわけではないため、また当事者に対する偏見が本法律を以て解消するわけではないためです。

よって、性同一性障害を抱えて苦しむ人々のために、以下の通りの施策を実施くださいますようお願いいたします。

1. 印鑑証明書等、性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃。
2. 選挙において、性別によらない方法へ本人確認方法を変更すること。
3. 職員などの公務員、教育・医療関係者などへの研修の実施、と理解の促進
4. 教育の場における、理解促進のための諸施策の実施

以上、要望申し上げます。

平成 15 年 11 月 28 日

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会
千葉支部代表 深井 理香

埼玉県知事選挙候補者への公開質問状

gid.jp 副代表 橋本 佳美

先日行われた埼玉県知事選挙にて 候補者の方々へに公開質問状を送付いたしました。
質問の内容と回答などを公開致します。

去る7月18日 土屋義彦・前埼玉県知事の辞職に伴い あなたが県知事選挙に立候補され、県民の期待に応えるべく 奮闘されていることに敬意を表します。
私たちは、性同一性障害をかかえる者が普通に暮らせる社会をめざしている その当事者と理解者あるサポーターの全国からなる団体です。もちろん 埼玉県にも多くの会員が暮らしております。
今般の県知事選挙にあたり、現在マスコミ等でたびたび取り上げられ さらに、先日「性同一性障害の特例法が公布され多くの国民から注目されております 性同一性障害をかかえる人々に対しての問題に関して、あなたの見解を伺いたく公開質問状を出させていただきました。
この問題はひとえに性同一性障害をかかえる当事者の問題のみならず、埼玉県の人権問題に関する姿勢を問うものであります。
また埼玉県には、平成14年3月に人権が尊重される社会を目指して「埼玉県人権施策推進指針」が策定・公表されました。その指針によりますと、第3章 分野別人権施策の推進 10 様々な人権問題に(2)性同一性障害などとして この問題への取り組みの必要性を謳っており果たして今後どこまで実現できるのかという事を問うことにもつながります。
以上のような観点から以下質問いたしますので、あなたのご見解をお聞かせくださいませ。

◆ 質問と回答

回答者：上田清司埼玉県知事、浜田卓二郎県知事候補、杉崎智介県知事候補、嶋津昭県知事候補、
高原美佐子県知事候補 (※ 以下敬称略)

問1 性同一性障害について伺います。

(A) あなたは、性同一性障害をご存知ですか？

a または b と答えた方は、性同一性障害についてご説明願いますか。

c または d と答えた方は、今後理解しようとお考えでしょうか。

a よく知っている b 多少知っている c あまり知らない d 全く判らない

(上田) a よく知っている

・身体上の性別と自己の性別認識とがぐいちがっていることから、ご本人が深く悩んでいる心的障害。

(浜口) b 多少知っている

・人格的には、生まれ持った性と違う性に所属しているとかくしんする病気で、嗜好問題ではない。

(杉崎) a よく知っている

・身体的な性と脳の性(本人の自覚する性)が先天的に異なっている障害。

(島津) a よく知っている

・日本精神神経学会の定義によりますと「生物学的には完全に正常であり、しかも肉体がどちらの性に所属しているかははっきり認識していながら、その反面で、人格的には、自分が別の性に所属していると確信している状態」とされております。

(高原) b 多少知っている

・男女のいずれの性に属するかの自己認識が肉体的性別と一致しないこと。

(B) 小中高等学校などの教育において、性同一性障害について人権の視点から扱うべきだと思いますか？

そのようにお考えになる理由は何故ですか？

- a 積極的に扱うべきである b 授業を担当する教師の判断に委ねるべき c 小中学生に教えるのは時期尚早である
d 学校教育で教えるべきではない e どちらともいえない f わからない g その他 ()

(上田) b 授業を担当する教師の判断に委ねるべき

- ・人格教育の進み具合の中で教師が判断し、機が熟したときに性同一性障害について人権の視点から扱う。
- その前提として、性同一性障害について専門的研修等をうけてもらうことが必要。

(浜口) e どちらともいえない

- ・正な環境で正しい教え方をしないといけないことであり、教育者の意見も参考にしたい。

(杉崎) a 積極的に扱うべきである

- ・第二性徴期前の教育が必要。

(嶋津) c 小中学生に教えるのは時期尚早である

- ・医学的見地から専門的知識の者が指導する必要がある。

(高原) g その他

- ・扱うのは当然と思うが、どの学年の段階で扱うべきかは、学校の現場や専門家の意見なども聞きながら慎重に対応すべきと考えます。

問2 性同一性障害の方々に関する政策について伺います。

性同一性障害の当事者は、身体上の性別と自己の性別認識が食い違っているために深い悩みを抱えています。

日本でもようやく戸籍の性別の取り扱いに関する変更の特別法が公布されました。

しかしながら その法律では、要件「二十歳以上であること」「現に婚姻していないこと」「現に子がいないこと」「生殖腺が永久に機能しないこと」「他の性別に近似する外見」などが設けられ当事者の多くは、戸籍の性別変更が出来ないのが実情です。

(A) あなたは、この特別法に関してどのような見解をお持ちですか？

- a この法律には、特に問題がない。 b この法律には、問題がある。 c どちらともいえない。
d わからない。 e その他 ()

(上田) c どちらともいえない

- ・性同一性障害について、社会的に認知されたのは比較的最近のことである。その為、性同一性障害をどう扱うかの議論も深化しているとは言えず、今後の検討が待たれている。

(浜口) b この法律には、問題がある

- ・特別法が公布されたのは、第一歩に過ぎず、今後より多くの問題を解決する努力が必要。

(杉崎) b この法律には、問題がある

- ・性同一性障害のある方と法律との関わりは、いかに本人が社会的に本来の性で適応できるかです。したがって免許証の性別等の表示が重要であり、この特別法では制約が大きすぎ、現時点で適用が困難な方も多くなります。

(嶋津) b この法律には、問題がある

- ・性同一性に対する社会的な理解が深まることを願い、見直しが必要である。

(高原) b この法律には、問題がある

- ・子どもがいないことを要件にするなど当事者の基本的人権の制約につながるような内容については将来、改善が必要と考えます。法律でも施行後3年をめどに見直すことが盛り込まれております。

(B) 公的書類（印鑑証明・選挙入場券等）からの性別記載削除について

・県で使用している申請書、証明書などの行政文書に、性別欄の記載のある文書がどれくらいあるか知っておりますか？

(上田) 詳細はわからない。

(浜口) 大部分の書類に性別記載が必要と理解している。

(杉崎) 正確な数は認識していません。

(嶋津) 無回答

(高原) 知りません。

・新座市や草加市ではすでに性別欄削除が行われたが、これについてどう思いますか。

(上田) 首長及び市議会の皆様の見議の結果。

(浜口) 下記回答を参照。

(杉崎) 良いことだと思います。ただし私は、特別法の緩和の方が必要だと思います。

(嶋津) 無回答

(高原) それぞれの市の判断を尊重したいと思います。

・性別欄削除を、県下の市町村に指導していく予定はありますか。

(上田) 指導する前に真摯に検討する。

(浜口) 削除した市町村に意見を聞き、県としての考え方は示したいが、判断は市町村に委ねる。

(杉崎) 性別欄の削除が必要なのか、特別法の緩和が良いのか皆さんと意見交換がしたい。

(嶋津) 各市町村の判断で進めていく事が必要で、一律に行うべきでない。

(高原) 県が一律に指導するのはいかがかと思います。各市町村で住民の意見を十分聞きながら、それぞれの判断で行うべきと考えます。

(C) 性同一性障害の方に対する治療において健康保険を適用すべきだとする当事者たちの声があります。

この問題についてどのような見解をお持ちですか？

そのようにお考えになる理由は何故ですか？

a 健康保険を適用すべきである。 b 健康保険を適用すべきでない。 c どちらともいえない。

d わからない。 e その他 ()

(上田) e その他

・下記 (E) の回答参照。

(浜口) a 健康保険を適用すべきである

・障害であるならその治療費は、保険対象であるべき。

(杉崎) a 健康保険を適用すべきである

・当然、その方が治療技術も進歩します。

(嶋津) - 未記入

・段階的適応が必要であると思われる。

(高原) a 健康保険を適用すべきである

・性同一性障害で悩んでいる人たちの人権を考えれば、その治療を公的に支援するのは当然だと思います。

(D) 性別適合手術を、海外の病院で行う当事者がかなり多数存在します。

後遺症等の手術後のケアに不安が大きいのに関わらず、海外で手術を行う主な理由は、国内の医療機関が極めて少なく、技術力も低くさらに手術まで長期間待機しなければならないこと、手術の費用が海外に比べ高額であるためです。

この問題についてどのような見解をお持ちですか？

a 公立病院で医療体制を早急に整える。 b 各医療機関の自主性に任せる。

c どちらともいえない。 d わからない。 e その他 ()

(上田) e その他

・下記 (E) の回答参照。

(浜口) a 公立病院で医療体制を早急に整える

・国内で治療が出来ないなら海外に行かなければならないというのは、日本みたいな大国ではおかしい。

(杉崎) e その他

・一定の医療技術を持った医師、病院を指定し、埼玉県が補助をします。

(嶋津) b 各医療機関の自主性に任せる

・未記入

(高原) e その他

・国内の医療体制や費用負担などの問題は、性同一性障害に対する行政や医療機関、国民の理解がまだ低いことや法的な整備が整っていないことが原因だと思います。

(E) 人権相談について

国家行政組織法第三条第二項の規定に基づき、法務省の外局として、人権委員会が設置され、地域社会（市町村）に人権擁護委員を置かれました。

性同一障害当事者の人権は、実情としてこれまで顧みられることが皆無に近く、人権侵害の実態が、人権委員会・人権擁護委員に把握されているとは言い難いため、人権委員会・人権擁護委員を含む、公的機関の人権担当者に対する研修が求められます。

この問題についてどのような見解をお持ちですか？

- a 公立機関で研修体制を早急に整えるべき。 b 各自治体の自主性に任せる。
c どちらともいえない。 d わからない。 ○e その他()

(上田) e その他

- ・憲法で保障された「人格」の見地から、性同一性障害についても真摯に検討していくこととする。その前提として、国民に認知させるように種々啓蒙活動等を行っていく必要がある。

(浜口) a 公立機関で研修体制を早急に整えるべき

- ・障害をお持ちの方が社会参加できる体制作りには人権を守ることが重要。

(杉崎) a 公立機関で研修体制を早急に整えるべき

- ・社会認知がまだ不足しているため。

(嶋津) a 公立機関で研修体制を早急に整えるべき

- ・専門性の高い分野であり、研修体制を整える必要がある。

(高原) a 公立機関で研修体制を早急に整えるべき

- ・性同一性障害に対する社会の理解がまだ不十分なため、当事者が様々な不利益を受けたり人権侵害を受けるケースが少なくないことから、この問題に対する人権委員会並びに人権委員の認識や理解を深めることが必要だと考えます。

以上

坂東まり子事務所 事務局長の山尾聖子さまから 今回の公開質問状にいて以下の内容で回答できなかった旨のメッセージを頂きました。

性同一障害をかかえる人々が普通に暮らせる社会をめざす会 御中

坂東まり子事務所 事務局長の山尾聖子と申します。

貴会より、坂東まり子宛にいただいております質問状は、いくつかの手違いが重なり、31 日午前 1 時ごろに私の手元に届きました。

ご回答できませんでしたことを深くお詫び申し上げます。

坂東は、選挙期間中、いただいた公開質問状には、全て目を通し、自分で草稿を作り、事務局スタッフが整理し、最後にもう一度チェックする、という対応をまいりました。

貴会からの質問状を坂東自身が拝見しておりましたら、同様にお答えしていたはずですが、残念です。

7 月末、私たち県民の小さな団体・グループが急遽集まり、坂東に出馬要請しました。県内各地から集まった選挙をやったことのない人たちが小額のカンパを集め、ボランティアで選挙戦にのぞみました。

夜毎、おおぜいのボランティアスタッフが坂東を囲んで、熱心に意見交換しました。

これがそのまま、県政施策展開のモデルになると私たちは確信しました。

坂東は県政に望むにあたり、県民の意見を十分反映させるプランをたくさん持っております。

さまざまな分野で関係者と話し合いをしたいと望んでいます。

人権尊重に人一倍強い思いを持つ坂東ですから、貴会の皆様ともかならず、お会いしてお話を伺うはず

です。

なにとぞ、このような坂東の姿勢をご理解いただき、ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

さわやか埼玉 坂東まり子事務所

事務局長 山尾聖子

TEL 048-XXX-XXXX

FAX 048-XXX-XXXX

ローズマリーの活動報告 その2

gid.jp 三多摩担当世話人 百田 ローズマリー

私が gid.jp の世話人として活動を担当している三多摩地区は、30 の自治体から成りその中には小金井市も含まれている。小金井市のように GID 対応が最も徹底している先進的な自治体もあれば、調布市のように殆ど対応ができていない自治体も含まれている。各自治体の対応は極めて多様である。（現在これらの地方自治体に対して行ったアンケートを回収中であり、その結果をみれば自治体として GID 対応を検討しているかどうかがよく分かる。）

ところで、私は東京都府中市という街に暮らしている。同市では、2003 年 3 月定例会で稲津憲護市議（民主党）が GID に関連した一般質問して下さったお陰で、行政としての GID 対応が比較的進んでいる。同市は本年 6 月に、市が所管する公文書からの不必要な性別記載の撤廃を決定した。実際の撤廃がいつから実現するかはまだ不詳であるが、撤廃への方針は既に決定している。私が当会の世話人として、8 月 26 日（火曜日）に府中市の野口忠直市長と懇談し、市長宛に要望書を提出したところ、同市長から回答があったので報告しよう。なお、同市長との懇談は公明党府中市議団の好意によって実現したものである。公明党市議団 5 名と総務部長が同席する中、市長との懇談は約 30 分間に及び、私は極めて温厚に GID 当事者が置かれた実態を説明した。野口忠直市長は概ね沈黙したまま私の話を聴いていた。

要望項目は以下の 4 点である。

1. 印鑑登録証明書を始めとする、性別記載欄の存在する申請書や証明書などの公文書からの、不必要な性別記載欄の可及的速やかな撤廃。
2. 選挙における性別に依存しない本人確認方式の再考。
3. 市職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の促進。
4. 学校における教育の一環としての性同一性障害に対する取り組みと、理解の促進。

これに対する府中市としての公式回答である。同市としても誠意をもって回答してくれたようである。少し長いですが、全文を引用致しよう。

15 府総陳第 41 号の 2

平成 15 年 9 月 日

性同一性障害を抱える人々が

普通に暮らせる社会をめざす会

世話人 百田ローズマリー様

府中市長 野口忠直 公印

貴会からの要望について、次のとおり回答いたします。
なお、要望項目の記載は省略させていただきました。

1 本市では、本年 6 月に庁内で使用している申請書や証明書などの各種帳票類の見直しを行い、必要のない性別欄は削除することとしました。その結果、帳票類に性別欄のあるもの 312 件のうち、改正を予定するもの 104 件、現時点で改正ができないもの 208 件となっております。今後、改正の必要なものは早急に改めますが、印鑑登録証明書のよ

うに、条例改正を伴うものなどについては、現在、所要の改正手続を進めております。

なお、引き続き性別欄が必要な帳票類としては、保養所の申込書のように業務上「性別区分」が必須であるもの、及び国や東京都、他機関などの帳票類で所定の様式となっているものなどがあります。

2 現在、選挙が行われる場合には、公職選挙法施行規則に基づき、投票率等の投票状況を男女別で報告する「投票録」の作成が義務付けられております。

そのため、本市では、男女別の投票状況を把握するため「投票所入場整理券」に性別欄を設けて対応しております。

他の自治体の中には、性別欄をなくしてバーコードによる機械読取りにより、男女別の集計を行う市が何か所かありますが、本市がこの方式を市内 50 か所の投票所に導入すると仮定いたしますと、概算で 5 千万円から 6 千万円の経費がかかると考えられます。そのため、このシステムの採用の可否、および他の方法による対応が可能かどうかについて、選挙管理委員会に報告する中で、検討したいと考えております。

3 市職員などの研修につきましては、管理・監督者及び一般職員を対象に、平等と人権をテーマとする人権啓発研修を年 1 回実施しています。また、東京都市町村職員研修所で行われる人権啓発研修にも、毎年、職員を派遣しております。これらの研修では、子どもや障害者に対する人権問題、及び同和問題などを取り上げ、人権の基礎的知識を学ぶとともに人間性の育成を図っているところです。今後、「性同一性障害」についても、人権問題の一つとして研修に取り上げるよう、検討したいと考えております。

4 本市でも、自分の性を受容できないことや違和感があることに不安や悩みを持つ児童・生徒がいることが考えられます。このような「性同一性障害」を正しく理解し、対処できる能力を身に付け、保護者や関係機関などとも連携をとり、適切に対応できる教職員の資質の向上を図る必要があることは認識しております。また、平成 12 年に策定された「東京都人権施策推進指針」や「学習指導要領」の内容を尊重しながら、性教育や教育相談体制の充実を図り、「性同一性障害」に対する偏見や差別をなくすよう指導していく必要があると考えています。

現在、府中市教育委員会では、東京都教育委員会が本年 5 月に発行した「性教育に関する指導資料」を各学校に配布しておりますが、それを有効活用することで「性同一性障害」への理解を深めたいとのことです。また、今後は各学校に対して、資料等の積極的な活用を指導したいとのことです。

今後は地方自治体へ行ったアンケートの結果をよく分析して、どの自治体の GID 対応が遅れているか否かを判断し、特に遅れている自治体を中心に運動を進めて行きたいと思っている。自分が生活する自治体以外では活動を制限されることもあるが、実態を正確に把握した上で、三多摩地域の GID 対応の不均衡を少しでも是正していきたいと思う。

三多摩地区 gid.jp 自治体アンケート プチ報告書

gid.jp 三多摩担当世話人 百田 ローズマリー

1. はじめに

三多摩地区には 30 の自治体がある。
筆者は、2003 年 10 月下旬に同一形式のアンケートを各自治体の首長宛てに郵送し、そのうち、11 月 22 日までに回答があったのは 20 の自治体である。回答率は 66.6%になるが、うち調布市だけは白紙のまま回答してきており、これを無効と判定すると、有効回答率は 63.3%に下がる。この回答率はこの種のアンケートの回収率としては高い方であろう。



2. 全体分析

因みに三多摩地区の全ての自治体を列挙すると以下ようになる。

自治体名	アンケート回答	一般質問（敬称略）	意見書の議決	不必要な性別記載欄
八王子市	有	村松 徹	無	検討中
立川市	有	中島光男・大沢豊	無	検討中
武蔵野市	無	田辺あき子	有	不明
三鷹市	有		不明	検討中
青梅市	有	榎戸直文	無	検討中
府中市	有	稲津憲護	有	104 文書から撤廃予定
昭島市	有	木村國秋	無	不明
調布市	有（白紙）	無	不明	不明
町田市	有	無	無	予定していない
小金井市	有	鈴木洋子・若竹綾子	有（3 本）	撤廃
小平市	無			不明
日野市	有	無	有	必要性を感じている
東村山市	無			不明
国分寺市	有	無	無	よくわからない
国立市	有	上村和子	有	撤廃
福生市	有	無	無	検討中
狛江市	無			不明
東大和市	有	佐村明美	無	必要性を感じている
清瀬市	回答予定有	久世清美	無	不明
東久留米市	有	無	無	「総合的に取り組む」等の官僚的回答
武蔵村山市	無			不明
多摩市	有	今井三津江	無	不明
稲城市	有	伊藤ちか子	無	検討中
羽村市	有	無	無	必要性を感じている
あきる野市	有	無	無	予定していない
西東京市	有	無	無	話題に昇るも、具体的な検討はしていない
瑞穂町	無			不明
日の出町	無			不明
檜原村	無			不明
奥多摩町	無			不明

となる。三多摩地区には3町1村もあるが、町や村からの回答は一件もなかった。町の中で一番大きい瑞穂町の人口は33,000人弱であるから、人口規模がある一定以上に達しないと行政がGID対応に裂ける余力が発生しないものと思われる。

3. 局所的分析

筆者は、このアンケートの回答の中から代表的な三つの回答を分析してみた。選んだのは、府中市、稲城市、調布市である。この3市は三多摩地区の東部に位置し、23区とも大変近く互いに隣接している。この中では、府中と稲城ではGID対応が進んでおり、調布は対照的にGID対応が全く進んでいない。三市の総人口、総土地面積、財政指数は以下の通りである。

自治体名	総人口 (2001年)人	総土地面積 面積 ha	財政指数
府中市	226,769	2,934	1.17
調布市	204,759	2,153	1.14
稲城市	69,235	1,797	0.81

3市ともに都心部への良い通勤圏でありベッドタウンともなっている。また、特に府中や調布には大きな工場や事業所も多く、都市化のかなり進んだ自治体である。先の総選挙では小選挙区は府中市が東京18区（三鷹・調布・狛江・稲城）、調布と稲城が東京22区（武蔵野・小金井・府中）とに分かれていたが、共に民主党の候補者が、自民党の候補者に勝利した政治的土壌を持っている。

(1) 調布市

最も早くにアンケートが回収された。しかし、アンケートは未記入のままであった。ただ、「調布市では現在の所、該当する課がありません。今後ともよろしくお願い致します。市民相談担当 小林」という一文がアンケートの先頭に走り書きされていたのみである。

筆者は8月の末頃には福山めぐみ氏という公明党の調布市議にメールを送った。その返信の一部をここに記そう。

「調布市では、『性同一性障害』については、具体的な情報が遅れています。是非、一度お目に掛かってお話を伺わせて下さい。現在、九月議会の準備で多忙を極めております。合間で御連絡致しますので、しばらくお時間を頂きたいと存じます。どうぞ、よろしくお願い致します。

9/6 福山めぐみ」と、なっている。

しかし、現在のところ同氏からの連絡はまだない。人口規模から考えて調布市にもGID当事者は当然存在しているであろうが、行政や政治家は全くその実態を把握していないと言わざるを得ない。ただ、アンケートを無視して回答せずにうやむやにするのではなく、行政側として対応できない旨を素直に認めている点では評価できる。近々に、福山めぐみ市議にコンタクトする予定である。

(2) 府中市

筆者の居住する自治体であり、GID対応が進んでいる。市議たちや市長、それに市役所職員もGIDのことをよく理解している。筆者の他にもGID当事者はいるであろうが、その存在を筆者は確認していない。他に「活動しているGID当事者」がいるという話は聞いてはいない。

<北海道の活動報告>

(3) 稲城市

稲城市の情勢は松村比奈子代表代行がより詳しいのであるが、筆者が知っている事実だけを記そう。9月7日（日曜日）の午後2時より小田急線新百合ヶ丘駅そばの公民館で、伊藤ちか子稲城市議（無所属）の講演会があった。既に同市議と交流していた市内在住のF当事者が応援演説をし、民主党菅直人党首夫人の伸子さまがお話をされるということだったので、別のある当事者と一緒に代表代行は聴講してきた。

石川良一市長、山花郁夫氏（民主党衆議院議員）もそれぞれ応援の演説をした。菅伸子夫人は、厚生大臣になる以前の菅直人議員の状況などを語り、人となりを紹介していた。穏やかだが誠実な話ぶりで、区長もとてもなめらかで暖かく、議員になっても遜色のない方である。

当会のメンバーではないが、稲城市にはFtMのGID当事者がいて、自助会を組織して活発な活動を行っていることはよく知られている

また、実現はしなかったものの、9月12日には稲城市当局から、当会に12月の人権週間に合わせてGIDに関する講演依頼があった。市職員のGIDに関する研修で市職員の人権意識の発揚が目的であった。

稲城は、府中や調布に較べれば、人口規模が小さいが、市の施策には人権意識が透徹しているのがよく分かる。ある意味では府中市以上に、人権に対して敏感な市であるとも言える。

4. 結論

「小金井ショック」（昨年9月30日に小金井市でGIDに関連する意見書が可決されたこと）や「小金井フォーラム」以降、世論のGIDに対する関心の盛り上がりの中で、時期を逸せず効果的に動いた当事者がその自治体内にいたかどうか、その自治体でのGID対応の違いにそのまま直結した感がある。府中市と調布市でこうも極端にGID対応が分かれていること自体が不思議である。いずれ調布市も近隣自治体での時流の流れを受けて、GID対応が進んで行くものと思われる。実際、一般質問や意見書の可決がなかった自治体でも、不必要な性別記載欄の撤廃を検討している自治体も多い。

このアンケートの結果を受けて、GID対応の進んだ自治体と、よりPUSHすべき自治体とが州別された。今後このアンケート結果を基に運動の指針としたい。そして、このアンケートのフォーマットをより洗練して、他の地域でも同様のアンケートを拡大実施して行きたい。

5. 添付資料（巻末に掲載）

- (1) 府中市からのアンケートの回答
- (2) 稲城市からのアンケートの回答

2003年 北海道の活動

gid.jp 北海道担当世話人 日野 由美

7月10日（木）北海道庁に対し、要望書を提出。

北海道道会議員 佐藤英道さま、をはじめとする公明党の議員の方々の支援を受け、要望書を提出しました。

7月30日（水）札幌市に対し、要望書を提出。

札幌市議会議員 三宅由美（民主党）さまの支援を受け、要望書を提出しました。

北海道庁と札幌市に提出した要望書の概要は以下の通りです。

1. 戸籍の性別訂正を可能にする法律の制定
2. 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充
3. 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止および職場での支援
4. 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
5. 性同一性障害を含む教育の充実と教育現場での理解と若年層患者に対する支援
6. 教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害に関わる人々への研修と育成

8月5日（火）

札幌医科大学で、GID 診療担当の方々と面談。
当事者の立場から、要望等をつたえる。

8月26日（火）

札幌医科大学で倫理委員会記者会見。
GID 診療開始の倫理委員会記者会見に同席しました。

9月10日（水）

民主党の「政権公約・道民対話集会」に出席。
小林ちよみ（民主党北海道第5区総支部代表）さまの支援により衆議員 枝野幸男（政策調査会長）さまに政策提言書を提出しました。
政策提言の内容は以下の通りです。

『個人の尊厳の確立、性に関する差別・偏見等の撤廃。』（性に関する古い因習からの開放。）

性は、すべての人間にとって重要な問題です。現実には、しょうがい者・高齢者・性的少数者の「性」に関しては、「蓋をした。」扱いであり、人権の問題として扱わず、「不謹慎な問題」として切り捨てられ、多数の人権侵害が平然と行われてきました。

具体的政策として、
都道府県の自治体に設置されてる人権委員会の機能の強化。性部門担当の人員の配置の義務付け。をお願いします。
又、人権委員会に対する相談活動等が一般に周知されてるといい難いので、人権擁護機関としての役割が果たせるよう、組織の検討を行っていただきたいです。

9月14日（日）

レインボーマーチで札幌市長と対面。

第7回レインボーマーチ（性的少数者のパレード）に参加し、挨拶に来賓として訪れた上田文雄（札幌市長）さま、と名刺交換し、GID への理解と支援を訴えました。

10月6日

北海道動議会議訪問。

北海道議会に行き、北海道道議会議員 大崎誠子さま（自民党）と面会。

GID への理解と支援を依頼しました。

10月12日（日）

全国難病センター研究会に出席。

全国難病センター研究会 第1回研究大会に出席。
午前のプログラムの最後に、GID に関するスピーチを行い、昼食の休憩時に、来賓として参列された、前衆議院議員丸谷 佳織さま（公明党）、児玉 憲次さま（共産党）と名刺交換し、GID への理解と支援を訴えました。

10月18日（日）

DPI 札幌記念集会に出席。

DPI（障害者インターナショナル）の札幌集会に出席。
DPI 日本の方々と、大学の教授の方々等の方と面談を行い、GID へ理解と支援を依頼してきました。

分科会で、「障害者差別法」について討議され、以下の前国会議員もパネラーとして出席されてました。

吉川貴盛さま（自民党）
横路孝弘さま（民主党）
丸谷佳織さま（公明党）
児玉健次さま（共産党）
山内恵子さま（社民党）

12月2日（火）

北海道道議会・札幌市議会で GID の質問。

北海道道議会で大崎誠子（自民党・道議会議員）さんが、「人権問題」として質問を行ないました。北海道新聞等で報道されたため、ご覧になられた方も多いと思います。休暇をとって議会を傍聴しましたが、「性同一性障害」という言葉が道議会に響き渡る瞬間は感無量の思いでした。同日、札幌市議会でも、三宅由美（民主党・市議会議員）さんが、「性教育の質問」の中で、『性同一性障害・同性の人権に配慮した性教育を行なう必要がある。』と述べられてました。

12月7日（木）、佐藤英道（公明党・道議会議員）さん方々が、札幌医科大学病院に「GID 医療」に関する視察を行なってます。政治家・行政の方々は、性同一性障害をかかえる者の人権の擁護に深い関心を持たれてます。



上田文雄札幌市長（左）、ジャーナリストの北丸雄二さん（中央）と 日野由美 北海道担当世話人（右）

札幌タイムズ 2003 年 11 月 4 日掲載

男女別の張り紙廃止 「性同一性障害」に配慮

札幌市選挙管理委員会は、9 日投開票の衆院選で、これまで男女別に分かれていた投票所の受付窓口を一本化する。心と体の性が一致しない「性同一性障害」の人たちに配慮したもので、投票所の受け付けに張られていた性別の表示も廃止する。当事者からは投票所入場券（投票所案内はがき）にある性別欄そのものの廃止を求める声もあがっているが、とりあえず一歩を踏み出したといえそうだ。（梅沢律恵子記者）

「私たちの仲間は選挙に行かない人が多い。本人かどうか怪しまれるんです」。性同一性障害の人たちでつくる非営利団体「gid.jp」（山本蘭代表）の日野由美さん（仮名、48）はこう語る。性同一性障害の人たちは、戸籍上の性と外見が異なる場合がある。札幌市の投票所入場券には「M」（メール、男性）「F」（フィメール、女性）と性別が記載されているため、投票所の職員がげげんな目で顔とはがきを見比べ、本人かどうか繰り返し確認することがあるという。

日野さんらは 7 月末、上田文雄札幌市長あてに要望書を提出。戸籍の性別変更を認める法律の制定や、性同一性障害の治療に対する健康保険の適用などの要望とともに「性別によらない本人確認」を求めた。

これを受けて市選管は 9 月ごろから検討を開始。「統計をとる上ではがきへの性別表記はどうしても必要だが、せめて入り口で分けることはやめよう」と、各区選管に受付の男女別表示を廃止するよう指導した。市選管の高橋道孝選挙課長は「要望書が提出される前から、投票所で嫌な思いをされる性同一性障害の方がいることは耳に入っていました。今回から、ほかの人がいる前で本人確認をしたり、あからさまに性別を聞くことはやめるように各区選管に指導しています。どんな人でも気兼ねなく投票してもらえるように、今後もよりよい方法を探していきたい」と前向きな姿勢を見せる。

日野さんは「今回の選管の判断は大きな一歩だと思います。はがきの性別表記の廃止についても、来年 7 月の参院選までにはよい対応を期待したい」と話す。

一方、全国の自治体では、はがきの性別欄をなくす動きが少しずつ進んでいる。東京都の世田谷区では、性同一性障害であることを公表し、4 月の区議選に立候補した上川あやさんの当選がきっかけとなり、今回の衆院選から男女の記載を廃止。

はがきのバーコードを読みとり、パソコンで名簿対象をする方法を採用する。ほかにも、豊島区や神奈川県藤沢市などが廃止した。

福島における活動

gid.jp 評議会議長 立華 レイカ

福島では、7月19日に私が実施スタッフの一人として性同一性障害に関する学習会を開催し、GID当事者がおかれている現状に理解を求めました。

当日は性同一性障害についての基礎知識の講演の後、山本 蘭 gid.jp 代表と gid.jp 評議員で、TFN 事務局長代行の森田菜々恵さんにパネリストとして参加いただきました。

性同一性障害、福島で学習会

心と体の性が一致しない性同一性障害（GID）。差別に苦しみ、隠れるように暮らしている人が少なくないというが、最近ではGIDを公表する人もいる。戸籍上の性別を心に合わせて変更できる特例法が7月に成立。しかし、当事者たちが「普通に暮らす」には、さらなる社会の理解が必要だ。



山本さん（中）と森田さん（右）はGIDの現状を訴えた＝福島市のルミネで

「普通に暮らしたい」と訴え

嫌な思いをします。履歴書からの性別欄の削除など、やることはまだあります」と山本さん。もう一人は愛知県の森田菜々恵さん。妻や子ども、会社の理解を得て、女性としての生活を送っている。森田さんは「子どもがいても性別変更ができるように訴えていきたい」と話す。特例法では、子どもがいないことを戸籍上の性別を変える条件としているからだ。

また、森田さんは今年5月、仲間と「家族と共に生きるGIDの会」を設立した。背景には家族が差別の目にさらされることがある。「家族の一人がGIDなら、それは家族みんなにかかわることです。だからこそ、幸せな家庭を築けるように提言していきたい」

GIDは1万人から10万人に1人の割合でいるとも言われている。国内ではこれまで千人以上がGIDと診断され、20人ほど

課題山積、当事者が語る

今年19日、福島市内でGIDの学習会が開かれた。長い髪にワンピース姿の2人がパネリストとして意見を述べた。2人ともGIDだ。

「新しい法律で、私はちはややく、普通に生活するためにスタートラインに立ちました」。山本蘭さんはこう話した。山本さんは今年1月、GIDの人が暮らしやすくなるために各自自治体へ働きかけなどをする組織（gid.jp）を立ち上げた。山本さんたちの活動のいかにもあり、公文書から性別欄をなくした自治体もある。

「男性と記された履歴書を持って就職試験を受けたら、（女性の格好なので）『ふざけるな』などと言われる。こういうことで、GIDの人は



が正式な医療としての性別適合手術を受けた。最近、競艇選手や議員も誕生し、GIDへの理解も深まってきたように見える。しかし、学習会を催した福島学院短大講

師の梅宮新偉さんは「まだまだ足りません」と話す。

「（GIDの）7割近くが自殺を試みても言われていきます」。梅宮さんによると、極度の鬱になったり、薬物に手を出したりする人も少なくないのだそうだ。「GIDの数は少ない。でも、『異常』なことではないんです。周りにいたら、『普通』に接して欲しい」

2003年7月31日掲載
朝日新聞 福島版 30面

「巻頭コラム」

不要な性別欄の削除を

自治体のとある委員会に出席した。配られた名簿の性別記載について指摘し、削除などを提案した。

数日後、福島市で性同一性障害関連のシンポジウムが行われた。シンポジストの一人山本蘭さんは、戸籍の性と性別記載の不一致や行政書類などの性別記載が、当事者に重いストレスや生活上の不便をもたらす事をあげ、代表をつとめる組織で、戸籍の性別変更や性別欄撤廃への取り組みを行ってきたことを紹介、その必要を訴えた。

社会には、多くの人が気にならなくても、その人にとっては生命に関わるほどの問題がある。だから、たとえ一人の声でも耳を傾け積極的に改善することが必要だ。

イコールでは、昨年から調査票などに性別欄を設けず、やむを得ない場合は「任意。自認性をよ書きください」との注釈をいれている。ぜひ皆さまにも実施を呼び掛けたい。（矢吹 準子）

「巻頭コラム」

不要な性別欄の削除を

自治体のとある委員会に出席した。配られた名簿の性別記載について指摘し、削除などを提案した。

数日後、福島市で性同一性障害関連のシンポジウムが行われた。シンポジストの一人山本蘭さんは、戸籍の性と性別記載の不一致や行政書類などの性別記載が、当事者に重いストレスや生活上の不便をもたらす事をあげ、代表をつとめる組織で、戸籍の性別変更や性別欄撤廃への取り組みを行ってきたことを紹介、その必要を訴えた。

社会には、多くの人が気にならなくても、その人にとっては生命に関わるほどの問題がある。だから、たとえ一人の声でも耳を傾け積極的に改善することが必要だ。

イコールでは、昨年から調査票などに性別欄を設けず、やむを得ない場合は「任意。自認性をよ書きください」との注釈をいれている。ぜひ皆さまにも実施を呼び掛けたい。（矢吹 準子）

2003年8月発行
NPO 法人 市民メディア・イコール
機関紙 eQual vol.17

以下の記事は、私が月1回連載している地方紙の福島民友新聞のエッセイ『みんゆう随想』の中で、性同一性障害を取り上げたものです。

みんゆう随想

先日、胸に少し太りの、いぶし銀のバッジをつけた紳士と食事をする機会を得た。仕事関係の打ち合わせでの食事ではあったが、その方の落ち着いた雰囲気、忙しさの中で忘れていた感情を思い出した。その紳士の職業は弁護士である。

胸につけていたバッジは、弁護士である唯一の身分証といわれる「日本弁護士連合会員章」である。

バッジの裏には会員番号が打たれており、一人に一つだけ貸与され、弁護士は一生それを身につけることになる。財務省造幣局でつくられ、新人弁護士に貸し与えられるときには金メッキが施されたバッジも、その弁護士の歴史の中でメッキが取れ、いぶし銀の姿となる。「これは私の弁護士人生の証しです。人の役に立った証しと信じています」そういつて自分のバッジに軽く触れた。

弁護士の身分を示すこのバッジ。そのデザインは向日葵だ。

十七世紀に中国から伝来したらしい。日の動きを追うといわれる向日葵も、牧野富太郎博士によるとそのような動きをするものはないという。だが、湯浅浩史氏はシロタエヒマワリという種類だけは日を追うと書いている。

どちらにしろ、すべての人が向日葵の花のように太陽の光を受け、活き活きとした人生を送ることは理想の姿である。

先月、今まで日の差さないところで差別に苦しみ、涙を流してきた人々のところにやっと日が差した。「性同一性障害」という脳の性別と身体

の性別が違うために苦しんできた人々の戸籍の性別変更を許す特別法が制定されたのだ。

現代医学における性同一性

通の「人間としての生活を保障する法律が、今回の特例法といってもよい。

だが、偏見は根深く、差別は陰湿である。一長一短にはなくならないだろう。

太陽は万物の上に分け隔てなく光を注ぐという。それは生命への敬意の姿にほかならない。

性同一性障害を抱える人々のないがしろにされてきた人生に敬意を払うにはどうすればよいのか、考えるべきことは多い。

しかし、「性同一性障害」という疾患に社会が目を向け、それを抱える人々の幸せな一生に助力する国の姿勢が明示されたことは喜ばしい。

(福島市・カウンセラー)

日の光のもとで 立華 レイカ



2003年8月2日掲載
福島民友

世田谷区・東京都報告

gid.jp 評議員 児島 亜美

簡単ではありますが世田谷区及、都議会での活動について報告させていただきます。

私がまだ gid.jp と出会う前、今年始めの辺りから性別欄に対する苦痛、障害を感じ、なんとか出来ないものかと相談したく世田谷区議会の HP から、e-mail アドレスのわかるすべての議員の方々に性別欄に対する要求や相談等訴えました。しかし駄目もとで始めた事だったので期待は望むまでのものではなかったのは正直なところ。陳情の方法も考えましたが仕事柄、平日時間を取る事は難しくどうしていいものか悩んでいた時、gid.jp の存在を知ったのです。同じ活動をする団体があったとは、、、大変心強く思いました。その頃でしょうか諦めかけてたメールの返事が来ました。

ほとんどの議員の方々はプログラムされているお礼の Re メール、秘書の方がご丁寧に『私どもから説明申し上げておきます』との返事。本当に話が伝わったかどうかはさだかではありません。

そんな中お返事頂いた区議が2名おられました。羽田圭司区議、田中優子区議でした。

(田中さんとメールを通して出会った事を4月9日朝日新聞朝刊(家庭面)にでも取り上げられてます。)

羽田さんのお返事には人権についてと活動にあたってのアドバイス等書かれてありました。のちに議会で選挙の性別欄削除に対して一般質問されました。

田中さんは以前旦那さまの仕事の関係でタイに住われており、同性愛や GID と言った言葉に偏見もなく正しく理解され、私の送ったメールにも親身にお返事頂けたのです。

その後4月の統一選挙前と言う事もあり今後の啓発にと議会の中で性別欄削除の件を質問して頂き区から前向きな検討をしていきますと実りのある回答を引き出して頂いたのです。

それと平行し私が世田谷区に意見書を送っていた返事も頂く事が出来ました。

実際、返事を頂きたい旨をコメントとして書かなければ、意見した者に説明が帰ってくる事はないらしく、田中さんが世田谷区男女共同参画課に問い合わせしていただき直接返事を頂く事が出来ました。世田谷区においても必要な性別欄の見直し、性別欄の用いる公文書や申請書を洗いざらし見直すよう取りかかるとのお返事でした。田中さんからもお口添え頂き、4月の統一選挙後、党を上げて協力頂いてる公明党の谷逸子区議にも面会し、選挙後の一般質問で取り上げて頂ける約束も出来ました。

まずは皆さんが選挙の再当選していただかないとこまで来た話もなくなってしまうのではと心配していたところ世田谷区では GID 当事者でもあります上川あやさんが立候補されたのです。

選挙も終わり協力いただける区議はみなさん当選。

話は前進すると思われましたが逆に停滞。当事者の区議が誕生した以上本人にお任せするほか、、

とお話が入りました。

その後上川さんも区議会で質問されたようです。そのころ区からは性別欄に関する調査が終わり次の選挙には性別欄が削除されるという朗報。同時期、私は東京都議会の野上じゅんこ都議と面会いたしました。小金井市の鈴木議員、会代表の蘭さんと共に都庁に向かい都として何か出来る事をと性別欄に関する件、戸籍の訂正の件についてお話ししました。

7月には GID 特例法や各地方自治体での性別欄の見直しが進みその影では活動されている皆さんの努力を私は心強く思いました。今は、川崎に越してしまいましたが先日も移転してすぐだったので世田谷区から選挙の整理券が届きました。私は男女の記載がなかったのを自分の目で確かめなぜ、こんな一文字に苦しめられてたのだらうかと、、いろいろ振り返っていました。

声を上げれば何かが変わる、、今は確信しています。



東京都議会 副議長室前にて

左より

野上純子 東京都議会議員

山本 蘭 gid.jp 代表

橋本辰二郎 東京都議会副議長

児島亜美 gid.jp 評議員

鈴木ひろ子 小金井市議会議員

議会（上） 03 統一選
つなぐ 声拾う新しいパイプ
1 通のメール、質問に反映

1 月下旬。東京都世田谷区議の田中優子さん（43）のパソコンに一通のメールが届いた。

「多くの議員の方々に知って頂きたい」と題されたメールは、区内で女性として暮らす男性からだった。幼い頃から自らの性に違和感を覚え「性同一性障害」と診断された。普段は女性として生活しているが住民票などを取る際に性別欄のせいで苦痛を感じるなどが書かれ、

「一刻も早い解決策を講じてほしい」と結ばれていた。住所と電話番号はなかった。性同一性障害への偏見が少ないタイで生活した経験がある田中さんは「区議一人の力で何かできるわけではありませんが、応援しています」と返信した。

田中さんにメールを送ったのは井上晃子さん（仮名＝27）。区議会のホームページで議員名簿を見つけ、54 人の議員の大半がメールアドレスも掲載しているのを知り、ほぼ全員に送った。返事をくれたのは 3 人。田中さんの文面が一番親身に感じられた、という。

何度かメールをやりとりし、病院の診察や運転免許を取る際などにも、井上さんの容姿と書類上の性別が違うため、常に苦痛を感じていることを田中さんは知った。3 月の区議会で、「まず印鑑証明書から性別記載を削除してはどうか」と質問。担当課長から「改正に前向きに検討したい」という答弁を引き出した。最初のメールに返信した 1 人、羽田圭二議員（48）も投票所の入場整理券から性別記載の削除を求めた。

区側が「検討したい」と答弁するなど、この問題への取り組みが広がっている。

1 期目の田中さんは、ホームページも開設し、毎日 15 ～ 20 通のメールが入る。すべて目を通して必要があれば返信する。自分の議会レポートもアドレスが分かる人にはメールで送る。夫も子どもも寝静まった深夜、2 時間パソコンに向かう。「ネットやメールなど様々な媒体で発信していかないと、議員の存在ってなかなか身近に感じてもらえない」と話す。東京 23 区では 4 区議会が、ホームページに議員のメールアドレスを掲載している。

井上さんはもともと区議会に関心もなく、投票したこともなかった。いてもたってもいられず送ったメールも、「すぐ削除されてしまうのでは、と期待していなかった」。だが、一通のメールをきっかけに事態が動き出した。

井上さんと田中さんは一度も顔を合わせていない。

※ 記事に気合いされている井上さんは、児島さんの仮名です。

田中優子 世田谷区議からコメントをいただきました。



児島亜美衣さんからのメールを読んで何度かやりとりをする内に、性同一性障害の方々が色々な場面で「不要な性別の記載」によって悩まされている、という事実を知りました。それを受けて、今年の 3 月の予算特別委員会において私は、「まずは印鑑証明書から性別記載を削除してはどうか」と質問でとりあげ、その成果として、今年の第 4 回定例会（11 月 26 日～12 月 5 日）で印鑑条例が改正される運びとなりました。同じく予算委員会で、羽田区議が「選挙の投票所の入場券から性別記載を削除せよ」ということを訴え、先日行なわれた衆院選から、世田谷区では性別記載がなくなりました。合わせて、役所が取り扱う書類、300 種類すべてを洗い出し、性別記載が削除できるものが 171 ある、ということが報告され、大きな進捗があったと思います。世田谷区議会では、上川あや議員が当選されたことで、性同一性障害についての理解も深まっているのではないかと思います。まだまだ課題は山積していると思いますが、今後も皆様の活動で、人々の意識と社会の制度が変わっていくよう願っております。頑張らしましょう！！

愛知県安城市での性別不記載陳情の報告

gid.jp 評議員・家族と共に生きる GID の会 事務局長代行

森田 菜々恵

以前から、印鑑証明、選挙の入場券など特に必要と思われるものにまで性別記載があり、車一つ買うのにもカムアウトになるなど嫌な思いをしてきました。とはいえ自ら動くことは自分のみならず家族も含め無用な偏見にさらす機会を増すことにもなり躊躇していたのは事実でした。しかし、他の自治体の成果を見るにつけ機は熟しつつあると考え私にも勇気を与えてくれました。活動といってもまだ緒についたところですが、ご支援頂いた方々、団体のへのお礼と益々のご支援のお願いも兼ねまして経緯の報告をさせていただきます。

1. 要望のアポイント

実は他の文化活動の関係で以前にも何回も市への要望を行った経緯もあり、要望に関連すると思われる部署に直接電話で概要の説明と説明に何う日程の調整をお願いしました。お願いしたのは印鑑証明等を扱う市民課と選挙の入場券の関係から選挙管理委員会にまずアポイントを取らせて頂きました。

2. 関連各課長への要望書の提出とご説明

平成 15 年 4 月 2 日 AM9:00 に約束通り市民課のほうにお邪魔しました。お話し合いのなかで、確かになんであるのでしょうか？とお話も頂き、条例改正が必要なことからすぐには出来ませんが前向きに検討していきたい、とお話を頂きました。それから、男女参画等を扱っている新設の市民活動課があるとのことで、そこにも同様に説明させて頂きご理解とご協力のお言葉を頂きました。選挙管理委員会での説明が終わるとお昼になってしまいました。遅くなったついでにこの際、関係部署は全てと思い昼の休憩のあと、教育委員会と秘書課にご説明させて頂きました。秘書課では突然の訪問と要望でありましたが、市長のアポイントの約束も頂きました。総じて新年度のお忙しい中にも拘らず、熱心にお話を聞いて頂き、ご理解を得られたと思います。

3. 市長との会談

平成 15 年 4 月 21 日 13:00、家族と共に生きる GID の会 (TransFamilyNet) 事務局長 鳴島優理さんにご同席頂いて神谷学市長にお会いし、GID の概要と要望書のご説明などさせて頂きました。性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会 gid.jp の世話人でもある鳴島優理さんから、gid.jp の活動実績や設立趣意等もしっかりと説明して頂きました。同席された市民活動課長もふくめ熱心にお聞きくださり、出来るものから早速取り組んで行きたいとの力強いお言葉を頂きました。

4. 市議会議員石川孝文先生へお願い

5/14 市議選挙も終わったので 6 月定例議会にむけ、市議会議員石川孝文先生にお会いし陳情内容のご説明とご協力のおねがいをさせて頂きました。とてもご理解のある先生で、ご承諾頂きました。私が国会に陳情中 (5/26 ~ 31) も積極的に動いて頂けて何度もご連絡やアドバイスを頂きました。大変感謝しています。さらに、6/1 に 2 回目のお打合せをさせて頂きました。

5. 6/4 陳情書提出

この後も石川先生が精力的に各市議の皆さんにご説明くださったようです。ありがとうございました。

6. 6/26 総務企画常任委員会において

全委員の関心も高く、全ての議員が賛成の立場で意見を述べてくださいました。中には、上位法の関連で性別欄が削除出来ない場合は未記入でも、法律上は問題ないのではないか、等の突っ込んだ意見を言うてくださる議員さんもあり、熱意を感じました。結果は、全会一致で採択されました。



神谷 学 安城市長に要望書を渡す
森田菜々恵 gid.jp評議員

7. 6/30 本会議において全会一致で採択

住基カード導入の審議について2番目に審議されました。まず、陳情審査委員長報告として総務企画常任委員長 江川松光 市議より下記のご報告がありました。

陳情審査委員長報告 平成 15 年 6 月 30 日本会議にて
報告者：総務企画常任委員長 江川松光 市議会議員

総務企画常任委員会に審査を付託されました、陳情第 1 号「性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情」について、審査結果を報告します。

6 月 26 日午前 10 時から常任委員会を開催し、審査を行いましたところ、

「採択」とすべき主な意見として、

○陳情書からも伺えるが、日常生活において大変な苦悩を強いられているようである。1 人でも困っている人がいれば、改善できるよう、行政は常に前向きに行動すべきである。

○証明書等における性別の記載については、国の上位法において定められているものもあれば、印鑑証明書のように、市独自で記載しないことについての問題のない文書については、性別を記載しないように変更してもよいと思う。

○この陳情と同様な内容の請願又は陳情を採択し、印鑑登録に関する条例を改正している市もある。地方自治体で実現可能なものについては、是非実現できるよう進めてほしい。

○選挙の投票において、本人確認をする材料は、年齢と性別だけであり、性別を表記する必要性は理解できる。しかし、性別によらない確認方法も可能と思われる。

○医学会もこの障害が、医学的な障害であると認知している。テレビドラマ等を通じて障害として認識されるようになったのは最近のことで、まだ一般的には余り認知されていない。公務員、教育関係者、医療従事者等はこのような障害を持つ人がいることを理解しなければならない。

○自分自身、この陳情が提出されたことで、初めてこの障害のことを知った。もっと周知されるべきである。

・・・などの意見が出されました。

これらの意見をもとに採決した結果、陳情第 1 号は全会一致をもって「採択」とすべきと決定し、執行機関に送付の上、その処理経過及び結果の報告を請求すべきと決定しました。

以上、報告を終わります。その後、採決となり、お陰様で全会一致での採択となりました。

郵送にて頂いた「陳情の結果について（通知）」によりますと、安城市長へ処理経過及び結果の報告を、平成 15 年 12 月定例会開会日前日までに求めることにしました。とのことです。

8. 今後の進め方

(1) 市への要望書の実施状況をフォローして行きます。

(2) 近隣自治体に対して、提出済みの陳情のフォローと協力者を募って同様な要望、陳情、請願をして行きます。

9. お礼と今後のご支援のお願い

今回ご協力とご支援を頂いた、市議会議員石川孝文先生をはじめご理解頂いて採択くださった総務企画常任委員会の方々、市として出きる事からやっていくとの英断を下された神谷学市長、実際にご検討、ご調整頂いた、市民活動課、市民課、議会事務局、秘書課の責任者及び担当の方々、報道各社の皆様、親友の A さん、鳴島優理さん、ならびに TFN の皆さん、gid.jp の皆さんありがとうございました。今後ともご支援よろしく願います。

推進して下さった、石川孝文市議のコメント

平成 15 年 6 月 30 日

この度の「性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情について」のご相談を受けた時には、私自身、性同一性障害について理解することが困難でしたが、障害を抱える方々とお話するうちにこの障害について、また、障害者の抱える悩みの深さについて理解することができました。

当初、私の所属する会派である自民党市議団に提案したところ、やはり性同一性障害を理解することが困難な部分もありましたが、最終的には、全員一致で困っている方々を救済するために、積極的に取り組んでいくことになりました。

そして、今回の総務委員会におきまして、委員の皆様には、この陳情の趣旨を充分ご理解いただき、全会一致で採択されたことは、とても素晴らしいことだと思います。自民党市議団の諸先輩方や総務委員会の皆様、執行部の皆様に心より感謝申し上げます。また、今回の安城市議会の採択がこの障害を持つ方々の励みとなるとともに、今後の性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに向けての一助になることをご祈念申し上げます。

安城市会議員 石川孝文

陳情関連の報道



< TV >

(NHK) 6月30日の朝7時過ぎのNHKニュースで放送されていました。此方は、市役所の写真と今日性別不記載の陳情が東海地区初の可決予定を報じていました。

(中京TV) 7月1日の18時過ぎだそうです、中京TVでは私の名前と顔が大写し、2分30秒で性別不記載の陳情の紹介と本会議の様子、本会議傍聴者の一般の方の好意的なコメント、私が印鑑証明を発行のしてもらっている様子、記者会見での子無し要件の問題提起、TFNの設立記念フォーラム等が入っていました。



< 新聞 >

7月1日の朝刊に朝日、毎日、中日とも同様な内容で掲載されていました。読売も記者が来ていたのですが、確認できていません。朝日の記事を下記に記します。

朝日新聞 2003年7月1日 朝刊 社会面

安城市、性別欄削除へ 市の書類順次対応 性同一性障害に配慮

愛知県安城市は30日、印鑑登録証明書などの書類から性別記載欄を削除する方針を明らかにした。「性同一性障害（GID）」で治療を受けている同市の会社経営森田菜々恵さん（48）が、市議会に提出した陳情書が同日、本会議で採択されたことを受け、市が発表した。市が独自に判断できる書類に限られるが、GIDに配慮して性別欄を削除するのは東海3県では初めてという。

森田さんは、3年前から治療を受け始めた。家庭では2男1女の父親だが、妻や子どもの理解を得て、女性として生活することを望んでいる。全国組織の「家族と共に生きるGIDの会」の事務局長代理を務めている。

これまで、印鑑登録証明書や選挙の入場券に性別欄があり、職員に対して事情を説明するたびに精神的な苦痛を感じてきたという。

同市は、すべての申請書や証明書などの書類について、性別欄があるかどうかを調査。そのうち、国の法律に基づくものか、市の判断で対応できるものかを調べたうえで、選挙の入場券のように対応ができるものから順次、削除する。

印鑑登録証明書などのように、条例改正が必要だったり、コンピューターの修正で経費がかかったりするものについても来年度中には実施したいという。

愛知県安城市での政府への意見書陳情の報告

gid.jp 評議員・家族と共に生きる GID の会 事務局長代行 森田 菜々恵

前回の性別不記載の陳情に続き、社会環境の整備のための政府への意見書提出をもとめる陳情を行いました。安城市での活動第2段としてご支援頂いた方々、団体のへのお礼と益々のご支援のお願いも兼ねまして経緯の報告をさせていただきます。

1. 事前準備

・7/7 19:00 性別不記載陳情でお世話になった石川市議に、そのお礼と次回の社会環境整備意見書陳情の下打合せにお伺いした。先生に自民党市議団への説明会を8/5に設定して頂いた。

・7/14 18:00 総務企画常任委員会の委員長である江川市議に、そのお礼と次回の社会環境整備意見書陳情の下打合せにお伺いした。特別法の改正要求についてかなり突っ込んだお話となったが、タイミング的に今回の陳情から外し、法律の施行後に改めて陳情する事とした。ムリをせず内容を少しずつ成長させながら陳情を繰り返すことで真の理解を得ていきたいことと、時期的に効果があがるとおもわれる。

2. 安城市自民党市議団への説明と報告および陳情書提出

2003年8月5日（火曜日） 午後12時30分 - 午後1時20分

愛知県安城市役所の第4議員会室において、最大派閥（全30名中20名が自民）である安城市自民党市議団の皆様、GIDの基礎知識と国への意見書の陳情内容のご説明を致しましたのでご報告します。

10:30 集合 Sさん、Nさんと事前打合せ

11:30 議会事務局へ移動していたのですが、会議が延びていて議員応接で待機（お喋り）12時になっても終わりそうもないので先に昼食。12:30にもどってみると、市職員のかたがプロジェクター等準備を初めて見えるので慌てて準備、ビデオを放映。

（内容）

中京 TV 安城市性別不記載ニュース 6月30日放送

NHK ジャーナル GID 立法の問題点 7月24日放送

NHK クローズアップ現代 5月12日放送

TFN フォーラム 6月22日

（時間は時間切れで放映できず残念）

13:00 議員さんへの説明

・性同一性障害の概要と皆様へのお願い

1. 性同一性障害って何？
2. 性とは？
3. 性同一性障害の原因は？
4. 性同一性障害の治療は？
5. GID が普通にくらせるために
6. 今回の特例法の問題点
7. 議員さまへのお願い

・質疑応答

1. 国への要望についての陳情を当議会に出すのですか？
本日提出します。性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会のために是非よろしくお願いします。

2. GIDなのにどうして結婚されたのですか？また、お子さんは？

その頃は男性として頑張ろうと努力していたときです。パートナーも好きでした。世間の無言の期待あり結婚しました。子供はかわいいですし、ほしかったです。その時は、まだ生殖能力もありこどもを得る事ができました。子供を持っていること自体は良かったと思っています。今度の法律でそれを否定されているようで困っています。

3. どうしても女性に見えるのですが？

治療の成果でしょうか（笑）。1年程前から、全てにおいて女性として生活しています。

13:25 説明終了

質問もあり、予定を大幅に延長して熱心な説明会になったと思います。

13:30 陳情書提出（下記参照） 議会事務局に陳情書を提出しました。

その後、15時まで3人でお喋りして（情報交換）とても有意義だったと思います。Sさん、Nさんには準備やプロジェクターの調整など、慌しく準備していただきとても助かりました。議員の方にもGIDを身近に感じていただけたと思います。ありがとうございました。

3. 9/19 議会運営委員会（15:00）にて

政府への意見書の委員会審議は議会運営委員会で行われます。委員会開催の前に、お世話頂いている石川市議より委員長の細井市議（自民党市議団代表でもある）と成田議長、山本副議長をご紹介頂きご挨拶とお願いをさせて頂きました。

委員会では政府への意見書（下記参照）がこの時点で案ですが報告され承認されました。本会議では稲垣議員からの議員提案として出されることとなりました。他の意見書も同様に議員からの提案として本会議にかけられるのです。議会の手続きを知る事ができました。

（性別不記載実施のフォロー）委員会傍聴のあと、性別不記載陳情の実施統括窓口になっている企画部市民活動課の石川義彦課長を訪問し進捗状況の確認と他市等での活動についてお話ししてまいりました。

- ・選挙の性別によらない確認方法は、次回選挙より実施。
- ・印鑑証明より性別欄削除は12月定例に市より条例改正案提案、来年4月より実施の予定。
- ・12月定例にて全体の状況を議会報告

4. 9/25 本会議において全会一致で可決

安城市議會を傍聴に行ってきました。議題が多く午後になってしまいましたが、お陰様で、安城市議會にて添付の意見書を政府に提出する事がまりました。手続き上は議員提案となり稲垣茂行議員により上程の趣旨説明として添付の意見書（この時点では案）が朗読され、可決されました。ご支援頂いた方々に厚く御礼申し上げます。

（新聞報道）

平成 15 年 9 月 26 日（金）中日新聞朝刊

「性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」が議員提出され、全会一致で可決された。治療の拡充や不当差別の禁止、公文書の性別欄削除などを求める内容。意見書は総理はじめ各大臣、衆参両院議長らに送付する。

市議会では、性同一性障害の市民から出された、性別欄の撤廃を求める陳情を六月定例会で採択している。七月には国会で「性同一性障害法」が成立している。

【村瀬 悟】

平成 15 年 9 月 26 日（金）毎日新聞朝刊

性同一性障害の意見書を採択

－安城市議会環境整備求め－

安城市議会は 25 日、心と体の性が実なる「性同一性障害」の市民らが陳情し議員提出された「性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」を採択し、国に求めて行くことを決めた。

意見書は、性同一障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充▽求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止及び職場での支援▽公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除－など 5 項目を求めている。

同市は 6 月議会で、性同一性障害者の差別撤廃に取り組む全国組織「家族と共に生きる GID の会」の要望に応え、同市の各種申請書などの一部から性別欄を廃止することを決めている。

【丸林康樹】

性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいう。我が国では平成 9 年に日本精神神経学会によるガイドラインが定められてから、外科的医療の適合手術が合法的に可能となり、翌年には、正当医療行為として手術が初めて埼玉医科大学で行われた。しかるに、現在適合手術が可能な医療機関は埼玉医科大学と岡山大学医学部の 2 か所に過ぎず、多くの当事者が必要な医療を受けられずにいる。平成 15 年 7 月 10 日に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」も「現に婚姻をしていないこと」と「現に子がないこと」等の要件により、戸籍の性別変更が出来るのは一部の当事者に限られている。

戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、住民票を提出できずアルバイトでしか就労できない、家を借りることが難しい、国民の権利である選挙権さえ行使しにくいなど、日常的な普通の生活ができず、また、医療機関は限られ、保険適用ほとんどなく、経済的にも大きな負担となっている。

平成 12 年 12 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは変わっていないのが現状である。よって、国におかれては、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対する社会環境の整備を早急に促進するため、次の事項について強く要望する。

記

1. 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充を図ること。
2. 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止および職場での支援を行うこと。
3. 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除を行うこと。
4. 性同一性障害を含むセクシャルマイノリティに関する教育の充実と教育現場での理解、及び若年層当事者に対する支援を行うこと。
5. 教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害に関わる人々への研修と育成を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 15 年 9 月 25 日

安 城 市 議 会

（宛先）

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長

富山県の活動報告

gid.jp 評議員・KK.TOYAMA 代表

津田 徹哉

2003年6月から9月末まで行った一連の富山県内での活動についてご報告致します。なお、活動は津田徹哉個人が行ったものであります。私は富山県西砺波郡福岡町に在住している26歳の身体の治療を行っていないFTMTGです。今年1月に富山家裁高岡支部より名の変更を許可され、戸籍上は女性であります。男性名で暮らしています。

○6月上旬

「広報 ふくおか」に添付してあった「町長への手紙」に、4月の統一地方選で選挙の投票入場券に性別が記載されていたのを不服とし、可能な限りの行政公文書からの性別欄削除を要望。

○6月上旬

要望に対し、役場の総務課より「公文書の見直しを検討する」旨の電話を直接受ける。

名の変更や要望に対する福岡町の返答について、各新聞社に知らせ、取材を受ける。一連の動きについても掲載される。

掲載された新聞社は、北日本新聞、北陸中日新聞、富山新聞、また、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の各富山版。

○7月10日

特例法の成立を受け、富山県議会に陳情書を提出。

(陳情書は、次ページを参照ください)

同時に、県西部の各県議会議員にお願いのFAXを送る。

○7月21日

富山県セクシュアル・マイノリティ市民ネットワーク

K.K.TOYAMA 設立

URL: <http://www.kktoyama.jp/>

○9月12日

福岡町議会閉会。印鑑登録条例改正可決・成立。

10月1日から印鑑登録証明書を含めた13の公文書から性別欄の削除が施行されることが決定。

○9月26日

富山県医師会、西砺波郡医師会に要望書提出

(要望書は、次ページを参照ください)

福岡町の行政公文書の性別欄削除施行、富山県議会の質疑・応答で、県が公文書の見直しを検討するという姿勢を見せ、また、富山県の各自治体でも公文書の見直しを検討する所も出てきた。福岡町については、選挙の投票所入場券から性別欄が削除されなかったのは残念だが、今後削除の方向で見直しされる予定。医師会からの返答を待ち、地方のGID治療の充実を願う。

2003年6月19日掲載
北陸中日新聞 14面

性同一性障害

生まれ持った性と自らを意識する性が一致せず、違和感に苦しむ性同一性障害 (GID=Gender Identity Disorder)。女性から男性に登録し直した競艇選手や、障害を公表して当選した東京・世田谷区議などがクローズアップされ、社会的

福岡町に訴え

な理解が広がりつつある。そんな中、県内でも福岡町に住む当事者1人が、町に公的書類の性別欄削除を求め、町側も対応に乗り出した。訴えに込める思いを聞き、当事者の今を探った。(高岡支局・小林由比)

行政書類の性別欄削除を

「自然に暮らしたい」



「不快な思いをせずに生きていきたい」と言うTさん—福岡町で



GIDをめぐる全国的な動きとしては、性別違和(性転換)手術受けたいという人が、行政に声を上げるとともに、富山県では、今年1月に富山家裁高岡支部より名の変更を許可され、戸籍上は女性であります。男性名で暮らしています。

なにも同じようにあった。全面的には、長女(2)の文字がある。書野郎や埼玉新聞加市などかかっている。自治体で、すでに見直しを実施和感を感じる。手書き。県内ではまだ動きがない時に「あれ」という顔を。Tさんは「まずは福岡町に訴えたい。行政書類の性別欄削除を求め、町側も対応に乗り出した。訴えに込める思いを聞き、当事者の今を探った。(高岡支局・小林由比)」



生物学的な性別と、自己が感じる性別とが異なる状態。自己の性別の認識が問題で、性別違和(性転換)手術を受けたいという人が、行政に声を上げるとともに、富山県では、今年1月に富山家裁高岡支部より名の変更を許可され、戸籍上は女性であります。男性名で暮らしています。

生期のホルモン異常分泌説が有力だが、はっきり特定できていない。服薬や行動しなくてはならない社会的に反対の性に見られ、とすること人から、外科的な手術やホルモン治療などで身体的な外見を身につけたいという強い欲求を持つ人まで症状はさまさま。1997年に日本精神神経学会が治療のガイドラインを策定した。

2003年6月28日掲載
北日本新聞 4面

性別欄

印鑑登録証明書など削除へ

福岡町が住民要望受け

投票所入場券には難色

体の性と心の性が一致している印鑑登録証明書など、性別欄に「性同一性障害」を記載している住民(26)が、持つ福岡町の住民(26)が、一性障害に配慮し、公文書の性別記載欄を削除するの除を求めている問題で、同町は十日までに、印鑑登録原簿から性別記載欄を削除する町印鑑条例の改正案を、早ければ町議会九月定例会に提出する方針を決めた。

改正案が可決されると、町は町規則で様式が決まっている印鑑登録証明書など、ある文書は百二十七件ある。うち、町の裁量で改正できるものは五十件。「印鑑登録の性別記載欄を削除する」として、町は難色を示している。

要望を出した住民は女性として生まれながら、心理的には男性で、今年一月、家裁高岡支部から、戸籍名を男性名に変更することを認められた。

今回の町の方針について、住民は「削除されることについては一歩前進した」と評価する一方、「投票所入場券に女とあるのに、投票する時に不快な思いをする。ぜひ削除に取り組んでもらいたい」と語った。

公文書の性別記載欄を削除した自治体は全国では、埼玉県草加市や新座市、東京都小金井市、鳥取市などがある。

性別欄

印鑑登録証明書など削除へ

福岡町が住民要望受け

投票所入場券には難色

体の性と心の性が一致している印鑑登録証明書など、性別欄に「性同一性障害」を記載している住民(26)が、持つ福岡町の住民(26)が、一性障害に配慮し、公文書の性別記載欄を削除するの除を求めている問題で、同町は十日までに、印鑑登録原簿から性別記載欄を削除する町印鑑条例の改正案を、早ければ町議会九月定例会に提出する方針を決めた。

改正案が可決されると、町は町規則で様式が決まっている印鑑登録証明書など、ある文書は百二十七件ある。うち、町の裁量で改正できるものは五十件。「印鑑登録の性別記載欄を削除する」として、町は難色を示している。

要望を出した住民は女性として生まれながら、心理的には男性で、今年一月、家裁高岡支部から、戸籍名を男性名に変更することを認められた。

今回の町の方針について、住民は「削除されることについては一歩前進した」と評価する一方、「投票所入場券に女とあるのに、投票する時に不快な思いをする。ぜひ削除に取り組んでもらいたい」と語った。

公文書の性別記載欄を削除した自治体は全国では、埼玉県草加市や新座市、東京都小金井市、鳥取市などがある。

2003年7月11日掲載
読売新聞 富山版 28面

性同一性障害を抱える人々が、普通に暮らせる社会を実現することを求めることに関する陳情書

富山県議会議員の皆様におかれましては、日頃より市民生活向上のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私は、性同一性障害当事者です。性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいいます。そのため、医学的、心理的、社会的、家族的および経済的な様々な問題を抱えています。私は、新聞各紙で報じられているように、

昨年、性同一性障害と精神科医から診断されており、今年1月に富山家裁高岡支部で戸籍名の変更を許可され、現在も月に1度、精神科でカウンセリングを受けております。今国会で、性同一性障害者性別特例法案が可決されますが、現在の私の状態では

条件が適応されず、戸籍の性別変更はできません。戸籍名は男性名ではありますが、性別は女性のままです。性同一性障害当事者は特に、戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時、家を借りる時、医療機関を利用する時など様々な場合に非常困難を伴います。そのため、アルバイトでしか仕事ができなかったりし、性別が記載された保険証を用いたくないために医師にかかれず、命を落とす人がいるようなケースもあります。さらにその保険も、性同一性障害の治療にはほとんどが適用外であり、当事者に負担を強いています。役場などの公的機関においても、本人であることを疑われて時間を要したりして、不快な対応を受けることもしばしばです。こうしたことにより、国民の権利である選挙権さえ行使しにくい状況です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年の12月に制定され、関連の答申「人権教育の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、私達当事者の不自由さは変わっていない状況です。このように、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法の制定と社会環境の整備を求めます。

地方自治体で実現可能なものとして、以下につき実現してくださるようお願い申し上げます。既に1・2については、埼玉県草加市・新座市、東京都小金井市、鳥取県鳥取市が実施しています。そして私の住む福岡町、そして小矢部市も検討に入っております。どうか富山県全体でも実現してくださるようお願い申し上げます。

1. 印鑑登録証明書など、性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃
2. 性別によらない選挙における本人確認方式の再考
特に、選挙の入場券については、平成12年03月30日 選挙管理委員会告示第25号公職選挙事務処理規定第19条(投票所入場券及び到着番号札)の見直しを求めます。
3. 県職員市町村職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の促進
4. 学校における教育の一貫としてのとりあげと、理解の促進

次に、下記に関する意見書を政府に提出いただきたく、お願い申し上げます。

1. 性同一性障害者性別特例法案の見直し
2. 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
3. 性同一性障害に対する健康保険の適用および診断、治療が可能な医療機関の拡充
4. 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止および職場での支援
5. 住民基本台帳ネットワークからの性別欄の廃止と、性同一性障害を理由とした変更履歴の削除
6. 性同一性障害を含む教育の充実と教育現場での理解と若年層患者に対する支援
7. 教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害に関わる人々への研修と育成

以上、陳情申し上げます。

平成15年7月10日

陳情者 住所 西砺波郡福岡町××

氏名 ○○ △△ 印

富山県議会議員 ×××× 殿

平成 15 年 9 月 26 日
要 望 書

社団法人 富山県医師会
会長 ○○ ×× 様

要望者
住所 富山県西砺波郡福岡町 ××
氏名 □□ △△

性同一性障害者の医療に関しての要望に関して

この度は要望書の提出についてご理解下さり大変嬉しく思います。この要望書の項目が達成され、性同一性障害の当事者がよりよい医療環境の下、より充実した医療を受けることが出来るよう宜しくお願い致します。

性同一性障害（GID）とは、自分が身体的、社会的にどちらの性別であるかを認識していながら、精神的には自分自身の身体的、社会的な性別に違和感を抱き、または反対の性別に属していると感じ、それにより強い精神的な葛藤を覚え、精神の性別と生まれ育てられてきた性別との間に生ずる適応の障害をいいます。

そのため当事者は、医学的、心理的、社会的、家庭的及び経済的なさまざまな問題を抱えています。その中でも、医療従事者の無理解、医療体制に苦痛を感じ、病気にかかっても病院に行くことの出来ない当事者がたくさんいます。

性同一性障害の当事者が安心して医療を受けることが出来るように、また性同一性障害の治療が出来るように、医療機関に対し、下記の要望項目の改善と実現を要望します。

要望項目

A. 当事者に対する対応として

1) 受付の対応

名の呼び方→男性名・女性名とわかるフルネームは避けて欲しい。当事者が周囲に GID だと悟られないように、少し遅れて名乗り出る事を念頭に置いて欲しいです。

2) 診察券 それとわかる性別欄をつけないで欲しいです。

3) なるべく個室診療でお願いしたい

カーテン一つというのでは、プライバシーが保てないと思います。

4) 医者・看護師の理解の促進、勉強会の実施

好奇の目でジロジロみられる。MTF の場合、胸を興味本位にさわるとか、

カルテを何度も見て不思議そうに反応をするとか、無理解な質問「乳房女性

化症ですか？」と聞く等は避けて欲しいです。そのためにも、性同一性障害

についての勉強会を開き、理解の促進に努めて欲しいです。

5) 入院時・診療時の戸籍の性別への強制をしないで欲しい

MTF は女性部屋、FTM は男性部屋への配慮して欲しいです。トイレの使用、検査時の対応についても配慮して欲しいです。

6) 治療・検査への説明を詳細にして欲しい

当事者が治療を理解する上で重要と思います。

B. GID 医療全般に対する対応として

1) 性同一性障害の治療の出来る医療機関を充実・公表して欲しい。

県内には性同一性障害の治療の出来る医療機関、第一治療である精神療法ですら受ける医療機関がありません。あったとしてもなかなか全ての当事者に情報が行き届いていません。性同一性障害に関心を持ち、理解を示して下さる医療機関を増やし、性同一性障害の治療が出来る医療機関の充実（最初の段階として精神科・精神神経科・心療内科・泌尿器科など）、性同一性障害の治療ができる医療機関の公表をして欲しいと思います。

2) マニュアルの作成を考えて欲しい

上記 A の項目などをまとめ、一般の診療について当事者にどのように対応するべきかを、福島県の大原総合病院が作成した性同一性障害の当事者への一般の診療マニュアルを参考にして、マニュアルを作成して欲しいと思います。当事者が安心して医療を受けるためにもマニュアルがあったほうが良いと思います。

その際、県医師会の会員の医療機関全てが同じマニュアルを共有するのが望ましいです。

3) 他の医師会との連携を考えて欲しい

2) のマニュアルを共有することや、性同一性障害についての勉強会を合同で行うなど、また情報交換をするなどしてほしいと思います。

また当事者が他の医療機関で診療を受ける際、また一から性同一性障害であることを説明しないで済むように連携して欲しいと思います。

4) 今後の諸問題解決のために、性同一性障害当事者と医療機関の定期的な協議の場を設けて欲しい

当事者の声を聞くのがとても大切なことです。

諸問題を解決するために、当事者と医療機関、専門家との協議の場があれば

問題解決の道が見えてくると思います。

以上、列挙しました項目の改善・実現を宜しくお願い致します。

医療機関に診療して頂く事を最終的に決断するのは当事者自身ですが、治療を受けたくても受けられない、当事者にとって一般の診療ですら受けにくい今の医療機関の諸問題を解決し、当事者と医療機関の間にある障壁を低くしていくことは医療機関にとっては責務だと思います。

要望の理由・経緯等

私は、今年の 1 月に富山家庭裁判所高岡支部で名の変更を許可され、男性名で生活していますが、4 月の統一地方選挙で選挙の投票入場券の性別欄に「女」とあることを不服とし、入場券や印鑑登録証明等の行政公文書の性別欄削除を 6 月に福岡町に要望し、今月 19 日の福岡町議会で印鑑登録条例改正案が可決し、10 月 1 日より検討された結果性別欄の

可能な文書について、性別欄が削除されます。また、7 月に県議会の方へも「性同一性障害を抱える人々が、普通に暮らせる社会を実現することを求めることに関する陳情書」を提出し、その中で、富山県の性同一性障害者に対する医療の充実を求めました。しかし、県からの回答を頂けない現状です。

私は現在、精神科で月に1度カウンセリングを受けていますが、性同一性障害を専門に診る病院でなく、医師、臨床心理士が性同一性障害に関して勉強してくださり、カウンセリングを受けています。

私は、身体の嫌悪感が少ないため、身体の治療を望んでいませんが、県内の性同一性障害当事者の中には、身体への嫌悪感が強く、県内・市郡内でガイドラインに沿った治療を望む声を耳にしています。

県内・市郡内には正式な性同一性障害の治療が出来る医療機関が無く、岡山大学・埼玉医科大学まで治療に行っている当事者も県内にはいて、大きな負担となっており、または金銭的な面・時間的な面でやむなく治療を諦めている当事者が多数いると予測できます。

県内にジェンダークリニックが開設されるのは県内の当事者はもとより、北信越地方の当事者にとって、少しでも時間的・金銭的な負担が減ることを願います。

私の場合は、医師や臨床心理士が対応してくださいましたが、ジェンダークリニックではなくても第一治療としての精神治療の出来る医療機関が無く、治療を諦めている当事者も少なからず存在すると思われます。

また、一般の診療に関しても医療関係者の無理解により、周囲に奇異な目で見られることを苦痛と感じ、高熱が出て診療してもらうことが出来ない当事者がいるのが現状です。

そういう当事者のためにも性同一性障害の治療の出来る医療機関の充実、医療関係者に理解を深めてもらうことが急務とし、今回要望に至りました。

7月に富山県のセクシュアル・マイノリティ市民ネットワーク「K.K. TOYAMA」を立ち上げて、性同一性障害当事者がごくわずかですが、表に出てきていますが、市郡内・県内にどれくらいの当事者がいるかはわかりません。また、カミングアウトできずに表に出てくることの出来ない当事者のためにもまず、医療機関として当事者との障壁を低くして頂きたいと願います。

県内・市郡内にも、性同一性障害に優しい、精神科・婦人科・泌尿器科などの拠点整備が必要だと思います。

また、ホルモン治療に関して弊害（精神的なことも含めて）が出たときのために、すぐに対応出来るようなネットワークが有ればと願います。また、性別再適合手術

（SRS）後の身体のケアをして頂ける病院も必要と考えます。

この様な性同一性障害者の内科受診や精神科及びホルモン療法などの初期・中期治療、また、SRS後の身体及び精神的ケアは各地域の病院や診療所でも可能な医療行為だと思います。又、医療側の受け入れ窓口の拡大により、GID当事者の負担軽減と無謀な医薬品の乱用を防ぎ、より良い診療環境になっていくものと思われます。

1) 現在経口ホルモン剤はインターネットなどを通じて手軽に入手でき、医師の手を経ずに摂取している方がかなりの人数になっています。このために、必要な検査などもせず、副作用に悩まされる方も出てくると思います。ホルモン剤の使用による副作用の症状が出て、緊急的に見て頂けるお医者さまが各地域にはいません。また、社会的閉塞感や家族、職場、社会からの孤立など、或いは、ホルモン剤の使用による影響があるかも知れない、そのような精神的弊害も予測されます。

2) 地方の精神科医の現状認識は当事者にとって悲惨な物があります。病院で受診しても、電話で問い合わせをしても、当事者を診療してくれる医者がいなく、医者も勉強をしながら、診療して頂けるようお願いしても、門前払いです。中には診療許諾して頂いたかと思うと、実際の診療は2～3分程度で、診療前から既に辞書のコピーを取り、一つの条項に○がしてあり、この条項に該当するので、GIDには当たらないなどと言われる医者もいるそうです。

3) 又海外或いは国内でSRSされた方が、炎症などを起こして、病院へ直接行っても、電話で問い合わせしても門前払いにあり、このような緊急の事態になっても、診察し治療してくれる医者がいないのが現状です。

4) 医者（精神科医）の中には平気で闇診療や闇手術を推奨される方がいるのが現状です。医者自体が診療を拒否し、闇での医療を推奨する事に大きな問題があると考えています。

5) ホルモン療法を始めて体の変化が起こってくると、抵抗力が弱まるため風邪などをひきやすく、軽い病気でも医者の理解がないために、病院へ行く事も出来ずに悪化させてしまい、完治までに普通の方よりも数倍も掛かってしまうというようなことが有ります。医療業界が当事者に理解がないために、時には命に関わる病気でも、病院に行く事も出来ずにいるのが現状です。（病状が相当悪化してから受診になると推察されます。）

これらは埼玉医大から始まった、日本精神神経学会が定めたガイドラインの不備（様々な当事者に未対応。第二版の普及が遅れており先進の医療体制になっている所が少ないなど。）や各医療機関の無理解による物と推測しています。医療現場のこの様な認識を排除し、県内・市郡内でも当事者が安心して診療して頂ける病院の確保をお願い致します。

また憲法25条にも、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が全ての国民にある以上、当事者が健康で安全に暮らせる環境の整備が不可欠です。そのために、当事者にとっての安全・安心な医療とは何かという視点を第一に、医療機関に何ができるかという方向でGID治療を考えていただければ幸いです。GIDの法制度を考える上でも、GIDの医療データが必要であり、その蓄積のために多くの当事者が医療機関に協力するように医療機関から呼びかけて頂きたいと思います。

以上 要望致します。

静岡県内における取り組みについて

gid.jp 評議員・GID しずおか代表

会津 里花

< 静岡市 >

2003 年 6 月 20 日、静岡市議会にて「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法の制定を求める意見書」が採択されました

性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律の制定を求める意見書

昨今、性同一性障害を抱える人々の暮らしにくい状況が、マスコミの報道や当事者の訴えによって明らかになってきた。

性同一性障害と言われる、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態を抱えながら生きる人々は、全国に 2200 人から 7000 人程度と言われている。これらの人々は、医学的、心理的、社会的、家族的及び経済的な面でさまざまな問題を抱えている。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、2000 年 12 月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっている。

よって、静岡市議会は、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法整備の推進を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣〕

6 月議会での陳情について

本年 6 月市議会において、以下の項目を内容とする陳情を提出しております。結果は下記の通りとなっています。

(1)性同一性障害の診断、治療が可能な医療機関の拡充に務める

(厚生委員会)： 継続審査

(2)各種新書書類などからの不必要な性別欄の原則撤廃を検討する

(3)選挙投票所における性別による本人確認方式を見直す
(4)市職員などの公務員、医療従事者などへの研修と理解の促進

(総務委員会)： 継続審査

(5)教職員、学校関係者への研修と理解の促進

(6)学校教育において、人権教育としての性教育の十分な採りあげと、理解の促進

(健康文化教育委員会)： 継続審査

静岡市長との面談

2003 年 9 月 8 日(月)に静岡市長に面会し、要望書(不要な性別欄の削除、性同一性障害への理解を深めることなど)を手渡してきました。市長さんはなごやかな様子で対応してくださり、性同一性障害についても一定の理解を示してくださいました。

投票所入場券からの性別欄削除について

静岡市において、本年 11 月の衆議院議員総選挙より性別表記が「1・2」という表記に変わるようになりました。6 月の陳情がようやく実るかたちとなります。



読売新聞 静岡版 10 月 12 日掲載

<富士宮市>

富士宮市においては、本年6月、以下の内容の陳情書を提出しました。陳情結果は添付の通りです。

平成15年6月11日
富士宮市長 小室直義 様

陳情者 GID しずおか富士宮支部
代表者 (略)
住所 (略)

性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情書

請願の趣旨

富士宮市長の皆さまにおかれましては、日頃より市民生活向上のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私たちは、性同一性障害の当事者です。一般的に性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいいます。そのため、医学的、心理的、社会的、家族のおよび経済的な様々な問題を抱えています。

特に、戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時、家を借りる時、医療機関を受診する時など様々な場合に非常な困難を伴います。そのため、アルバイトでしか就労できなかったり、性別が記載された保険証を用いたくないために医療機関を受診できず、命を落とす人がいるようなケースもあります。さらにその保険も、性同一性障害の治療にはほとんどが適用外であり、当事者は重い負担を強いられています。市役所などの公的機関においても、本人であることを疑われて時間を要したり、不快な対応を受けることもしばしばです。こうしたことにより、国民の権利である選挙権さえ行使しにくい状況です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年の12月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、私たち当事者の不自由さは何ら変わっていない現状です。このように、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法の制定と社会環境の整備を求めるものです。

まず、地方自治体で実現可能なものとして、以下につき実現下さるよう請願申し上げます。

請願事項

1. 戸籍の性別の変更を可能にする法律の制定の推進
2. 性同一性障害者とその家族の人権を守り、暮らしやすくするための自治体行政の見直しと対応を進めること
 - ①性同一性障害に対する診断、治療が可能な医療機関の拡充
 - ②各種申請書類などから不必要な性別欄の原則撤廃
 - ③選挙における性別によらない本人確認方式への再考
 - ④市職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の促進
 - ⑤学校教育において、人権教育として性教育の十分な採りあげと、理解の促進

以上、陳情申し上げます。

平 成 15 年 7 月 9 日
GID しずおか富士宮支部
代表 ○ ○ ○ ○ 様

富士宮市長 小室直義
(総務部・防災生活課)

性同一性障害を抱える人が普通に暮せる社会を実現することについての（回答）

1 戸籍の性別変更を可能にする法律制定の推進について

国会においては、性同一性障害を持つ人が家庭裁判所の審判で戸籍の性別をかえられるようにする「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」が、今国会での成立をめざしています。行政的には、法改正がなされないと問題解決にならないことが多いと思われます。従いまして、国会の状況を注視してまいります。回答への問い合わせ先は（市民課・庶務係）です。

2 ー①性同一性障害の診断、治療が可能な医療機関の拡充をはかることについて

性同一性障害の診療については、現状の体制では精神科での対応となります。市立病院では毎週金曜の午後、診療できます。専門的な治療が必要な場合、市立病院で受診後、治療できる適切な医療機関を紹介いたします。

回答への問い合わせ先は（富士宮市立病院庶務課・庶務係）です。

2 ー②各種申請書類から性別欄を撤廃することについて

今回の陳情をいただき、早速市役所の事務における申請書類について調査を行ないました。

申請書類は、法令等に基づくもの、市例規に基づくものなど多岐にわたっておりこれらのうち性別を記入するものが86種類あることが分かりました。また、これらの申請書類の中にも、目的達成に性別がなくても問題がないものも含まれていると思われます。

全国においても、証明書類、施設利用申請書類等から性別欄をなくす事例が報告されており、法令等に定められていて対応困難なものを除き、富士宮市においてもその必要性を考慮し、今後関係各課と協議、検討していきたいと考えています。

回答への問い合わせ先は（行政課・文書法規係）です。

2 ー③選挙における性別によらない本人確認方式について

ご承知のように選挙は、公平公正に執行され、いやくも不正があつてはならないものであります。

公職選挙法第20条では、選挙人名簿に性別を記載するよう定められており、選挙毎に選挙人名簿を作成し、性別による本人確認を行うことによって、不正な投票が行われないようにしているのが現状であります。

また、選挙における投票録の男女別投票者数の記載は、公職選挙施行法規第14条により義務付けられておりますので削除することはできませんが、入場券の性別等の記載方法について各市の状況を参考とし、検討していきたいと考えております。

回答への問い合わせ先は（選挙管理委員会事務局）です。

2 ー④市職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の促進について

性同一性障害をテーマとした研修を実施することは困難といわざるを得ませんが、男女共同参画等各職種における色々な研修などの機会を通じて意識の啓発に努めるとともに、理解を深めてまいります。

回答への問い合わせ先は（人事課・人事研修係）です。

2 ー⑤学校の性教育で取り上げることについて

学校教育での性教育は、理化、体育（保健体育）、道徳、特別活動の中で、小学校1年生から中学3年生まで、色々な角度から指導するように学習指導要領で定められています。

学習内容は、各学年の児童生徒の心や身体の発達に合わせて行なうようになっています。

たとえば、小学校低学年では「おへそのひみつ」「私の誕生日」、中高年では「命の誕生」「男の子、女の子のちがひ」中学生になると「性病」「エイズ」などの題材で学習するよう計画されております。

現在、性同一性障害を授業で取り上げた事例は県内では報告が有りません。

ご提案の内容は、研修させていただいた上でこれからの課題とさせていただきたいと考えます。

回答への問い合わせ先は（学校教育課・指導係）です。

富士宮市議会議員 日原貞二 様

陳情者 GID しずおか富士宮支部

代表者 (略)

住所 (略)

性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する意見書提出を求める陳情書

請願の趣旨

富士宮市議会議員の皆さまにおかれましては、日頃より市民生活向上のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

私たちは、性同一性障害の当事者です。一般的に性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいいます。そのため、医学的、心理的、社会的、家族のおよび経済的な様々な問題を抱えています。

特に、戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時、家を借りる時、医療機関を受診する時など様々な場合に非常な困難を伴います。そのため、アルバイトでしか就労できなかったり、性別が記載された保険証を用いたくないために医療機関を受診できず、命を落とす人がいるようなケースもあります。さらにその保険も、性同一性障害の治療にはほとんどが適用外であり、当事者は重い負担を強いられています。市役所などの公的機関においても、本人であることを疑われて時間を要したり、不快な対応を受けることもしばしばです。こうしたことにより、国民の権利である選挙権さえ行使しにくい状況です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年の12月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、私たち当事者の不自由さは何ら変わっていない現状です。このように、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法の制定と社会環境の整備を求めるものです。

陳情事項

戸籍の性別変更を可能にする法律の制定の推進を求める意見書の提出



最近、歌手としても活躍される会津里花 gid.jp評議員

新潟における活動報告

REALIVE 松島 奈美 桜井 えりか

◆活動拠点「REALIVE」を結成

県内で生活する GID 当事者や、その関係者を応援するグループとして平成 15 年 5 月に「REALIVE」を結成しました。主な活動として、

- ・クローズド交流会（県内各所）
- ・ホームページによる交流の場や情報の提供
- ・暮らしやすい社会をつくるために、行政等への様々な申し入れ
- ・対外的なイベントの開催

等を考えており、これまでに以下のような活動を行っています。

◇クローズド交流会（県内各所）

当事者や関係者の方々の交流を深めるきっかけ作りや、GID に関係する情報提供の場として、これまで不定期に 3 回の交流会を開催しています。

○1 回目（2003 年 4 月 20 日）：

参加人数 15 人（内容） 情報交換、お茶会

○2 回目（2003 年 6 月 22 日）：

参加人数 16 人（内容） 情報交換、お茶会

○3 回目（2003 年 11 月 2 日）：

参加人数 17 人（内容） 改名に関する体験談と家裁への手続きの実際についてのミニ勉強会

◇新潟市への働きかけ（経過）

平成 15 年 1 月

市民課へ、公的文書からの不必要な性別欄の削除の要望申し入れを行なう。後日、回答にて、市民課での部署だけでは判断出来ないとの事。

平成 15 年 6 月

市民からの要望等を直接市長へ伝える制度「市長への手紙」というもので、要望の文書を手渡すと共に担当課員の方にも、内容を口頭でお伝えしました。

- ・公的文書からの不必要な性別欄削除
- ・市民病院での受診しやすい体制の整備
- ・関係機関への啓発や研修
- ・市民への啓発
- ・教育での性教育の充実

同時に市会議員さんとの接触も図り、紹介で青木千代子議員（公明党）と知り合う事が出来。私自身の体験を交えながら GID 当事者の置かれている実情を説明させて頂いた上で、6 月市議会の質問で、GID の問題を取り上げて頂きました。答弁された総務局長からは、調査を行い、削除する方向で検討したい。とのことでした。市議会での質問の様子は県内の NHK ローカルニュースにも取り上げられました。

平成 15 年 11 月

市長会見にて、要望していた性別欄の削除など、文書を洗い出し検討の結果 544 件に性別の記載があり、国や県が定めた様式を除いたうちの 204 件の文書、約 4 割については必要ないと判断。削除を順次進め、条例や規則は 16 年の 2 月議会での審議を経て改正されることになりました。

他に挙げていた要望について、市長への手紙の回答を頂きました中で、市民病院での診察券からの性別を削除の検討。市民への啓発のためのパンフレットの作成。市役所、市民病院職員への研修。保健所での相談の拡充などの旨が記されていました。

しかし、選挙投票入場券からの性別欄記載削除は行なわれず。個人的にも、この年の衆議院選挙では受付でスムーズに行きませんでした。参政権に関わる肝心なことですので、なお働きかけが必要なところです。

◇新潟県への働きかけ

平成 15 年 7 月に新潟県福祉保健部福祉保健課人権啓発室より示された「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」（素案）に対し、「公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除」「相談・診断・治療が可能な相談・医療体制の拡充」「公務員や教育関係者、医療従事者等への研修と育成」「教育現場における、性の多様性を正しく伝える性教育及び人権教育の充実と若年層の当事者にする支援」等を求めるパブリックコメントを提出しました。

◇振り返ってみて

交流会は公共のスペースを借りるなどして、同じ当事者、ジェンダーについて悩みを抱く方々などで、時間を共にする貴重な機会を作っています。顔を合わせて簡単にお話するだけでも、言い表せない得るものもあると思います。情報提供や簡単な勉強会も目的ですが、孤独を強いられがちな地方在住の当事者に、交流会をキッカケに知り合いが作ればというのが願いです。

参加してくれた方々の中で、友人が Ftm の方、学生の方などで、ホームページを見てくれた若い方の参加もあり、インターネットの効果というのを感じました。

また昨年は試行錯誤を重ねながら、新潟市の文書からの不必要な性別欄の削除等を実現する事が出来ました。その手段として議会への「陳情・請願」という、一歩踏み込んだ方法を取ることなく、日常的に行政について意見を表明する事が出来る「市長への手紙制度」による市に対しての直接の申し出を発端として、口添えをしてくださった市会議員の後押しにより検討、改正の決定となりました。身近な制度を活用して実現に漕ぎつける事が出来たという点で成果を感じました。

新潟市

印鑑登録証明書など204件の行政書類

性別表記を削除へ

性同一性障害者に配慮

新潟市は、印鑑登録証明書など204件の行政書類から性別表記を削除することを決めた。18日の会見で篠田市長が明らかにした。「役所に行くと、自分の存在を否定された気になる」。心と体の性が一致しない性同一性障害者の声に配慮した結果で、県内では初の取り組みとなる。

これを受け、同課は7月中旬、全市を対象に性別表記のある書類の洗い出しを要請。条例や規則で性別表記を定めている印鑑登録証明書などを含めたすべての行政書類44件のうち、多くは市の施設の利用申請書などで、総務課の入浴や介護サービスなど……

男女の別が必要ないものは削除すると説明する。条例改正を必要とする印鑑登録証明書についても、来年度の2月議会、改正の方針だ。「印鑑の所有者かどうかを確認するためのもので、性別は関係ない」と岡田市長は

投票所入場券で実施拡大

東京で今回の衆院選を機に

今月実施された衆院選から有権者に郵送される「投票所入場券」に、投票所入場券（投票所案内）が書きこめる有権者の性別表記を見直す動きも広がっている。投票所入場券は公職選挙法施行令に基づき、区市町村選

話す。全国では、東京都小金井市、世田谷区、埼玉県草加市、鳥取市などで同様の見直しが行われている。

【作田緑穂】

表示見直し歓迎
性同一性障害であることを公表し、4月の世田谷区議会初当選した上川あやさんの話。性同一性障害者にとって、性別をいらいち書かされることは苦痛。全国的に性別表示を見直す動きが広がっていることを歓迎したい。少数者の意見がしっかり受け入れられる社会であれば、誰でも生活しやすいはずだ。

毎日新聞 新潟版
2003年11月19日 掲載

新潟市において、性別表記のある文書計 544 件のうち削除が決まったのは、204 件となっています。
主なものは以下のとおりです。

◇平成 16 年 2 月改正予定

1. 市民課 印鑑登録証明書ほか 2 様式
2. 障害福祉課
身体障害者手帳交付等申請書ほか 2 様式
重度心身障害者医療費受給資格認定兼受給者証交付申請書ほか 5 様式
3. 高齢者福祉課
老人憩いの家利用証ほか 3 様式
老人福祉センター黒崎荘利用許可申請書ほか 3 様式
4. 水産林務課
海辺の森キャンプ場利用許可申請書ほか 3 様式

◇平成 16 年度末改正予定

1. 選挙管理委員会
不在者投票宣誓書兼請求書など
2. 教育委員会
三川自然の森キャンプ場利用許可申請書など（今年度末改正予定）

◇平成 17 年改正予定

1. 介護保険課
介護保険被保険者証ほか 21 様式

◇その他

新潟市民病院の診察券については新病院開院時にあわせ改正を予定

xxx Contact to 『REALIVE』 xxx
〒951-8693 新潟中郵便局私書箱164号

<http://www.geocities.jp/xxrealivexx/>
mail: realive_niigata@hotmail.com

長野県における活動報告

gid.jp 評議員 井出 夕貴

長野県内においてはそこそこ、無理しない程度に地道ながら活動しています。
今回も県内の主要な市に対していっせいに要望書を送りました。

平成 15 年 11 月 10 日

市市長
様

住所
氏名

性同一性障害が普通に暮せる社会へ向けての要望書

〇〇市議会のみなさまにおかれましては、日頃より市民生活向上のためにご尽力いただきありがとうございます。私は性同一性障害の当事者です。性同一性障害は医学的に精神の性と身体の性が一致せず食い違うために、その軋轢に苦しむ状態で、そのため医学的、心理的、社会的、家族的、経済的にも様々な問題を抱えております。特に戸籍上の性別と社会生活上の性別が異なることによって就職時、借家時、医療機関を受診する際など困難を伴い、生存にも支障をきたしています。就労の際、アルバイトという場合も多く、性別が記載された保険証ではプライバシーを公にするため医療機関にかかることさえ非常に苦痛です。さらに性同一性障害の健康保険についてもそのほとんどが適用外です。また公的機関である市役所やハローワークや警察などでも身分確認において不快な対応を受けることもあります。さらに選挙権を行使する際においても会場でトラブルに発展する場合さえあって、その権利を放棄しなければならない場合も現実存在します。

わが国において「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「個人情報保護法」「男女雇用機会均等法」「性同一性障害者の戸籍特例法」などの法律が制定されているのにも関わらず性同一性障害者をめぐる現実の状況は、特に子供のいる当事者にはおしなべて辛く自殺者が出ている状況にさえあります。以上の点から戸籍と異なる性で生活する性同一性障害者の実態をかんがみ早急に環境の整備と法律の不備の是正をもとめるしだいです。

地方自治体で実現可能なものとして以下につき実現くださるようお願い申し上げます。

- 1 印鑑証明書など性別欄にある証明書や申請書からの不必要な性別の削除
- 2 選挙の場合の性別に頼らない本人確認の方法
- 3 公務員、教育関係者、医療従事者への積極的な研修と理解の促進
- 4 学校や研修会など教育のなかでの啓蒙活動

また下記に関する意見書を政府に提出してくださるようお願い申し上げます。

- 1 性別の戸籍特例法(法律第 111 号)の見直しと「現に子がいない」要件の削除
- 2 術後のメンテナンス等について女性専門外来の活用
- 3 性同一性障害の治療に関する医療機関の拡充及び健康保険の適用
- 4 求職時における性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止
- 5 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
- 6 性同一性障害を含む性的少数者に対する啓蒙活動と理解
- 7 公務員を含む教育、医療従事者への研修と育成

以上

A、飯田市に対して性同一性障害者が普通に暮らせるための請願書について

1. 平成 15 年 6 月 2 日に飯田市議会の村松氏、渡氏に「請願書」を渡す。
2. 6 月 23 日の一般質問で市の公文書、申請書から可能な限り性別の記載を廃止していくとの市長が答弁する。印鑑登録証明書、国民健康保険受給申請書、福祉医療費申請書、選挙投票所入場券、市立図書館の利用申請書など 46 種類の公文書。
〔長野県は平成 14 年の 12 月に公明党牛山よし子議員の一般質問を受けて 92 の公文書で現在進行中〕

飯田市議会からの報告書

平成 15 年 9 月 10 日付

1. 印鑑証明など性別欄の存在する証明書や申請書などからの見直しを行っている。
①申請書などにおいて市民に記載を求める事項は、実際に業務の適正な執行に必要なもののみ記載を求めることとする。
②法律や政令で記載することが定められている場合や業務の執行に真に必要な場合を除き、記載を求めないことができないか検討した。
2. 選挙における性別によらない本人確認方式の再考
①不在者投票における宣誓書については市長、市議会選挙の性別欄の廃止
②国、県の選挙については県で作成されているので変更を要望していく入場券の性別欄を廃止する。
3. 市職員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解を促進していきます。
4. 学校教育のなかでも取り上げと理解の促進をしていきます。平成 9 年から平成 13 年に市内の全中学 3 年生に対して性教育のなかで取り上げました。
5. 意見書については、飯田市独自の取り組みをして行きたいと考えています。

B、長野県に対して性同一性障害者が普通に暮らせるための要望書について

1. 平成 15 年 6 月 2 日に長野県内外の当事者 12 名（gid.jp 夕貴、恵子、レイカ、の 3 名を含む、牛山よし子 公明党県議）で県庁にて田中康夫長野県知事に性同一性障害者をめぐる環境の改善を要望する。
特例法の子供要件などの撤廃、ジェンダークリニックの設置、男女共同参画社会会議への参加、住民票など性別記載について政府への意見書の提出など、を訴える。

C、長野県の各市に対して性同一障害者のための要望書の提出

1. 長野市、松本市、上田市、駒ヶ根市、大町市、塩尻市の議会に対して 7 月 8 日に要望書を提出する。

以上 夕貴でした。

46 種類の性別欄を廃止 性同一性障害に配慮 選挙、図書館、健保などの書類 長野県飯田市 2003 年 11 月 12 日掲載 公明新聞

長野県飯田市はこのほど性同一性障害に配慮し申請書等の 46 書類について性別欄を廃止した。同障害の当事者である中嶋みずささんから相談を受けた公明党の村松まり子市議が 2003 年 6 月の議会で提案。市は 7 月から全庁で見直しを行っており、今後も作業を続ける予定。

性別欄廃止の検討に当たっては、 unnecessary の場合は原則廃止の方向で検討。廃止しないのは（1）法令で記載が定められている場合（2）業務執行に必要な場合（福祉施設・病院等への入所・入院決定で必要な場合など）。市で様子を定める 712 件のうち 46 件についてこのほど廃止した。

市民に身近なものでは、今回の衆院選から投票所入場券の性別欄を廃止。市立図書館の利用申込書、老人保健関係や国民健康保険関係の各種申請書、ヘルパー派遣やデイサービス利用に関する書類などについても性別欄を廃止した。

飯田市在住の中嶋さんは幼いころから「女性として生きていきたい」と思ってきた。成人してからも投票所で奇異の目で見られたり、プライバシーを詮索されたり、当事者にしか分からないつらいことを経験。気が狂いそうになったこともあったという。

市の取り組みが始まったことについて中嶋さんは「率直に言って非常にうれしい。

公明党は全国でこの問題に取り組んでおり一番積極的。非常にありがたい」と話した。現在、中嶋さんは、同障害を持つ人のための環境整備を求める請願の県内各市議会への提出、公明議員への働きかけを準備している。

神奈川県南足柄市議会 国への意見書提出を求める陳情書採択 石川 戸賀崎

1. 経緯

2003年9月より、12月の議会に向け、『性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備についての国への意見書提出を求める陳情』（陳情代表者：松村比奈子、賛同署名者：10名（埼玉、千葉、東京、神奈川の当事者並びに支援者））を南足柄市議会へ行なってもらいました。このたび、陳情書が採択され、国へ意見書が提出されましたのでご報告致します。

特に『性別記載を変更したパスポートの発給』と『GID特別法の要件の見直しまたは緩和』の2項目を盛り込んだ神奈川初の国への意見書となりました。

12月5日、常任委員会を傍聴しました。委員会の要請で、先ず松村比奈子先生が陳情の経緯と趣旨説明をしました。その後ベテラン議員の前向きな質問が出て良い雰囲気になり、後に続く他の議員の具体的な質問との相乗効果で、最終的に議員7名中1名陳情項目一部承認、6名全陳情項目承認の、ほぼ全会一致のかたちで採択されました。

12月11日の本会議では、議員20名中19名が陳情内容に賛成し可決（南議発第96号）され、同時に国への意見書が採択されました。そして、南足柄市議会より、同日の12月11日付けにて意見書が、国（内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣）へ提出されました。尚、陳情書の内容は以下のとおりです。

2. 陳情の趣旨

性同一性障害とは、性自認（所謂心の性）と身体としての性（所謂体の性）が一致せず、その違いに苦しむ状態を言います。国内において性同一性障害を抱える人々の数は、およそ7,000人と推定されておりますが、性同一性障害の診断を受けていない人々や、苦しんでいるが表面的にはオープンにできない人々の数も合せ推測しますと、その数は10倍以上になると言われております。

性同一性障害を抱える人々は、医学的、及び心理的、社会的、家族的、経済的な様々な問題を抱えております。特に戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時や、家を借りる時、医療機関を利用する時等、非常な困難を伴います。例えば性別が記載されている住民票や印鑑証明書を提出できずに、アルバイトでしか就労できなかったり、心の性と違う性別でやむなく家を借りて支障をきたしたり、また性別が記載された健康保険証を用いたくない為に医者にかかれず、命を落す人がいたりするようなケースもあります。更にその健康保険も、性同一性障害の治療には殆どが適用外であり、当事者に重い負担を強いています。国内外を問わず公的な機関におきましても、本人であることを疑われて、本人確認に時間を要したり、事情を説明したりと、不快な対応を受けることもしばしばあります。こうしたことにより、国民の権利である選挙権さえ行使し難い状況にあります。

2000年12月に制定された『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』及び関連の答申『人権救済の在り方について』や『人権教育・啓発に関する基本計画』では、性同一性障害を抱える人々の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにも係らず、多くの当事者の不自由さは何ら変わっていないのが実情です。

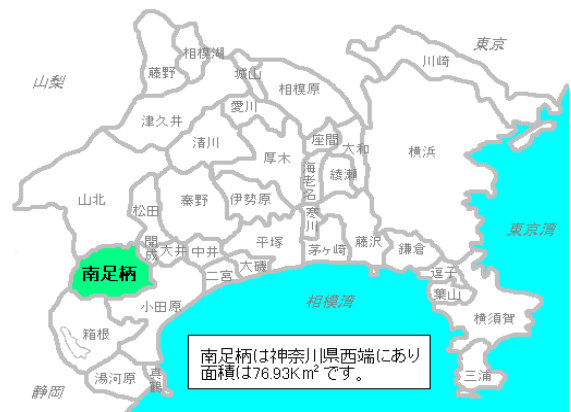
また2003年7月に『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』が成立致しましたが、実際には、裁判所で性別変更に係る審判を受ける為の厳しい要件があり、多くの性同一性障害を抱える人々はこの要件に合致せず、実態とかけ離れた法律となっております。

このように幼少の頃から性同一性障害を抱えて生きてきた何十年という歳月や当該当事者が戸籍の変更を許可されるまでの何年もの間、全ての性同一性障害を抱える人々は、今だに不自由さを抱えながら生活して行かねばならず、性同一性障害を抱える人々が可能な限り日常生活や社会参加が可能となるよう一日も早い社会環境整備が必要です。故に戸籍と異なる性で生活する性同一性障害を抱える人々に対する必要な法の制定と社会環境の整備と致しまして、陳情項目に列挙致しました7項目に関しましては、早急に市議会より意見書の形で政府に検討をはたらきかけて頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に本陳情は、先ず男女共同参画の問題としましては広い意味での性差別撤廃につながり、個人情報漏洩の問題としましてはプライバシーへの配慮やその他性別以外にも関連する不必要な情報の排除等の意義があり、当事者以外の南足柄市民へのメリットも大いにあるものと考えます。更にこのような南足柄市の先進的取組みを、近隣自治体にアピールする絶好の機会になるものと確信しております。

3. 陳情項目

- (1) 性同一性障害の治療に対する健康保険適用範囲及び診断・治療が可能な医療機関の拡充など医療面での国の支援
- (2) 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別等の禁止及び職場での支援
- (3) 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
- (4) 性同一性障害を含む教育の充実及び教育現場での理解と若年層の当事者に対する支援
- (5) 公務員や教育関係者、医療従事者等、性同一性障害に係る専門職の人々への研修と育成
- (6) 戸籍の性別変更前の性同一性障害を抱える人々に対する性別記載を変更したパスポートの発給
- (7) 当事者の視点に立った『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』の要件の見直しもしくは緩和



参考資料のご紹介 ちょっとコーヒープレーク

戸賀崎 まさみ

性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(GID 特例法)が成立する等、ここ数ヶ月の間にめぐるしい動きがありました。その間休日平日を問わず、自治体への働きかけや GID 特例法関連の会合への参加等々、はたまた連日連夜明け方近く迄、要望書の作成やメールの返信等に、多くの時間を費やされた方がいらっしゃる事と思います。そこで、ちょっとコーヒープレークして頂きたいと思い

ます。

以下の書籍は、自治体への働きかけの際の参考文献として購入したものです。一読を終えてみて、一般的に言われている性についての知識を再確認すると共に、それら知識の整理に役立ちました。また働きかけの際、性についての一般的説明と GID についての説明への導入にも役立ちます。

図解雑学 男と女 からだのしくみ

池下デニスクリニック銀座院長

池下育子 監修

～男と女のからだの違いを知れば

今まで理解できなかった異性の気持ちや行動がわかる～

2003 年 5 月 15 日

ナツメ社発行 @1,300 円



自分自身や異性の体については、誰よりも良くご存知の事と思いますが、お茶の間等で身近な性の話題をする時や、性同一性障害について知らない方へ説明しようとした時、いきなり専門的な説明をした為、相手の方が困惑した表情を見せてしまったと言う経験が一度や二度はお有りの事と思います。

本書籍は、性についての一般的な解説書ですが、典型的な男性や女性の体に留まらず、発生学的な所見を含めて脳の性分化について言及しています。更に性同一性障害についても分かり易く解説しています。また書籍全体としては図解による説明で非常に分かり易い構成になっています。

【内容】

①性について考えよう・・・

性とは何か、性を決定するもの、間性が出るわけ、etc

②性差を決めるものは何？・・・

脳の性分化、性中枢の性差、らしさを決めるもの、etc

③男性のからだのしくみ・・・

男性の一生のライフサイクル、男性ホルモンの役割 etc

④女性のからだのしくみ・・・

女性の一生のライフサイクル、女性ホルモンの役割、etc

⑤性交のメカニズム・・・

性的興奮が生じるしくみ、性欲についての男女の違い、etc

⑥赤ちゃんが生れるしくみ・・・

受精・妊娠・出産のプロセス、母乳が出るしくみ、etc

⑦さまざまな性の問題・・・

性同一性障害とは？、性同一性障害の脳をみてみよう、同性愛男性の脳をみてみよう、etc

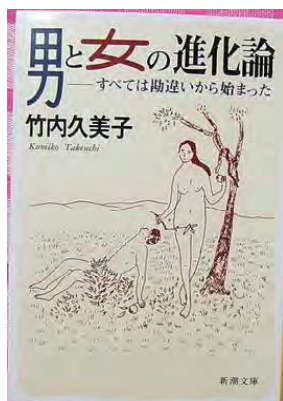
男と女の進化論

竹内久美子 著

～すべては勘違いから始まった～

2002 年 12 月 15 日

新潮社 19 刷(文庫本) @400 円



京大で動物行動学を学んだ筆者が、人の女と男について動物の性のあり方と比較しながら、生物学的視点や社会学的視点に立って実証的に解しています。特に霊長類との比較は必見です。また、筆者独自の感性に基づく視点はユニークで興味深いものです。

【内容】

女のシワは何故できる？、背の高い男は何故モテる？

口のうまい男がモテるワケ、子どもっぽい女に男は何故ヨワイのか？

理科系男の歴史、女の歴史はなりふり構わず

なぜ同性愛になるのか？、何のために同性愛になるのか？

平和に役立つ同性愛、ポルノは地球を救う

東洋人にはヒマがない、真実は隠されている、

魚は手段を選ばない、etc

半陰陽

半陰陽の方の問題は、多くの点で性同一性障害をかかえる日値の問題にオーバーラップし、密接にかかわっています。

しかし、「性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例の法律」では第一条の定義で「医学的には性別が明らかであるにもかかわらず・・・」と明記されるなど、対象から外されてしまいました。

半陰陽の方の問題を考えると言うことは、私たち自身のことを考えることにもつながってきます。

今後も、協力できるところでは、可能な限り声を掛け合い、共に行動することを考えたいと思います。

ここでは、半陰陽の方の取り組みや対応についてご紹介致します。

「もはや証明のできない半陰陽」の存在とその立場について

都蘭西亭 主宰 黒岩 龍太郎

法定で14日以内に戸籍登録される続柄は、身体的性別と、家督の相続・財産分与権の順位上での長、あるいはそれに次ぐものであるという順序とを合併した表記であります。これは、男性の継承者があればそれが継ぎ、それがなければ女性の継承者が順次受け継ぐというものであります。

これが、身体性と社会性が合一した序列を表す、見ようによっては非常に便利な表記の仕方であったようです。

しかし、これには、従来から、例外が存在しました。それが、外性器変異を伴う半陰陽でありました。生まれたときに、男女どちらかにはっきりとは定められない生殖器構造を持った人々が、成長するにしたがって、戸籍に登録されたのと、反対の性別の特徴を持つに至ったときは、医師の診断をもって、家庭裁判所へ行き、申し立てを行えば、戸籍の続柄の「錯誤」（誤り）として「訂正」することができるようになっております。

また、戸籍の登録は「半陰陽」であることを証明できる書類を添付して「遺漏（いろう）」でない（記載漏れでない）ことを明確化した上で、戸籍の登録を空白とすることは出来ることになっておりますが、これは、「追完」することを前提としてものであるそうであります。つまり、この空白の届け出は、あくまで補完を必要とする未完成のものであることになり、長年にわたって、これが空白のままであるという事例は現在までに1例しか報告がないようであります。従いまして、いずれにしても、性の区別というものは、いつかどこかで補完されます。でありますから、性別は、身体の性別には見合わなくても、どちらかに記載されていることになり、住民基本台帳をはじめとする多くの書類に記載され、一生どちらかの社会性に所属してゆくこととなります。これは半陰陽者にとって、多大な苦痛を生むものです。

今回、私は、私と同じ、半陰陽であってなおかつ性同一性に支障を来す事例が、判例としてどの程度存在し、その戸籍性別の訂正がどの程度に可能になったのかを確認いたしました。

判例体系のCD-ROMの記録を、「戸籍訂正」という項目で検索したところ310件の事例が挙がってきました。このうち、戸籍性別の半陰陽にかかる訂正であると確認されたものが、「家庭裁判月報」に2件ありました。

一件は、昭和32年の富山家裁の事例であり、もう一件が、平成3年の札幌家裁と札幌高裁のものであります。結果的にはどちらも勝訴であります。

他に、法律家・田中加藤男氏の書かれた「先例」戸籍訂正法」という書物に昭和33年の福井家裁および昭和38年の東京家裁の事例が記載されておりました。

以上で「半陰陽を理由とする戸籍性別の訂正」は確認できたものが4件ということになります。

ただし、ここで問題とせねばならぬことは、半陰陽であれば、一般的に、健康保険適用下における性器形成もでき、戸籍性別訂正も簡単なものと考えられておることあります。これは、少し半陰陽という、男女の中間または両性の特徴を持つ存在をご存知の方に多い認識であります。「前例もあり、訂正は簡単である」というように、必ず言われます。しかしながら、これはそう簡単なことではない、ということをお話せねばなりません。

例として、平成3年3月31日の判決があげられます。これは、最初の時点で、札幌家裁では却下されている判決です。これを高裁で取り消されてはじめて、許可されているものです。こうした事例が、存在することは、この影に多くの別の却下事例が存在する可能性があるということでもあります。この一件が高裁に持ち込まれず、家裁判決をもって結審とする状態のままでありましたなら、却下の事例となり、家裁月報に取り上げられることすらなかったと考えられます。

ましてや、子どもの頃にしか、医者での処置やホルモン補充の経験がないものは、もはやカルテも残っておらず、その後の顕著な外性器変異の再発もない人々の場合には、半陰陽であったことを家族の証言からしか見出すことができず、「もはや証明のできない半陰陽」の人々となっております。こうした場合には、この戸籍訂正申し立てのための医師の診断すら得られないのであります。また、こうした場合には、半陰陽児を持つ親の多くが、子が半陰陽であったことを、一生涯でもひた隠しに隠し通します。または別の病名をつけられて手術されているために真実を知らない親もいるようです。

私自身の事例にいたしましても、42歳の時まで性器形成の変異があったことは知らされておませんでした。たまたま、他の遺伝子変異からホルモン分泌亢進、内分泌腫瘍多発を伴う副腎変異発生の可能性が高いことが分かり、親に聞いたところはじめて事情が分かったに過ぎません。こうした事例では、残っているのは、自己の違和感のみであります。こうした人々は私を含め、何人も存在する

のを確認しております。

私は、本来の性別違和感のほかに、喪失感を持っております。「あるべきものがない」と感受しているGIDの人々より、「失ったと感ずる」自分は、更に重症な精神的な障害状態なのではないか、と密やかに悩み続けたものであります。

半陰陽は、少なく見積もっても、新生児2000人につき1人の割合で発生すると言われております。単純計算で、日本の人口概ね1億2000万人のうちに、6万人存在するということでもあります。もっと多いという報告もあります。

ここで、是非、皆さんにもお考えいただきたいことは、半陰陽者の幼い頃の身体処置のことでもあります。

半陰陽の身体にあつては、戸籍登録の性別に合わせて、戸籍登録上あつてはならない性別の特徴を開腹手術し、切除されてきました。それで、外見的に処理がなされたからといっても、性別の認識は変わらぬ場合があります。

これは、教育の無力を主張するためにお話しているのではない。純粋に身体違和感・喪失感が残る。あるいは、性別認識の逆転が起こる。そういうことでもあります。ペニスを切ったから、明日から女性として生きていけるか、ということでもあります。

こうした違和感を残す人々の治療を、GID治療ガイドラインの第2版では受け入れていただけることになりました。これは、我々、半陰陽でなおかつ、性別の認識の逆転を経験しているものにとって、大変ありがたい展開でありました。

しかるに、こうした対応は、法との連動をみるものではありませんでした。すなわち、「性同一性障害の性別の取扱いに関する法律」（いわゆる「GID特例法」）には、はっきりとこう述べられております。

「この法律において、性同一性障害者とは、生物学的には性別が明らかであるにも拘らず云々」。つまり、この時点で、半陰陽でなおかつ性同一性障害の症状を呈し、なおかつ「もはや証明のできない半陰陽」は、既にして、性別訂正の埒外であることとなります。

性同一性障害の人々の立法は、本年7月10日にやっと成立いたしました。その数、2000人～7000人に相当するといわれております。しかしながら、半陰陽は、すくなくとも、その10倍以上に相当いたします。

でありながら、戸籍のGIDにおける訂正事例が1例か2例、（4件との説もあり）半陰陽において通常の人々が図書館等で検索しうる記録はわずか4例に過ぎない。（法律家の調べでは7例あるそうですが、素人にはこれしか調べられませんでした）しかも、今回の立法では埒外。

これが、「簡単に、戸籍性別訂正のできる状態」といえるのでありましようか。私の方がこの実情には正直言つて驚きました。

なんとかせねばならない。どうするか。我々も動きだしました。「あらゆるところで性別を問われる」ことをなくするだけでも、苦痛の緩和になると考え「公文書からの不要な性別欄のできる限りの削除」に動き出したところであります。

性同一性障害を抱える人々が普通に暮せる社会整備を目指す会（あまりに長いのでgid.jpと呼ばれていますが）の方々と共同で陳情をさせていただいております。

たまたま地元・神奈川県大和市にお住まいの法律家・松村比奈子先生と地元のMTFの方がGIDの戸籍性別訂正の速やかな対応を、地元議会に陳情しておられ、この方が、

私のもとを訪れて、「半陰陽に関しても、戸籍性別訂正のすみやかな対応ということは必要なのであろうか」と質問されたことから、神奈川県下での陳情は始まりました。

その後、各地で行われていた陳情活動とも合流して現在では、全国の都市において、徐々にその規模を拡大しつつあります。

際立った削除といたしましては、千葉県・市川市の事例が挙げられます。公文書の性別欄が本年8月から140件削除されていることでもあります。当然、国や、県レベルの条例等で定められたものを省いた数であります。

各都市1000件を越す公文書からの性別欄の洗い出しをしていくのは当局としても容易な作業ではないようですが、私が神奈川県下で確認しておりますだけで、藤沢・大和・相模原・川崎・伊勢原・横浜・横須賀・平塚・南足柄・鎌倉の議員さんたちが、合同あるいは単独で公聴会を開き、議員代表質問を行ってくれ、議会の決議として、「公文書からの不必要な性別欄の削除」を行う方向で議会での陳情の可決を行っており、また各都市から国への要望書の提出、長野・千葉県知事等への面会の上での陳情、さらには厚生労働相に対する要望書の提出なども、会の代表がGIDからの要望といたしまして、行ってきたようです。

また、千葉県知事、堂本暁子氏から寄せられた回答には、明確に「性同一性障害のための性別欄削除」というにとどまらず、我々、半陰陽者のためにも削除は必要である旨の文書回答を、この10月に頂くにいたっております。

公文書において、性別を問うことの見直しは、このような全国的な展開になってまいりました中で、果たして、医師や親が今後も、性別欄に合わせて、当事者の腹を割いて生殖器を切除し、性別に合わせて生きる教育を施し、社会的にも中間あるいは両性の特徴を持つ者たちが、存在しないかのごとくに隠蔽していく社会である必要があるのでしょうか。

多くの半陰陽者は、自らの性別をいやしめられる経験には、事欠きません。診断のために、医師に性器を覗き込まれ、触れられ、手術を受け、排尿時に覗き込まれて、登校を拒否し、もはや社会適応に多大なる影響を及ぼしております。必ずしも定められた性別に馴染み、適合しては居らないのであります。

今の医学の進展を省みますときに、例えば、停留辜丸の癌化を理由に幼い頃の手術処理がどの程度に必要不可欠なのであましようか？最新の医学で手を振れずに診断を下せることも、手術をせず、経過を観察することもできるではありませんまいか。医師もこの適合手術を好んで行っているのではないことは、論を待たないものと思います。

我々、半陰陽の当事者も、今後も社会を変える努力を、渾身の力で、行つてまいります。でありますから、この機運をお汲み取りいただきまして、今後の新生児手術、ホルモン療法、形成手術の再考を、是非ともお願いする次第であります。各界のセクソロジーに携わる皆様には、是非、当事者と社会に、ともに真実を伝える、すみやかな対応に、ご協力をお願い申し上げたいと思います。私ども、半陰陽の運動は後発であるがゆえにこそ、LGBTI全部が一致協力して、今後の社会的・科学的対応にあたっていけるよう、希望してやまないものであります。

※ 本編は、10月19日に開催された「日本性科学学会」における「多様な性を生きる」と題されたシンポジウムで発表された内容を元に、編集いたしました。

半陰陽について

埼玉医科大学 総合医療センター形成外科 教授 原科 孝雄

半陰陽問題に関する黒岩氏のご意見に対して、医療サイドから少々釈明させていただきます。

もしも性別判定困難な赤ちゃんがうまれた場合、小児科医（小児内分泌医）は外性器所見、染色体、ホルモン検査結果などを総合して性別を判定すべく努力します。（CT、MRI、超音波による内性器所見は新生児には無理）これは出生届を2週間以内に提出するという法律のためです。しかしどうしても性別判定が困難な場合には届け出を1年間保留するという制度もあります。しかしそれまで大きかった妊婦のお腹が小さくなれば、当然のことながら周囲の人たちは赤ちゃんの性別を尋ねます。まだわからないですとは返事できず、どうしても焦って決定せざるを得ません。過去には性別判定困難な場合、膣は形成できても陰茎形成は困難だという単純な理由から女子として登録し、成長に従ってその子の性自認が男性であることが判明するという不幸な出来事があったようです。またその反対に大き目のクリトリスをペニスと考えて男子と判定した後、成長に従って女性としての性自認がはっきりしてきたという事例もよくあるようです。

小児科医もこの問題には悩んでいて、私も彼等の研究会に参考人として呼ばれたことがありました。その時には現在ではペニス形成も可能となったから性自認をよく確認してから性別を決定して下さいと伝えてきました。ただし性自認の判別が何才から可能かという問題があります。

このような事情から親の『みえ』のための性別決定、性器の手術があとをたたないことと思います。医師ばかりが非難されていますが、むずかしい問題です。

GID 治療のための改訂版ガイドラインにも、性別判定に錯誤のあった半陰陽者には GID と同様な治療ステップを踏むとあります。ただしこの場合には手術に健康保険が適用されます。（GID の治療にも適用される日は近いと信じます。）

半陰陽は GID と異なり、ほとんど全例が過去に医療機関との接触があった、すなわち統計から逸脱する可能性が少ないために、2000 例に 1 例というわれわれの想像以上の数値が出ていると考えます。それに反して当科を受診する半陰陽の患者さんはきわめて少ないです。それまで一生嫌な思いをしてきたのだから今さら病院など真っ平とお考えの人もおいでということは理解できます。

非露出部である外陰部の形態異常が精神面におよぼすダメージの大きさには精神科医でさえも驚いています。これらの人たちは一生重荷を背負って生きてきたために、病院受診を極度にいやがり、また手術の適応があってもそれをなかなか受け入れません。なんとか説得して大きすぎるクリトリスを見えなくするような手術や、小さなペニスを引っぱり出して少しでも見栄えをよくする手術ですっかり精神的に楽になった人も経験しております。医療不信に陥って一人で悩み続けていてもなんの解決にもなりません。もっと気楽にご相談くださればと考えます。

われわれはこのような問題への対応に最も慣れている施設の一つと自負しております。

埼玉医科大学総合医療センター形成外科

〒 350-8550

住所 埼玉県川越市鴨田辻道町 1981

電話 049-228-3636

FAX. 049-226-5284

<http://www.saitama-med.ac.jp/>

医療

医療の問題は、私たち当事者にとって切実な問題です。特にホルモン治療以降の健康保険適用の問題と、ジェンダークリニックの数の少なさは、深刻といえます。

そのため、厚生労働大臣に面会した際にも、この問題を強く要望いたしました。

特例法がとりあえず成立した今、この問題は、私たちの今後の大きなテーマとなってきます。

性同一性障害の総合的な治療に関しては、1996年に埼玉医科大学、1998年に岡山大学で始まってから、長い間この2施設に止まると言う状況が続いていました。

しかし、2003年になって札幌医科大学、大阪医科大学が治療の開始を表明し、広がりができつつあります。

特に札幌医科大学での取り組みについては、私たちも大きく関わらせていただきました。

この章では、こうした医療問題についてご報告いたします。

札幌医科大学付属病院関係の報告

gid.jp 北海道担当世話人 日野 由美

平成14年度、札幌医科大学付属病院への意見交換会は3回行われました。

8月5日、初めての意見交換会が開かれ、「GID診療をスタートさせるが、出来るだけ当事者の声を聞き入れたい。」と病院側から話され、私たちも「診療病院の拡大・受付での性別確認」等の要望を出しました。

2回目は、8月25日、GID診療開始に関する倫理委員会の記者会見の前に行われました。7月に出した要望に関しては、「要望内容は十分に理解できるし、出来るだけ応えていきたいが、一病院として出来ること、できないこともあるので、それも理解していただきたい。」と話されてました。

3回目は、11月20日、実際に通院してる当事者の声を聞くという形で行われました。

通院当事者から多く出た声は、「受付・支払い窓口での戸籍名の呼び出し」に関する困惑でした。病院側は、「原則的には通称名でお呼びしたい。」と答えられてましたが、支払い窓口が病院とは別組織の金融機関であることにより、通称名の呼び出しの徹底が困難である事などの課題も浮かびあがりました。

3回目の意見交換会に際し、通院当事者どうしが連絡取り合い「複数の者の声を集計したノート」を、病院側に提出しました。後日、ノートに対する回答がメールで送られてきました。回答内容に対し、「誠意ある回答。」という当事者もいる反面、「十分に満足できる回答ではない。」と不満の者もいて、賛否両論に別れました。私自身としては、病院側が定期的に、通院当事者との違憲交換会を開き、要望に対しても記録に残るメールという形で応えてくれたことは、GID診療に関する前向きな姿勢を示すものだと、とらえています。

なお、通院当事者向けに、「GIDレター（仮称）」を印刷し、精神科の窓口に置かせてもらいました。パソコン・メール等を使用しない方々にも、情報を伝えたいと思い、機関紙という形で配布しました。病院も配布には好意的に対応してくれています。

以下、GIDレターNO2の内容の抜粋を載せておきます。

札幌医科大学病院と意見交換会

★去る11月20日、札幌医大にて病院関係者とGID当事者の意見交流会が行われました。その中から、特にお知らせしたい状況の報告をいたします。

★今回の意見交流会の目的ですが、「病院内における各種運用マニュアル」策定に当事者の意見を反映させようと言うことです。これは、病院サイドにとっても、私たち当事者にとっても非常に有意義のあることです。相互の理解の上にGID診療を進められるからです。

■病院内の各種対応については、自分の望む通称名での対応が可能となります。（この件につきましては、12月2日付 北海道新聞で公表済）ただし、診察カードについては、従前どおりですので、診察カードの通称名化を善処頂くよう札幌医大にお願いしております。

■外来については、前述のとおり通称名での対応となりますが、カルテはあくまで戸籍名です。ですから、検査結果票等も戸籍名ですので、万が一の対応誤りがおきますと、プライバシー等に関わります。これにつきましても十二分の配慮を札幌医大にお願いしております。

■薬局については、院内処方前提としますので、通称名での対応となります。

■計算センターについては、保険証確認等のための呼び出しは、通称名で呼び出し戸籍戸籍名の確認となります。医療費支払いについては北洋銀行対応となりますので戸籍名となります。札幌医大から『北洋銀行に対し、患者様がGIDである旨を伝えることはできない。』と、説明を受けてましたので、次善策等を要望いたしました。

★紙面の都合上、簡単になりますが、意見交流会における概略をお知らせいたします。

今後は、多数の札幌医大に通院されている当事者が積極的に参加され、いろんな意見を出されることを期待いたします。

北海道新聞 2003 年 12 月 2 日掲載

性同一性障害治療専門窓口 札幌医大が開設

心と体の性が一致しない性同一性障害を専門的に治療するため、札幌医大は一日、付属病院の神経精神科外来に「GID（ジェンダー・アイデンティティー・ディスオーダー＝性同一性障害）クリニック」を開設した。性同一性障害の専門窓口としては埼玉医大、岡山大に続き、全国で三つ目となる。

クリニックの窓口は神経精神科にあるが、診療は神経精神科のほか婦人科、泌尿器科、外科などの医師約三十人の診療チームが担当する。治療は《1》精神療法《2》ホルモン療法、乳房切除《3》性器の造成など性別適合手術の三段階で、治療を進めるかどうかは、段階ごとに診療チームとは別の医師でつくる判定治療専門部会が合議で審査する。

受診の際に記入する受付用紙には性別を記入しなくてもよく、会計や薬局での不快感を軽減するため、本名ではなく自分が感じる心の中の性に合った「通称」で受診できる。

これまで同病院では、神経精神科などに性同一性障害の疑いがある患者約五十人が受診している。クリニック開設初日は事前に予約していた八人が受診した。

完全予約制。受診希望者は月曜から金曜までの午後二時～四時に、神経精神科外来

（電）011・611・2111 内線 3533 で受け付ける。

現在、札幌医科大学附属病院のホームページでは、ジェンダークリニック開設の案内が掲載されています。

<http://web.sapmed.ac.jp/byoin/cont/gdiclinichtml.html>

GID クリニックの開設について

当院では、性同一性障害（GID）で苦しんでおられる方々の治療のため、平成 15 年 12 月 1 日より、神経精神科や産婦人科、泌尿器科などからなる専門外来「GID クリニック」を開設いたしました。これからはじめて当院を受診される方（初診）については、次のとおり完全予約制とさせていただきます（すでに当院の神経精神科を受診されている方は、これまでどおり来院の際に担当医と相談の上次回の予約をしていただきます）。

1 予約方法

あらかじめ電話により予約してください。

なお、初診の診察は月曜日のみで、お二人までとさせていただきます。

2 予約及びお問い合わせ受付場所

神経精神科外来

（代表：011－611－2111 内線 3533）

3 予約及びお問い合わせ受付時間

月曜日から金曜日までの 14：00～16：00

札幌医科大学医学部附属病院

〒060-8543

北海道札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 291 番地

TEL:011-611-2111（代表）

E-mail:satsui.kanri@pref.hokkaido.jp

生命保険の給付金支払について

山本 蘭

SRS（性別適合手術）に健康保険が適用されていない現状では、生命保険に加入している方が手術給付金や入院給付金を受け取るかどうかは、大きな関心事だと思います。結論から言うと、これらの給付金は受け取ることができますし、過去にも実際受け取った例が存在しています。また、国内での治療のみならず海外での治療でもこうした給付金は支給されているようです。

MtF の SRS については、以下の事例が報告されています。

- ・2002 年 11 月 第一生命保険 終身保険
- ・2003 年 7 月 三井生命保険 定期保険特約付終身保険
- ・2003 年 7 月 日本生命保険

これらの手術は、いずれも海外（タイ）におけるものです。

FtM の 乳房切除については、以下の事例が報告されています。

- ・2002 年 11 月 エジソン生命保険

手術給付金は何の手術をしたかによって給付倍率が細かく決められています。MtF の SRS の場合は、手術約款によると「陰茎切断術」に該当するようで、この給付倍率は最高の 40 倍に設定されています。（三井生命の場合）ですので、基本給付額 10,000 円の保険の場合なら 40 万円にもなり、SRS 費用の大半をまかなうことが可能となります。

三井生命の場合は申請には特に特殊なフォーマットは必要なく海外の病院（プーケット・インターナショナル・ホスピタル）の手術証明書だけで事足り、日本での診断書は必要ありませんでした。

ただ、入院給付金を受給するためには、証明書に入院期間が明記されている必要がありますのでご注意ください。また、三井生命では特殊な申請書は必要ありませんでしたが、保険会社によっては専用の用紙が必要になる可能性もあります。別の当事者の方の話によると、日本生命では事前に日本での診断書が必要であり、また会社所定の用紙で提出が必要とのことのようです。

海外の場合は後でやりとりするのは大変ですので、渡航前に保険会社に話をしておき、事前に申請書類を受け取ってそれを持ち込むのがよいと思います。

いずれにしても、保険の担当員とよく話し合うことが必要です。私の場合は、外交員（いわゆる保険のおばさん）ではなく、三井生命本社の課長が直接対応してくださいました。そのため、全ての手続きがスムーズで、あっけないほど簡単に手続きが進みました。

また、更に驚くことには、手術から 4 ヶ月が経過した段階で、新しい保険に加入することができました。

新しい保険の加入にあたっては健康診断などが必要になってきますが、私は直前に会社の健康診断を受診して若干中性脂肪値が高いだけで他は何も問題が無く、そのせいもあってか、保険会社の審査は非常にスムーズでした。

何らかの条件が課せられたり掛け金が高くなるなどの可能

性も考えられましたが、そのような条件は一切つきませんでした。

ただ、これも別の当事者の話ですが、新規の保健に入ろうとして、保険会社の健康診断で血液検査まで受けさせられて、問題がなかったにもかかわらず加入できなかったという例も報告されています。（ただし、この方は SRS 前）どうも三井生命はこのあたりが鷹揚なのかよくわかりません。

ただ、私の場合は加入が 1994 年で、完全に治療前です。また、日本での公式な治療は開始されておらず「性同一性障害」という言葉もまだ無い時代です。

ところが、すでに GID 治療を開始されていて、医師から性同一性障害の診断を受けてしまっていたとすれば、将来的にその人は SRS を行う可能性があるわけで、保険会社としては支払いリスクを考えると、加入を拒否することは考えられます。

また、GID であることを隠して加入した場合には、事前の重大な告知義務違反に問われ、保険金が支払われない可能性も考えられると思います。

また、保険会社によっては、ガイドラインに沿った治療でなければ受け付けないというケースも想定されます。

さらに、簡単に加入したり給付金が支払われるところとそうでないところもあるようですので、このあたりはよく調査する必要があるでしょう。

いずれにしても、審査に時間がかかることは十分に予想されますので、すでに加入している方は、まずは担当者と相談してみられるとよいでしょう。

ちなみに、私の保険金の受取人は第 3 者になっています。Sexuality が Asexual で、特定のパートナーのいない私にとってはこれはたいへん助かりました。

これも、最初加入する際にいくつかの保険会社に掛け合っただけが引き受けてくれたのでした。

いろいろな意味で、三井生命は理解がある（ある意味いいかげん？）なのかもしれません。

以上、ご参考までに。

三井生命の SRS に対する給付金に関する回答書

2003年6月2日

三井生命 ○×横

以下の資料1および資料2をお送りいたしますので、手続きをお願い申し上げます。

2. 名義變更請求書兼改印届け
3. 保険証券

以下の資料3をお送りいたしますので、ご検討の上、書面にてご回答をいただきたくお願い申し上げます。

5. 主治医診断書(性同一性障害)

ご回答いただきたい内容

4. 資料3の診断書では「今後、性同一性障害の治療において性別適合手術(SRS)が必要になる可能性がある」と書かれているかと思いますが、これについて以下お答えください。
- a. 手術が必要となった段階で請求すれば疾病入院特約に基づき疾病入院給付および手術給付金が支払われるか。
 - b. 疾病入院給付あるいは手術給付金が支払われないのであればその理由はなにか。
 - d. 疾病入院特約の別表3における性別適合手術(SRS)の給付倍率はどのように算定されるか。
8. 疾病入院特約の別表2の2項の「前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設」とあります。これについて以下お答えください。
- a. 会社が同等と認めるための具体的な基準はなにか。

(※ 日本では性同一性障害の治療は日本精神神経学会のガイドラインに基づいておこなわれます。このガイドラインにおいて、性別適合手術(SRS)は、必ずしも国内の医療機関で実施することが求められているわけではありません。)

以上

入院給付金、手術給付金の支払いについては、ある MtF 当事者の方が三井生命保険に、文書での回答を求めた例が、会に報告されています。ここに、当事者からの質問状および保険会社からの回答書全文を掲載します。

ご覧いただくとわかるように、「性別適合手術」そのものに対して適用されているわけではなく、「陰茎切断術」という具体的な手術内容について支払われるという回答になっています。

いずれにしても、保険会社も対応してくれますので、まずは相談してみられるとよいと思います。

当事者からの質問状

質問状に対する保険会社からの回答文です。

平成15年11月5日

第三 實例樣

三井生命保險相互會社
東京營業第二部營業第三課

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社業につきましては、平素より格別のお引立てを賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、ご照会の件につきまして、下記のとおりご回答させていただきますので、宜しくご了承のほど、お願い致します。

記

1. 手術が必要となった段階で請求すれば疾病入院特約に基づき疾病入院給付金及び手術給付金が支払われるか？
現実に入院・手術をされ、診断書の提出と共に、給付金の請求書を受領することにより、支払いを行います。
2. 疾病入院特約の別表3における性別適合手術(SRS)の給付倍率はどのように算定されるか？
現に診断書の提出があった場合において、その診断書記載の手術名により、判断させていただきます。
男性から女性への適合手術の場合、陰茎切除術が行われるものと思いますが、診断書上その旨明記されていれば、査定が容易であるため、可能であればそうしていただくと幸いです。
3. 疾病入院特約別表2-2項「前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設」における、同等と認める具体的基準は何か？
具体的基準というものはありません。別表1に定める入院の定義を充足し、医療機関に入院した場合には支払うこととなります。

以上

別表 1

入院

「入院」とは、医師（会社）が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受けるため、会社が特に認めた乗組員復旧法に定める診療所に収容される場合には、その診療所を含みます。）
2. 前号の場合と同号と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表 3

対象となる平術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

対象となる手術の種類	給付倍率
5級・6級の手術	
38. 腎臓摘出手術（受容者に限る。）	40
39. 膀胱・腎臓・尿管・副腎摘出手術（経尿道的操作は除く。）	40
40. 尿道狭窄形成手術（経尿道的操作は除く。）	40
41. 尿管結紮術（経尿道的操作は除く。）	40
42. 陰茎切断術	40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精室・精立腺摘出手術	40
44. 陰茎・尿道全摘出手術	10
45. 子宮全摘除手術（単独子宮全摘のみ）子宮全摘除手術は除く	10
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管摘除術	10
47. 帝王切開摘出術	10
48. 子宮外妊産手術	10
49. 子宮筋・膜全摘手術	10
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリポー切除術・人工妊娠中絶手術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣血管手術（経腹的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10

フォーラム

私たちは、このフォーラムの開催を通じて、全国の当事者にまず問題意識を持ってもらい、自分たちも何かできることがあるということを感じて欲しいと思っています。

そしてこのフォーラムを通じた出会いによって、一人でできる人は一人で、gid.jp の助けが必要ななら gid.jp と一緒に、恒常的に活動したい人は会のメンバーとして、それぞれが幸福追求のために活躍できる場を発見してもらいたいと思うのです。

また、フォーラムには一般の市民の方やマスコミの方にも参加いただいて、広く GID の問題を理解し共感していただきたいと思います。私たちは、そういう場としてフォーラムを位置づけています。

おかげさまで本年 1 年、5 回のフォーラムと特例法の説明会を 2 回開催することができました。

いずれも、ほぼ満員の盛況でした。多数のご来場、まことにありがとうございました。

2003 年後期に開催されたフォーラム

5 月 17 日 (土)

gid.jp 公開フォーラム 2003 3rd

「薬害 HIV 訴訟に学ぶ」当事者運動のあり方

メインスピーカ 衆議院議員 家西 悟さん

場所 渋谷 フォーラム 8 (東京都渋谷区道玄坂 2-10-7 新大宗ビル)

内容 大阪 HIV 訴訟の代表を務めて和解をまとめあげ、また現在では衆議院議員として C 型肝炎などの感染症血液行政、また GID などいわれない差別を受けている少数者の人権を守るために活躍されている家西悟さんをお招きして、薬害 HIV 訴訟をどのように闘ってきたのかその経緯をお話いただき、当事者運動のあり方、進め方を探りました。

9 月 20 日 (土)

gid.jp 公開フォーラム 2003 4th

「GID 特例法」の成立と今後の展望

メインスピーカ 参議院議員、与党 PT 副座長 浜四津 敏子さん

衆議院議員 山花郁夫さん、衆議院議員 家西 悟さん

場所 科学技術館谷 第 1 会議室 (東京都千代田区北の丸公園 2-1)

内容 7 月 10 日に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」に関し、成立に尽力くださった国会議員の方をお呼びして、成立の経緯と「子無し」要件の撤廃など、今後の展望をうかがいました。

11 月 29 日 (土)

gid.jp 公開フォーラム 2003 5th

「小金井フォーラム 2nd」

～地方自治体でできること、当事者ができること～ あれから 1 年を振り返って

講師 稲葉孝彦さん (小金井市長) 浜四津 敏子さん (参議院議員)、
山花郁夫さん (衆議院議員) 鈴木ひろ子さん (小金井市議) 他多数

場所 小金井市商工会館 2F (東京都小金井市前原町 3-33-25)

内容 昨年開催された小金井フォーラム。これが gid.jp 発足の原点でした。
そのときには、最後に「ここ小金井で始まった小さな波紋が全国に広がっていき、やがてはビッグウェーブとなって国にまで届くことを願う」と宣言されました。
そしてその波は、すでにやってきたのです。
この 1 年の変化を振り返って、多くの当事者の方、議員の方、行政関係者の方に報告いただきました。

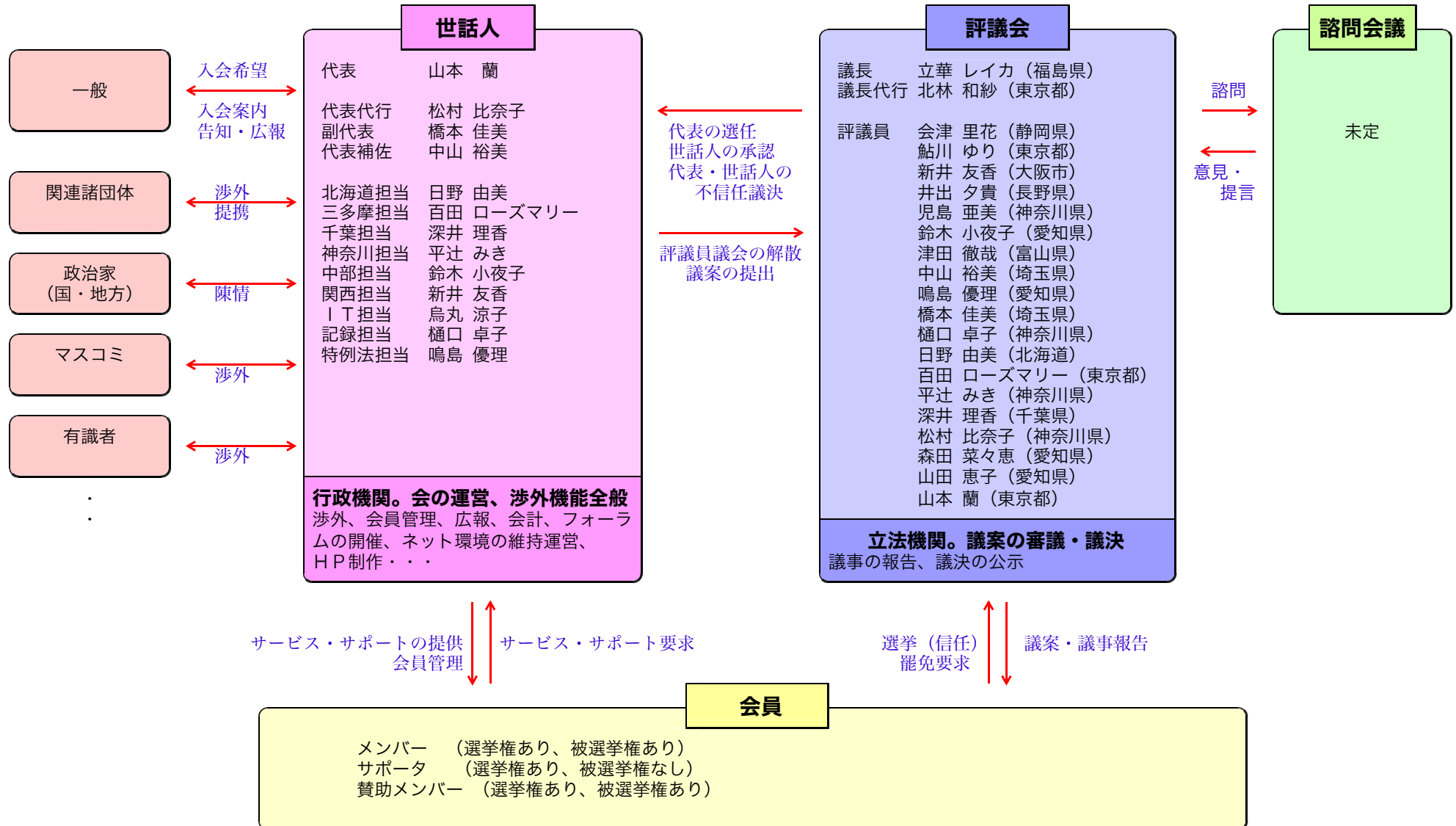
会の組織・運営

ここでは、gid.jp の組織および運営についてご説明いたします。
gid.jp は、「できる人が」「できることを」「できる範囲で」 行うことを目標としています。
この実現のために、会員みなさんの声を可能な限り反映できる仕組みを作っています。
まだ会員でない方は、ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

gid.jp では「世話人」と呼ばれる行政組織と「評議会」と呼ばれる立法組織に分離されています。
評議員は年に1度メンバーの中から選挙によって選ばれるなど、常に民主的な運営を心がけております。

代表	評議員の中から1名が選出されます。任期は1年です。 会を代表し、会の運営のに対し責務を負います。 評議会を解散でき、また世話人の任免権を持ちます。
代表代行 副代表	代表の職務を補佐し、また代表が短期間の不在や職務の履行が不可能な時に、代表の職務を代行します。代表が選任し、評議会の承認を得ます。
代表補佐	代表の職務を補佐し、会の事務作業を行います。
世話人	具体的に職務を執行する方です。地域や職務により担当が決められています。 代表が選任し、評議会の承認を得ます。 代表と共に世話人会を形成します。世話人は会の唯一の行政機関です。
評議員	メンバーの中から立候補を受け付け、会員全員の選挙によって選出されます。 評議員は評議会を形成し、会の唯一の立法機関をなします。評議会の定員は20名程度です。 会の運営方針を決定し、予算および決算の審査を行います。 また、代表および世話人の不信任を議決できます。代表は不信任が議決された場合は、ただちに辞任するか評議会を解散しなければなりません。
会員	gid.jp を構成する方々です。メンバー、サポータ、賛助メンバーの3種類があります。
メンバー	会の趣旨に賛同し、実際に会の活動に参加される方です。当事者およびその家族、支援者などが対象になります。会での活動内容につき意見を述べたり、重要な議題につき賛否に参加することができます。評議員へ被選挙権および選挙権を有します。また、メンバー内の発議により、評議会に議事を提案することもできます。
サポータ	会での実際の活動は行わないけれども、趣旨に賛同いただける方です。 評議員の被選挙権はありませんが、選挙権は有します。
賛助メンバー	会の活動に賛同し、会からの要請を受けて、専門分野での働きかけをお願いする方です。 政治家、行政関係者、マスコミ関係者、医療関係者、教育関係者、法曹界関係者などの方が加入頂けます。
会費	gid.jp では会費は徴収していません。 みなさんからの寄付と、フォーラムの開催や物品販売によって運営されています。
加入	当事者だけでなく、そのご家族、支援者など会の趣旨に賛同される方であればどなたでも参加いただけます。 メール（contact@gid.jp）またはFAX（03-5715-2302）で、申込書をお送りください。
ML（メーリングリスト）	会の情報伝達・意見交換の中心的存在です。1日に数通のメールがやりとりされています。 会員の方であればどなたでも参加頂けます。MLでは他では見ることのできない貴重な情報が交換されています。
郵送サービス	メールをお持ちでない方のために、会からのお知らせやMLの情報をプリントアウトして年4回お届けするサービスです。この場合のみ、年間3000円の利用料が必要になります。 詳しくは、お問い合わせください。

gid.jp 組織構成図



メンバー・サポータ登録票

メンバーまたはサポータとして、会の活動に参加をお願いいたします。

- メンバー 会の趣旨に賛同し、実際に会の活動に参加される方です。
会での活動内容につき意見を述べたり、重要な議題につき賛否に参加することができます。
HP上のメンバー専用ページにアクセスいただける他、メーリングリストにも参加頂けます。
会での活動と言っても、堅苦しく考えず「自分のできること」でかまいません。
- サポータ 会での実際の活動は行わないけれども、趣旨に賛同いただける方です。
登録いただければ、会から活動報告やフォーラムのお知らせなどをお送り致します。
- 賛助 会の活動に賛同し、会からの要請を受けて、専門分野での働きかけをお願いする方です。
- メンバー 政治家、行政関係者、マスコミ関係者、医療関係者、教育関係者、法曹界関係者などの方が加入頂けます。

● 必須項目 ▲ 郵便物送付を希望される方必須項目 ○ 任意項目

- 区分 ☐ メンバーとして登録 ☐ サポータとして登録 ☐ 賛助メンバーとして登録
☐ とりあえずお知らせだけ欲しい

● お名前（通称可）

● ハンドルネーム
※会員専用ページでお使いいただく名前です。

▲ お名前（郵便用）

▲ 郵便番号

▲ ご住所

▲ 連絡先電話番号

○ 携帯電話番号

● メールアドレス（パソコン用）

● メールアドレス（携帯・PHS）

- メーリングリストへの参加（参加の場合、1日に数通メールが届くことがあります）
☐ 参加する ☐ 重要なお知らせのみ連絡がほしい ☐ 参加しない

※メールアドレスをお持ちでない方のために、郵送によるプリントサービスを実施しています。
年に4回、最新の情報をお届けいたします。ただし、利用料として3000円が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- 会からの電話連絡
☐ 固定電話・携帯電話共に可 ☐ 携帯電話のみ可 ☐ 不可

- 会からの郵便物の送付
☐ 可 ☐ 会の名称でなければ可 ☐ 不可

- あなたのお立場は
☐ 性同一性障害当事者 ☐ その他の性的マイノリティ ☐ それ以外
☐ 医療関係者 ☐ マスコミ関係者 ☐ 法曹関係者 ☐ 政治家 ☐ 行政関係者
☐ 教育関係者 ☐ その他

● 自己紹介
(ML等で紹介させていただきます)

上記内容をお書きになり 03-5715-2302 まで FAX いただくか、上記内容をそのままメールで contact@gid.jp までお送りください。メンバーまたはサポータとして登録させていただきます。
また、ご質問・ご要望なども承っております。

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会
活動報告書
2003 年 後期版

2004 年 1 月 31 日 初版発行

© Copyright 2003 gid.jp
All rights reserved.

発行

gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会

〒140-0011 東京都品川区東大井 5 丁目 26-22
エクシズビル 3F トゥインクルスター内
TEL.03-5715-2303 FAX.03-5715-2302

Printed in Japan
落丁・乱丁はお取り替えいたします。